県章

三重県公報

令和5年3月31日（金）
号　外

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	規　　則		
30	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	（総務課）	2
	訓　　令		
6	職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令	（人事課）	181
7	三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令	（同）	183

規　　則

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をこゝに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県知事　一　見　勝　之

三重県規則第三十号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十三　（略） 十四　部長　組織規則第十九条第一項に規定する部長、局長、理事及び出納局長をいう。 十五　次長　組織規則第十九条第一項に規定する副部長、副局長、危機管理副統括監、危機管理地域統括監、次長及び担当次長並びに同条第三項に規定する工事検査総括監をいう。 十六～二十　（略）	（定義） 第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十三　（略） 十四　部長　組織規則第十八条の三に規定する最高デジタル責任者、同規則第十九条第一項に規定する部長、デジタル社会推進局長、局長、理事及び出納局長をいう。 十五　次長　組織規則第十九条第一項に規定する副部長、副局長、危機管理副統括監、危機管理地域統括監、副最高デジタル責任者、次長及び担当次長並びに同条第三項に規定する工事検査総括監をいう。 十六～二十　（略）

別表第一防災対策部防災対策総務課の表から別表第一戦略企画部統計課の表までを削る。

別表第一総務部行財政改革推進課の表中第二号の項を削り、同表の次に次の表を加える。

総務部　広聴広報課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	広聴広報戦略会議等に関する事務	広聴広報戦略会議及び広聴広報会議に関する事項					○						
2	広聴に関する事務	1　政策広聴に関する事項					○						
		2　集会広聴に関する事項					○						
		3　広聴相談に関する事項					○						
3	報道に関する事務	報道機関との連絡調整に関する事項					○						
4	広報に関する事務	1　刊行物の発行に関する事項				○							
		2　新聞、雑誌等への広告に関する事項					○						
		3　インターネット、テレビ及びラジオ等に関する事項					○						

別表第一総務部法務・文書課の表第四号の項第四号から第六号までの規定中「例第10条」を「条例第10条」に改め、同表の次に次の表を加える。

総務部　情報公開課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の施行に関する事務	条例第30条の規定による実施状況の公表					○						

別表第1総務部人事課の表中第11号の項を次のように改める。

2	分限・懲戒等に関する事務	1　地方公務員法第28条第1項の規定による分限処分											
		(1)　課長補佐職以上に係るもの	○										
		(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）			○								
		2　法第28条第2項の規定による分限処分											
		(1)　課長職以上に係るもの	○										
		(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）			○								
		3　職員の分限に関する条例（昭和48年三重県条例第3号）第2条の規定による分限処分											
		(1)　課長職以上に係るもの	○										
		(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）			○								
		4　法第29条の規定による懲戒処分(非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。)	○										

別表第1総務部管財課の表の次に次の二十一表を加える。

総務部　デジタル戦略企画課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	情報化推進に関する計画の策定及び調整に関する事務	1　官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)に基づく計画の策定及び基本的な方針の決定			○								
		2　1以外の情報化推進に関する計画の策定及び基本的な方針の決定			○								
		3　計画に関する基本的な処理方針の決定及び部局横断的な調整				○							
2	ＩＴ利活用に関する事務	1　ＩＴ利活用に関する基本的な方針の決定				○							
		2　ＩＴ利活用に関する処理方針の決定					○						
3	情報セキュリティに関	1　情報セキュリティに関する基本的な方針の決定				○							

	する計画の策定及び調整に関する事務	2　情報セキュリティに関する基本的な処理方針の決定及び部局横断的な調整					○						

総務部　デジタル改革推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	情報化を支える人材の育成に関する事務	1　情報化を支える人材の育成に関する基本的な方針の決定				○							
		2　情報化を支える人材の育成に関する処理方針の決定					○						
2	電子自治体の推進に関する事務	1　電子自治体の推進に関する基本的な方針の決定				○							
		2　電子自治体の推進に関する処理方針の決定					○						
3	情報通信基盤の整備促進に関する事務	1　情報通信基盤の整備促進に関する基本的な方針の決定				○							
		2　情報通信基盤の整備促進に関する処理方針の決定					○						

政策企画部　政策企画総務課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の施行に関する事務	1　法第1条の3の規定による教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等			○								
		2　法第1条の4の規定による総合教育会議に関する事務					○						

政策企画部　企画課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	県政推進に関する計画の策定及び調整に関する事務	1　県政の総合的な計画の策定及び改定	○										
		2　県政の総合的な計画の進行管理（進行管理に関する国施策との調整等を含む。）			○								
		3　各部局の策定する中長期計画の調整			○								
2	地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び調整に関する事務	1　地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び改定	○										
		2　地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理（進行管理に関する国施策との調整等を含む。）			○								

3	地域再生法（平成17年法律第24号）の施行に関する事務	1　法第5条第1項の規定による地域再生計画の申請					○						
		2　法第13条第1項の規定による交付金事務に関すること。					○						

政策企画部　政策提言・広域連携課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	地方分権の推進に関する事務	1　地方分権の推進に関する基本的な方針の決定	○										
		2　地方分権の推進に関する総合企画及び調整			○								
		3　地方分権の推進に関する基本的な処理				○							
2	地方行政連絡会議法（昭和40年法律第38号）の施行に関する事務	地方行政連絡会議への連絡事項及び協議事項の決定				○							
3	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の施行に関する事務	1　法第4条第1項の規定による構造改革特別区域計画の作成及び申請			○								
		2　法第4条第6項の規定による通知					○						
4	近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）の施行に関する事務	1　法第9条第1項の規定による近畿圏整備計画の決定に係る意見の具申	○										
		2　法第10条第2項の規定による近畿圏整備計画の変更に係る意見の具申	○										
		3　法第12条第2項の規定による都市開発区域の指定に係る意見の具申	○										
		4　法第14条第2項の規定による保全区域の指定に係る意見の具申	○										
		5　法第17条第2項の規定による勧告に係る措置の報告	○										
		6　法第18条の規定による勧告に係る措置の報告	○										
5	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）の施行に関する事務	法第3条第1項の規定による都市開発区域建設計画の作成等の協議（同条第4項において準用する場合を含む。）			○								
6	近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）の施行に関する事務	法第3条第1項の規定による保全区域整備計画の作成等の協議（同条第4項において準用する場合を含む。）			○								
7	中部圏開発整備法（昭和	1　中部圏開発整備地方協議会への協議事項の決定			○								

	41 年法律第102 号）の施行に関する事務	2　法第 10 条の規定による開発整備計画案の作成	○										
		3　法第 11 条第 3 項の規定による開発整備計画の決定に係る意見の具申	○										
		4　法第 11 条第 4 項の規定による開発整備計画の決定に係る意見の具申	○										
		5　法第 12 条第 2 項の規定による開発整備計画の変更の申出	○										
		6　法第 13 条第 2 項の規定による都市整備区域の指定に係る意見の具申（法第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）	○										
		7　法第 18 条第 2 項の規定による勧告に係る措置の報告	○										
		8　法第 19 条の規定による勧告に係る措置の報告	○										
8	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和 42 年法律第 102 号）の施行に関する事務	1　法第 3 条第 1 項の規定による都市整備区域建設計画等の作成等の協議（第 5 項において準用する場合を含む。）			○								
		2　法第 3 条第 3 項の規定による都市整備区域建設計画等の公表及び保全区域整備計画の国土交通大臣への通知			○								

政策企画部　人口減少対策課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	人口減少対策の推進に関する事務	人口減少対策の推進に関する総合企画及び調整			○								

政策企画部　統計課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	統計法（平成 19 年法律第 53 号）の施行に関する事務	1　法第 24 条第 1 項の規定による統計調査の届出					○						
		2　法第 39 条第 1 項第 2 号に規定する調査票情報等の適正な管理に関すること。					○						
		3　法第 53 条の規定による調査研究の推進等に関すること。					○						
2	統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）の施行に関する事務	1　政令第 4 条第 1 項の規定による別表第 1 の 1 の項、2 の項、4 の項、5 の項、9 の項及び 10 の項の第 3 欄に掲げる事務					○						
		2　政令第 4 条第 1 項の規定による別表第 2 の 1 の項から 5 の項までの第 3 欄に掲げる事務					○						

		3　政令第4条第1項の規定による別表第4の1の項の第3欄に掲げる事務					○						
		4　政令第4条第1項の規定による別表第5第3欄に掲げる事務					○						
3	国勢調査令（昭和55年政令第98号）の施行に関する事務	1　政令第11条の2第2項の規定による報告					○						
		2　政令第11条の3第2項の規定による期限の決定					○						
		3　政令第11条の3第3項の規定による調査事項情報の通知					○						
		4　政令第12条第4項の規定による期限の決定					○						
		5　政令第12条第5項の規定による調査票の提出					○						
		6　政令第12条の2第1項の規定による期限の決定					○						
		7　政令第12条の2第2項の規定による事務					○						
		8　政令第15条第1項の規定による事務					○						
4	国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）の施行に関する事務	1　省令第4条第1項の規定による期限の決定					○						
		2　省令第4条第2項の規定による調査区地図等の審査・提出					○						
5	三重県統計調査条例（平成21年三重県条例第7号）の施行に関する事務	1　条例第2条第2項の規定による「県指定統計調査」の指定			○								
		2　条例第4条第1項の規定による報告の請求					○						
		3　条例第5条第1項の規定による統計調査員の設置					○						
		4　条例第6条第1項の規定による立入検査等					○						
		5　条例第8条の規定による結果の公表					○						
		6　条例第9条及び第9条の2の規定による調査票情報の二次利用及び提供					○						
6	統計情報の分析に関する事務	1　県内経済情勢の決定					○						
		2　産業連関表の策定					○						
		3　県民経済計算推計の決定					○						
7	統計情報の提供に関する事務	統計情報の編集					○						

地域連携・交通部　水資源・地域プロジェクト課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	水資源開発の総合企画	1　水資源開発計画の策定	○										
		2　他県との水利調整			○								

	及び調整に関する事務	3　県内各市町間及び県内各用水間の水利調整				○							
2	水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）の施行に関する事務	1　法第3条第1項の規定による水資源開発水系の指定に係る意見の具申			○								
		2　法第4条第1項の規定による水資源開発基本計画に係る意見の具申			○								
3	独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）の施行に関する事務	1　法第13条第1項の規定による事業実施計画に係る協議				○							
		2　法第16条第1項の規定による施設管理規程に係る協議				○							
4	水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）の施行に関する事務	1　法第3条の規定による水源地域の指定の申出に係る各部局間の調整			○								
		2　法第4条の規定による水源地域整備計画の策定に伴う各部局間の調整			○								
5	水資源開発の基礎的調査に関する事務	1　水資源の利用現況調査					○						
		2　水資源の利用可能量調査					○						
		3　水資源に関する基礎的調査					○						
6	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に関する事務	1　法第5条第3項の規定による全国計画の決定に係る意見の具申			○								
		2　法第7条の規定による都道府県計画の策定	○										
		3　法第7条の規定に基づき策定された県計画の管理運営				○							
		4　法第8条第6項の規定による市町計画に対する助言又は勧告			○								
		5　法第9条の規定による土地利用基本計画の策定			○								
		6　法第9条の規定に基づき策定された土地利用基本計画の管理運営				○							
		7　法第12条の規定による規制区域の指定に係る事務											
		(1)　法第12条第1項及び第11項の規定による規制区域の指定、同条第2項の規定による指定期間並びに同条第3項の規定による公告			○								
		(2)　法第12条第5項の規定による国土交通大臣への報告、関係市町長への通知等（法第12条第14項（法第12条第15項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）					○						
		(3)　法第12条第6項の規定による規制区域の指定が適当であることについての土地利用審査会への確認				○							
		(4)　法第12条第8項の規定による規制区域の指定について土地利用審査会の確認を受けられなかったときの公告			○								
		(5)　法第12条第8項の規定による国土交通大臣への報告					○						
		(6)　法第12条第12項の規定による規制区域の解除及び公告（法第12条第15項において準用する場合を			○								

含む。）											
(7)　法第12条第13項の規定による規制区域についてその指定の事由がなくなったと認められるときの関係市町長への通知（法第12条第15項において準用する場合も含む。）				○							
(8)　法第12条第13項の規定による規制区域の指定の解除が相当であることについての土地利用審査会への確認（法第12条第15項において準用する場合を含む。）			○								
8　法第14条第1項の規定による土地に関する権利の移転等の許可				○							
9　法第16条第2項の規定による土地利用審査会の意見の聴取			○								
10　法第17条第1項の規定による土地に関する権利の移転等の許可又は不許可の処分											
(1)　土地の面積が20ヘクタール以上のものに係る許可処分			○								
(2)　土地の面積が20ヘクタール未満のものに係る許可処分				○							
(3)　不許可処分			○								
11　法第18条の規定による国等が行う土地に関する権利の移転等の協議				○							
12　法第24条の規定による土地の利用目的に関する勧告に係る事務											
(1)　法第24条第1項の規定による土地利用審査会の意見の聴取及び変更勧告			○								
(2)　法第24条第3項の規定による期間延長通知				○							
13　法第25条の規定による勧告に基づき講じた措置の報告の聴取（法第27条の5第4項、第27条の8第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）				○							
14　法第26条の規定による公表（法第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。）		○									
15　法第27条の規定による土地に関する権利の処分についてのあっせん等（法第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。）			○								
16　法第27条の2の規定による助言				○							
17　法第27条の3の規定による注視区域の指定に係る事務											
(1)　法第27条の3第1項及び同条第3項において準用する法第12条第11項の規定による注視区域の指定、法第27条の3第3項において準用する法第12条第2項の規定による指定期間並びに法第27条の3第3項において準用する法第12条第3項の規定による公告		○									
(2)　法第27条の3第2項の規定による土地利用審査会及び関係市町長の意見聴取（法第27条の3第4項において準用する場合を含む。）			○								

(3)　法第27条の3第3項において準用する法第12条第5項の規定による国土交通大臣への報告及び関係市町長への通知等（法第27条の3第4項において準用する場合を含む。）					○						
(4)　法第27条の3第3項において準用する法第12条第12項の規定による注視区域の解除及び公告			○								
(5)　法第27条の3第5項において準用する法第12条第12項及び法第27条の3第4項の規定による注視区域の減少及び公告			○								
18　法第27条の5の規定による注視区域における勧告に係る事務											
(1)　法第27条の5第1項の規定による勧告及び土地利用審査会の意見聴取				○							
(2)　法第27条の5第3項の規定による勧告を行わない場合の通知					○						
19　法第27条の6の規定による監視区域の指定に係る事務											
(1)　法第27条の6第1項及び同条第3項において準用する法第12条第11項の規定による監視区域の指定、法第27条の6第3項において準用する法第12条第2項の規定による指定期間並びに法第27条の6第3項において準用する法第12条第3項の規定による公告			○								
(2)　法第27条の6第2項の規定による土地利用審査会及び関係市町長の意見聴取（法第27条の6第4項において準用する場合を含む。）				○							
(3)　法第27条の6第3項において準用する法第12条第5項の規定による国土交通大臣への報告及び関係市町長への通知等（法第27条の6第4項において準用する場合を含む。）					○						
(4)　法第27条の6第3項において準用する法第12条第12項の規定による監視区域の解除及び公告			○								
(5)　法第27条の6第5項において準用する法第12条第12項及び法第27条の6第4項の規定による監視区域の減少及び公告			○								
20　法第27条の8の規定による監視区域における勧告に係る事務											
(1)　法第27条の8第1項の規定による勧告				○							
(2)　法第27条の8第1項の規定による土地利用審査会の意見聴取				○							
(3)　法第27条の8第2項において準用する法第27条の5第3項の規定による勧告を行わない場合の通知					○						
21　法第27条の9の規定による報告の徴収					○						
22　法第28条第1項の規定による遊休土地である旨の通知				○							

		23　法第30条の規定による遊休土地に係る助言（法附則第２条第５項により適用される場合を含む。）					○						
		24　法第31条の規定による遊休土地に係る土地利用審査会の意見の聴取及び勧告（法附則第２条第５項により適用される場合を含む。）				○							
		25　法第32条第１項の規定による遊休土地に係る買取り協議を行う者の決定及びその者が買取り協議を行う旨の通知				○							
		26　法第43条の規定による書類の閲覧の請求					○						
		27　国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第４条の規定による規制区域の指定に係る登記所への通知					○						
		28　政令第９条第１項の規定による基準地の標準価格の判定				○							
		29　政令第13条の規定による通知					○						
		30　政令第24条の規定による土地調査員の任命					○						
		31　国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）第17条の規定による文書の交付					○						
		32　省令第21条第１項の規定による確認					○						
7	大規模土地取引等に関する事前指導要綱に関する事務	1　要綱第３の３の規定による適用範囲の決定					○						
		2　要綱第４の１の規定による事前協議の承認					○						
		3　要綱第４の２の規定による事前協議申出書の受理					○						
		4　要綱第４の５の規定による土地利用対策委員会への付託					○						
		5　要綱第５の規定による協定の締結					○						
		6　要綱第６の規定による助言又は勧告					○						
8	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の施行に関する事務	1　法第22条第１項及び第３項の規定による不動産鑑定業者の登録					○						
		2　法第23条第１項の規定による登録申請書の受理					○						
		3　法第26条第１項の規定による登録					○						
		4　法第26条第２項の規定による従前の登録をした都道府県への通知					○						
		5　法第27条第１項の規定による変更の登録					○						
		6　法第27条第２項の規定による変更の登録に係る申請書の受理					○						
		7　法第28条の規定による事業実績等の書類の受理					○						
		8　法第29条の規定による廃業等の届出の受理					○						
		9　法第31条第２項の規定による不動産鑑定業者登録等の書類の写しの受理					○						
		10　法第41条の規定による業務の停止及び登録の消除					○						

		11　法第42条の規定による不当な鑑定評価に係る報告の受理等					○						
		12　法第43条第1項の規定による監督処分の聴聞					○						
		13　法第44条の規定による監督処分の公告					○						
		14　法第45条第1項の規定による業務に係る報告の徴収及び立入検査					○						
		15　法第46条の規定による不動産鑑定業者に対する助言及び勧告					○						
		16　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号）第13条から第15条までの規定による試験に係る委員長への進達					○						
		17　省令第18条、第20条第1項及び第21条の規定による不動産鑑定士等の登録に係る国土交通大臣への進達					○						
		18　省令第29条第1項及び第30条の規定による不動産鑑定業者の登録に係る国土交通大臣への進達					○						
		19　省令第31条第1項の規定による登録申請者への通知（省令第31条第3項において準用する場合を含む。）					○						
		20　省令第31条第2項の規定による登録申請者への通知（省令第31条第3項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）					○						
		21　省令第32条第1項の規定による登録の消除等に係る通知の受理					○						
9	国土調査法（昭和26年法律第180号）の施行に関する事務	1　法第5条の規定による基本調査等の実施に関する計画及び作業規程の作成並びに国土交通大臣への届出					○						
		2　法第6条第3項の規定による市町及び土地改良区等が行う国土調査の指定					○						
		3　法第6条第5項の規定による公示					○						
		4　法第6条の3第1項の規定による地籍調査に関する県計画の作成及び国土交通大臣への報告			○								
		5　法第6条の3第2項の規定による事業計画の作成					○						
		6　法第6条の3第5項の規定による公示及び通知					○						
		7　法第6条の4の規定による実施に関する計画及び作業規程の作成並びに国土交通大臣への提出					○						
		8　法第7条の規定による国土調査の実施の公示					○						
		9　法第8条第3項の規定による国土調査の実施の勧告			○								
		10　法第10条の規定による国土調査の実施の委託					○						
		11　法第17条の規定による公告並びに地図及び簿冊の閲覧					○						
		12　法第18条の規定による地図及び簿冊の受理					○						
		13　法第19条の規定による成果の認証及び国土交通大臣への認証の申請の					○						

		進達											
		14　法第19条の規定による認証の公告					○						
		15　法第20条及び第21条の規定による成果の写しの送付及び閲覧					○						
		16　法第22条第2項の規定による報告の請求及び勧告					○						
		17　法第22条の2第2項の規定による測量業者に対する報告の請求					○						
		18　法第23条の規定による報告及び資料の提出の請求					○						
		19　法第28条の規定による試験材料の採集収集の決定					○						
10	租税特別措置法の施行に関する事務	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第12項第4号及び第38条の5第10項第4号の規定による申出に係る意見の通知					○						

地域連携・交通部　交通政策課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	公共交通網の整備促進に関する事務	1　総合交通体系に関する計画の策定	○										
		2　公共交通網の整備促進に関する基本的な処理方針の決定			○								
		3　広域、高速交通体系の整備促進に関する事項					○						
		4　公共交通機関の確保、維持及び改善に関する事項					○						

地域連携・交通部　広域交通・リニア推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関する事務	1　法第5条第4項、第7条第2項、第23条第3項及び第24条第2項の規定による公安委員会からの協議に対する同意				○							
		2　法第8条第2項、第9条第3項、第22条の規定による公安委員会からの通知の受理					○						
		3　法第13条第3項の規定による自動車運転代行業約款の届出の受理					○						
		4　法第21条第2項の規定による報告及び立入検査			○								
		5　法第22条第2項の規定による必要な措置の指示			○								
		6　法第23条第2項及び第25条第2項第2号の規定による営業の停止等の命令の要請			○								

地域連携・交通部　地域づくり推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	地域支援事業の推進に関する事務	地域支援事業に関する計画の策定及び調整				○							
2	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）の施行に関する事務	1　法第3条第4項の規定による総合整備計画の協議（同条第8項において準用する場合を含む。）					○						
		2　法第3条第6項の規定による措置の計画の決定（同条第8項において準用する場合を含む。）				○							
		3　法第7条の規定による助言及び調査					○						
3	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の施行に関する事務	1　法第5条第3項及び第8項の規定による協議					○						
		2　法第5条第4項の規定による送付の受理（同条第10項において準用する場合を含む。）					○						
4	市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の施行に関する事務	1　法第4条第2項、第4項、第8項から第10項まで、第13項及び第16項の規定による報告の受理					○						
		2　法第4条第20項の規定による通知					○						
		3　法第5条第2項の規定による確認					○						
		4　法第5条第3項、第8項、第11項、第17項及び第23項の規定による報告の受理					○						
		5　法第5条第4項、第9項、第12項、第18項及び第24項の規定による通知					○						
		6　法第6条第3項及び第7項の規定による協議					○						
		7　法第6条第4項の規定による送付の受理（同条第9項において準用する場合を含む。）					○						
		8　法第13条第1項の規定による許可（軽微な規約変更に係る場合を除く。）			○								
		9　法第13条第1項の規定による許可（軽微な規約変更に係る場合に限る。）					○						
		10　法第28条第1項の規定による認可				○							
		11　法第32条第4項の規定による認可				○							
		12　法第32条第5項の規定による届出の受理					○						
5	地方自治法の施行に関する事務	1 法第252条の17の2第1項の規定による事務処理の特例に関する総合企画及び調整				○							
		2 法第252条の24第2項の規定による中核市の指定に係る同意	○										
6	三重県の事務処理の特	1　要綱第6の規定による特例処理事務交付金の決定及び交付					○						

	例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）に基づく交付金交付要綱に関する事務	2　要綱第7の規定による各市町の前年度における特例処理事務の処理状況等に係る報告書の徴収					○							
		3　要綱第8の規定による調整交付金の決定及び交付					○							
7	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に関する事務	1 法第7条第1項の規定による持続的発展方針の策定			○									
		2 法第7条第4項の規定による持続的発展方針の国への協議			○									
		3 法第8条第7項の規定による市町計画の協議					○							
		4 法第9条第1項の規定による県計画の策定			○									
8	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）の施行に関する事務	1 法第3条第3項の規定による認定				○								
		2 法第5条第3項において準用する法第3条第3項の規定による変更の認定					○							
		3 法第9条第2項の規定による認定の取消し				○								
		4 法第12条第1項の規定による報告徴収及び立入検査					○							
		5 法第13条第1項の規定による適合命令				○								
		6 法第13条第2項の規定による改善命令				○								
		7 法第14条第1項の規定による事業停止命令				○								

地域連携・交通部　市町行財政課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	地方自治法の施行に関する事務	1　法第3条の規定による市町の名称の変更の協議等	○										
		2　法第7条の規定による市町村の廃置分合及び境界変更の処分等	○										
		3　法第8条第3項の規定による町を市とし若しくは市を町村とする処分等又は町を村とする処分等	○										
		4　法第8条の2の規定による市町村の廃置分合及び境界変更の勧告等	○										
		5　法第9条の規定による市町の境界争論の調停、裁定等	○										
		6　法第9条の2の規定による市町の境界の決定等	○										
		7　法第9条の3の規定による公有水面のみに係る市町の境界の決定等	○										
		8　法第118条第5項の規定による審査申立てに係る裁決（法第87条第2項及び第127条第3項（法第292条及び第296条第3項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）			○								

9　法第143条第3項の規定による審査請求に係る裁決（法第180条の5第8項及び第184条第2項（法第292条において準用する場合を含む。）並びに第292条において準用する場合を含む。）		○								
10　法第176条第5項の規定による審査申立てに係る裁定（法第292条において準用する場合を含む。）		○								
11　法第251条第2項の規定による自治紛争処理委員の任命及び協議（法第292条において準用する場合を含む。）		○								
12　法第251条第4項及び第5項の規定による自治紛争処理委員の罷免（法第292条において準用する場合を含む。）		○								
13　法第251条の2第1項の規定による自治紛争処理委員の調停に付すること（法第292条において準用する場合を含む。）		○								
14　法第251条の2第4項の規定による報告の受理（法第292条において準用する場合を含む。）				○						
15　法第251条の2第7項の規定による文書の受理、公表及び通知（法第292条において準用する場合を含む。）				○						
16　法第251条の2第8項の規定による通知（法第292条において準用する場合を含む。）				○						
17　法第252条の2第2項の規定による届出の受理（法第292条において準用する場合を含む。）					○					
18　法第252条の2第5項の規定による勧告（法第292条において準用する場合を含む。）				○						
19　法第252条の2第7項の規定による申請の受理（法第292条において準用する場合を含む。）		○								
20　法第252条の2の2第2項の規定による届出の受理（法第252条の7第3項（法第292条において準用する場合を含む。）、法第252条の7の2第3項（法第292条において準用する場合を含む。）、法第252条の14第3項（法第292条において準用する場合を含む。）、法第252条の16の2第3項（法第292条において準用する場合を含む。）及び第292条において準用する場合を含む。）					○					
21　法第252条の2の2第4項の規定による勧告（法第252条の7第3項（法第292条において準用する場合を含む。）、法第252条の14第3項（法第292条において準用する場合を含む。）、法第252条の16の2第3項（法第292条において準用する場合を含む。）及び第292条において準用する場合を含む。）				○						
22　法第252条の6、第252条の6の2第2項及び第5項並びに第252条の7の2第6項の規定による届出の受理（法第292条において準用する場合					○					

		を含む。）										
		23　法第252条の17の5第1項の規定による助言、勧告、資料の提出要求等（法第292条において準用する場合を含む。）				○						
		24　法第252条の17の6第2項の規定による財務に係る実地検査(法第292条において準用する場合を含む。）			○							
		25　法第252条の17の8第1項の規定による臨時代理者の選任（法第292条において準用する場合を含む。）			○							
		26　法第252条の17の9の規定による臨時選挙管理委員の選任（法第292条において準用する場合を含む。）				○						
		27　法第255条の4の規定による審決（法第292条において準用する場合を含む。）			○							
		28　法第259条の規定による郡の区域の新設、廃止、変更、名称の変更等	○									
		29　法第284条第2項及び第3項、第286条第1項、第286条の2第2項、第291条の3第1項並びに第291条の10第1項の規定による許可			○							
		30　法第285条の2第1項の規定による設置の勧告			○							
		31　法第285条の2第2項の規定による公表及び報告				○						
		32　法第286条第2項、第286条の2第2項及び第4項、第288条並びに第291条の3第3項及び第4項の規定による届出の受理					○					
		33　法第291条の3第5項及び第291条の10第3項の規定による公表及び報告				○						
		34　法第293条の規定による意見の具申及び届出の進達				○						
		35　法第295条の規定による条例の設定等			○							
		36　法第296条の6第1項の規定による報告の要求等				○						
		37　法第296条の6第2項の規定による裁定			○							
		38　地方自治法施行令第1条の2第2項の規定による長の職務を行うべき者の決定			○							
		39　政令第5条第1項の規定による事務の分界の決定及び承継すべき市町村の指定			○							
		40　政令第6条の規定による事務承継の決定			○							
		41　政令第7条の規定による通知の受理等				○						
		42　政令第174条の6第1項及び第2項の規定による通知（法第292条において準用する場合を含む。）			○							
		43　政令第174条の6第3項の規定による告示及び通知（法第292条において準用する場合を含む。）			○							
		44　政令第174条の6第5項の規定に			○							

		よる報告の要求（法第 292 条において準用する場合を含む。）											
		45　政令第 174 条の 7 第 4 項の規定による通知の受理			○								
		46　政令第 176 条第 1 項の規定による告示					○						
		47　政令第 177 条の規定による告示					○						
		48　政令第 178 条第 2 項の規定による町の属すべき郡の決定及び届出	○										
		49　政令第 180 条第 2 項の規定による通知の経由					○						
		50　政令第 180 条第 3 項の規定による通知					○						
		51　政令第 183 条第 2 項の規定による進達					○						
2	地方交付税法の施行に関する事務	1　法第 5 条第 3 項の規定による交付税の算定に関する資料の審査及び送付					○						
		2　法第 17 条の 3 第 2 項の規定による交付税の額の算定に用いた資料に関する検査及び結果報告					○						
		3　法第 17 条の 4 第 1 項の規定による交付税の額の算定方法に関する意見申出の進達					○						
		4　法第 18 条の規定による交付税の額に関する審査の申立ての進達及び結果通知の送付					○						
		5　法第 19 条第 7 項及び第 8 項の規定による交付税の額の算定に用いる数の錯誤等に関する異議申出の進達及び決定通知の送付					○						
		6　地方交付税法施行令（昭和 33 年政令第 117 号）第 2 条の規定による交付税の額の算定及び交付に関する事務					○						
3	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の施行に関する事務	1　法第 7 条第 2 項の規定による交付金の額の算定に関する資料の審査及び送付					○						
		2　地方特例交付金の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成 11 年政令第 95 号）第 1 条の規定による交付金の額の算定及び交付に関する事務					○						
4	地方財政法の施行に関する事務	1　法第 5 条の 3 第 1 項、第 5 項の規定による地方債に関する協議					○						
		2　法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による地方債に関する許可					○						
		3　地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）第 2 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定による地方債に関する協議					○						
		4　政令第 17 条第 3 項の規定による地方債に関する届出					○						
5	地方税法の施行に関する事務	1　法第 8 条第 2 項の規定による決定及び通知			○								
		2　法第 321 条の 15 第 2 項及び第 3 項の規定による決定及び通知					○						
		3　法第 349 条の 4 第 7 項の規定による通知					○						
		4　法第 389 条第 1 項の規定による決					○						

		定、配分及び通知											
		5　法第393条の規定による通知					○						
		6　法第396条第1項の規定による指定					○						
		7　法第399条の規定による通知（法第417条第4項において準用する場合を含む。）					○						
		8　法第401条の規定による援助					○						
		9　法第417条第2項の規定による決定、修正、配分及び通知					○						
		10　法第419条第1項の規定による勧告					○						
		11　法第422条の規定による送付					○						
		12　法第422条の2第3項の規定による報告					○						
6	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）の施行に関する事務	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和32年政令第321号）第6条第1項の規定による報告					○						
7	地方揮発油譲与税法の施行に関する事務	法第6条の規定による提出					○						
8	自動車重量譲与税法（昭和46年法律第90号）の施行に関する事務	法第5条の規定による提出					○						
9	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する事務	1　法第3条第3項の規定による報告及び同条第4項の規定による公表					○						
		2　法第5条第2項及び第3項の規定による報告及び同条第4項の規定による公表（法第24条において準用する場合を含む。）					○						
		3　法第6条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による公表（法第24条において準用する場合を含む。）					○						
		4　法第7条第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による公表及び報告（法第24条において準用する場合を含む。）			○								
		5　法第27条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による公表（同条第6項において準用する場合を含む。）					○						
		6　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第22条第1項の規定による同意及び同条第2項の規定による報告					○						
		7　政令第24条第1項の規定による意見付記					○						
10	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152	1　地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第16条第4項の規定による承認					○						
		2　地方公務員等共済組合法施行規程					○						

	号）の施行に関する事務	（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第166条の規定により行う省令第15条ただし書、第16条ただし書、第48条第1項第8号及び第58条第3項の規定による承認											
		3　省令第166条の規定により行う省令第23条第2項、第32条第2項ただし書、第53条第4項、第54条第2項及び第54条の2第2項の規定による報告又は届出の受理						○					
		4　省令第167条第2項の規定による事業報告書の受理						○					
		5　省令第173条の2の規定による印鑑の受理						○					
11	自衛隊法の施行に関する事務	1　法第97条の規定による募集事務					○						
		2　自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項の規定による告示						○					
12	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の施行に関する事務	1　法第3条第3項の規定による報告の受理						○					
		2　法第10条の規定による勧告等					○						
13	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の施行に関する事務	1　法第31条の規定による助言、勧告等					○						
		2　法第33条の規定による決定			○								
		3　法第37条の規定による資料の提出要求					○						
14	地方公営企業法の施行に関する事務	1　法第41条の規定によるあっ旋、調停及び勧告			○								
		2　地方公営企業法施行令第28条第1項及び第2項の規定による経営に関する報告及び法の規定の適用を受け、又は受けないこととなった報告の進達					○						
15	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関する事務	1　法第10条第2項及び第14条第2項の規定による認可			○								
		2　法第19条第2項の規定による報告の要求及び検査					○						
		3　法第19条第5項の規定による措置の要求					○						
		4　法第22条第1項の規定による解散の認可			○								
		5　法第22条の6及び第22条の11の規定による届出の受理						○					
16	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の施行に関する事務	1　法第7条及び第8条第2項の規定による認可			○								
		2　法第88条第1項第1号の規定による解散の認可			○								
		3　法第108条第1項及び第112条第1項の規定による認可			○								
		4　法第121条第1項の規定による報告の要求及び検査					○						
		5　法第122条第3項の規定による措置の要求					○						
		6　法第122条第4項の規定による措置の命令					○						
17	市町の地域	1　規則第8条第2項の規定による貸付					○						

	力支援資金貸付規則（平成23年三重県規則第29号）の施行に関する事務	予定額の決定及び通知											
		2　規則第10条の規定による貸付決定及び通知					○						
		3　規則第12条第2項の規定による貸付決定内容の変更及び通知					○						
		4　規則第14条の規定による報告及び調査					○						
		5　規則第15条第1項の規定による貸付決定の取消し、同条第2項の規定による通知並びに同条第3項の規定による貸付金の繰上償還の決定及び通知					○						
18	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）の施行に関する事務	1　法第3条第4項の規定による集団移転促進事業計画の進達及び意見の具申（法第3条第6項において準用する場合を含む。）			○								
		2　法第7条第2項の規定による集団移転促進事業の実施			○								

地域連携・交通部　スポーツ推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	三重県営松阪野球場条例（昭和50年三重県条例第30号）の施行に関する事務	1　条例第4条の規定による指定管理者の指定の申請の告知					○						
		2　条例第5条第1項の規定による指定管理候補者の選定			○								
		3　条例第5条第2項の規定による指定管理者の指定			○								
		4　条例第6条の規定による告示					○						
		5　条例第7条の規定による協定の締結			○								
		6　条例第8条の規定による事業報告書の受理					○						
		7　条例第9条の規定による業務状況の聴取等					○						
		8　条例第10条第1項の規定による施設管理					○						
		9　条例第10条第2項の規定による使用料の徴収					○						
		10　条例第11条ただし書の規定による利用時間の変更の承認					○						
		11　条例第12条ただし書の規定による休業日の変更の承認					○						
		12　条例第17条第2項の規定による利用料金の承認					○						
		13　条例第21条ただし書の規定による原状回復義務の免除					○						
2	三重県営ライフル射撃場条例（昭和51年三重県	1　条例第4条の規定による指定管理者の指定の申請の告知					○						
		2　条例第5条第1項の規定による指定管理候補者の選定			○								

	条例第6号）の施行に関する事務	3　条例第5条第2項の規定による指定管理者の指定			○								
		4　条例第6条の規定による告示					○						
		5　条例第7条の規定による協定の締結			○								
		6　条例第8条の規定による事業報告書の受理					○						
		7　条例第9条の規定による業務状況の聴取等					○						
		8　条例第10条第1項の規定による施設管理					○						
		9　条例第10条第2項の規定による使用料の徴収					○						
		10　条例第11条ただし書の規定による利用時間の変更の承認					○						
		11　条例第12条ただし書の規定による休業日の変更の承認					○						
		12　条例第17条第2項の規定による利用料金の承認					○						
		13　条例第21条ただし書の規定による原状回復義務の免除					○						
3	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例（平成4年三重県条例第32号）の施行に関する事務	1　条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知					○						
		2　条例第6条第1項の規定による指定管理候補者の選定			○								
		3　条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定			○								
		4　条例第7条の規定による告示					○						
		5　条例第8条の規定による協定の締結			○								
		6　条例第9条の規定による事業報告書の受理					○						
		7　条例第10条の規定による業務状況の聴取等					○						
		8　条例第11条第1項の規定による施設管理					○						
		9　条例第11条第2項の規定による使用料の徴収					○						
		10　条例第12条ただし書の規定による利用時間の変更の承認					○						
		11　条例第13条ただし書の規定による休業日の変更の承認					○						
		12　条例第18条第2項の規定による利用料金の承認					○						
		13　条例第22条ただし書の規定による原状回復義務の免除					○						
4	都市公園法（昭和31年法律第79号）の施行に関する事務（五十鈴公園の管理及び保全に係るものに限る。）	1　法第5条第2項の規定による公園施設の設置等の許可											
		(1)　敷地面積1,000平方メートル以上のもの				○							
		(2)　敷地面積1,000平方メートル未満のもの					○						
		2　法第6条第1項の規定による占用の許可					○						
		3　法第6条第3項の規定による占用の変更許可					○						

		4　法第9条の規定による占用の協議					○						
		5　法第10条第2項の規定による原状回復等の指示					○						
		6　法第13条の規定による原因者負担金の決定				○							
		7　法第14条の規定による附帯工事に要する費用の負担金の決定				○							
		8　法第27条第1項及び第2項の規定による許可の取消し等の命令					○						
		9　法第28条の規定による監督処分に伴う損失補償の決定				○							
		10　三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号）第4条第1項の規定による行為の許可					○						
		11　条例第4条第2項の規定による行為の変更許可					○						
		12　条例第6条の規定による利用の禁止等の決定					○						
		13　条例第10条第2項の規定による使用料の額の減免の決定					○						
		14　条例第11条の規定による許可の取消し等の命令					○						
		15　条例第12条の規定による監督処分に伴う損失補償の決定				○							
		16　条例第13条の規定による行為の届出の受理					○						
		17　条例第14条の4第1項第3号ただし書の規定による利用時間の変更の承認						○					
		18　条例第14条の5の規定による指定管理者の指定の申請の告知					○						
		19　条例第14条の6第1項の規定による指定管理候補者の選定			○								
		20　条例第14条の6第2項の規定による指定管理者の指定			○								
		21　条例第14条の8の規定による指定等の告示					○						
		22　条例第14条の9の規定による協定の締結			○								
		23　条例第14条の10の規定による事業報告書の受理						○					
		24　条例第14条の11の規定による業務状況の聴取等						○					
		25　条例第14条の12の規定による知事による管理						○					
		26　条例第14条の16第2項の規定による利用料金の承認						○					
		27　条例第14条の17ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認						○					
5	三重県スポーツ推進条例（平成26年三重県条例第95号）の施行に関する事務	条例第16条の規定による推進計画の決定			○								

地域連携・交通部　南部地域振興企画課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	離島振興法（昭和28年法律第72号）の施行に関する事務	1　法第4条第1項の規定による離島振興計画の策定			○								
		2　法第4条第11項の規定による離島振興計画の国への提出			○								

地域連携・交通部　東紀州振興課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	三重県立熊野古道センター条例（平成18年三重県条例第4号）の施行に関する事務	1　条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知								○			紀北地域活性化局
		2　条例第6条第1項の規定による指定管理候補者の選定							○				紀北地域活性化局
		3　条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定							○				紀北地域活性化局
		4　条例第7条の規定による指定等の告示								○			紀北地域活性化局
		5　条例第8条の規定による協定の締結							○				紀北地域活性化局
		6　条例第9条の規定による事業報告書の受理								○			紀北地域活性化局
		7　条例第10条の規定による業務状況の聴取等								○			紀北地域活性化局
		8　条例第11条第1項の規定による知事による管理の決定								○			紀北地域活性化局
		9　条例第11条第2項の規定による使用料の徴収								○			紀北地域活性化局
		10　条例第12条第3項の規定による開館時間及び利用時間の変更の承認								○			紀北地域活性化局
		11　条例第13条の規定による休館日の変更の承認								○			紀北地域活性化局
		12　条例第18条第2項の規定による利用料金の承認								○			紀北地域活性化局
		13　条例第22条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認								○			紀北地域活性化局

防災対策部　防災対策総務課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に	法第42条第6項の規定による助言又は勧告					○						

	関する事務												

防災対策部　消防・保安課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	消防組織法（昭和22年法律第226号）の施行に関する事務	1　法第33条第1項の規定による推進計画の策定	○										
		2　法第38条の規定による勧告			○								
2	消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）の施行に関する事務	法第5条の規定による意見					○						
3	三重県消防表彰規則（昭和44年三重県規則第31号）の施行に関する事務	規則第3条から第5条までの規定による被表彰者の決定及び第7条の規定による報償金等の付与											
		(1)　規則第6条第1項第2号に掲げる表彰に係るもの				○							
		(2)　(1)以外のもの					○						
4	三重県消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金交付規則（昭和47年三重県規則第16号）の施行に関する事務	規則第7条の規定による交付の決定及び通知											
		(1)　特別賞じゅつ金に関するもの			○								
		(2)　(1)以外のもの					○						
5	三重県消防関係職員の服制及び被服貸与規則（昭和43年三重県規則第8号）の施行に関する事務	規則第3条及び第7条の規定による被服の貸与及び再貸与											
		(1)　本庁の職員に係るもの					○						
		(2)　地域機関の職員に係るもの								○			地域防災総合事務所等
									○				消防学校
6	消防法（昭和23年法律第186号）の施行に関する事務	1　法第11条第2項の規定による製造所等の設置又は変更の許可					○						
		2　法第11条第5項の規定による製造所等の仮使用承認					○						
		3　法第11条第6項の規定による製造所等の譲渡又は引渡の届出の受理						○					
		4　法第11条第7項の規定による製造所等の設置又は変更の許可の旨の県公安委員会等への通報(法第11条の4第3項において準用する場合を含む。)						○					
		5　法第11条の4第1項の規定による貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出の受理						○					
		6　法第11条の5の規定による危険物の貯蔵又は取扱に関する命令				○							
		7　法第12条第2項の規定による製造					○						

		所等の技術上の基準に関する命令										
		8　法第12条の2の規定による製造所等の使用停止命令又は許可の取消し				○						
		9　法第12条の3の規定による製造所等の緊急使用停止命令等				○						
		10　法第12条の4第2項の規定による市町長の措置要請に伴う措置				○						
		11　法第12条の4第3項の規定による市町長への通知					○					
		12　法第12条の6の規定による製造所等の用途廃止の届出の受理						○				
		13　法第12条の7第2項の規定による危険物保安統括管理者の選任及び解任の届出の受理						○				
		14　法第13条第2項の規定による危険物保安監督者の選任及び解任の届出の受理						○				
		15　法第13条の2の規定による危険物取扱者免状の交付、書換え及び再交付（法第17条の7において準用する場合を含む。）										
		(1)　免状の交付に係るもの					○					
		(2)　免状の書換え及び再交付に係るもの						○				
		16　法第13条の2第5項の規定による危険物取扱者免状の返納命令（法第17条の7において準用する場合を含む。）				○						
		17　法第13条の3第3項の規定による危険物取扱者試験の実施					○					
		18　法第13条の5第1項の規定による危険物取扱者試験の実施に関する事務の委任				○						
		19　法第13条の8第1項の規定による危険物取扱者試験事務の委任に係る報告及び公示（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）					○					
		20　法第13条の8第2項の規定による指定試験機関の名称等の変更の届出の受理（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）						○				
		21　法第13条の8第3項の規定による指定試験機関の名称等の変更の公示（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）					○					
		22　法第13条の12第2項の規定による試験事務規程の変更に関する意見の申述（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）					○					
		23　法第13条の13第2項の規定による事業計画及び収支予算の作成又は変更に関する意見の申述（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）					○					
		24　法第13条の13第3項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）						○				
		25　法第13条の15第2項の規定によ				○						

		る指定試験機関に対する指示（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）										
		26　法第13条の16第2項の規定による指定試験機関に対する立入検査（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）				○						
		27　法第13条の17第3項の規定による危険物取扱者試験事務の休廃止の許可に関する意見の具申（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）				○						
		28　法第13条の19第1項の規定による危険物取扱者試験事務の委任の解除（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）			○							
		29　法第13条の19第2項の規定による危険物取扱者試験事務の委任の解除の旨の報告及び公示（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）				○						
		30　法第13条の20の規定による指定試験機関休止等の場合の危険物取扱者試験事務の実施及びその旨の公示（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）				○						
		31　法第13条の21の規定による危険物取扱者試験事務の引継ぎ等（法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）				○						
		32　法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習の実施				○						
		33　法第13条の24の規定による危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令			○							
		34　法第14条の2の規定による予防規程の認可及び変更命令					○					
		35　法第14条の3第1項の規定による定期保安検査				○						
		36　法第16条の3第3項の規定による危険物施設の応急措置命令			○							
		37　法第16条の5第1項の規定による資料の提出、立入検査等				○						
		38　法第16条の6の規定による無許可施設等に対する措置命令			○							
		39　法第17条の8第3項の規定による消防設備士試験の実施				○						
		40　法第17条の9第1項の規定による消防設備士試験の実施に関する事務の委任			○							
		41　法第17条の10の規定による消防設備士講習の実施				○						
		42　法第21条の12の規定による検査対象機械器具等の表示の除去又は消印					○					
		43　法第21条の14第1項の規定による販売業者等に対する立入検査等					○					
		44　法第22条の規定による気象状況の通報の受理及び市町への気象状況の通報（法第36条において準用する場合を含む。）				○						

		45　法第35条の3の2第1項の規定による消防庁長官への火災原因調査の請求				○							
		46　法第35条の5第1項の規定による実施基準の策定	○										
		47　法第35条の5第5項の規定による実施基準の内容の公表			○								
		48　法第35条の11第2項において準用する消防組織法第39条第2項の規定による救急業務の相互応援協定					○						
		49　法第36条の3第3項の規定による災害補償					○						
		50　消防法施行令(昭和36年政令第37号）第3条の規定による防火管理に関する講習会の実施					○						
		51　危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第71条の規定による行政庁の変更に伴う事務引継					○						
7	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の施行に関する事務	1　法第2条第5号の規定による第2種事業所の指定					○						
		2　法第5条第3項の規定による第1種事業所の新設等の計画の届出通知の受理(法第6条第2項、第7条第2項、第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)						○					
		3　法第5条第4項の規定による第1種事業所の新設等の計画に対する市町長の意見聴取及び知事の意見（法第7条第2項において準用する場合を含む。）					○						
		4　法第8条第6項及び第8項の規定による新設等の計画に係る指示等の通知の受理						○					
		5　法第11条第2項の規定による新設等の確認通知の受理						○					
		6　法第15条第2項の規定による特定防災施設等の設置検査					○						
		7　法第16条第5項の規定による防災資機材等の届出の受理						○					
		8　法第16条第6項の規定による防災資機材等の通知（法第17条第7項、第18条第4項及び第19条第6項において準用する場合を含む。）					○						
		9　法第17条第5項の規定による防災管理者等の選任又は解任届出の受理						○					
		10　法第18条第1項の規定による防災規定の届出の受理						○					
		11　法第19条第3項の規定による共同防災規程及び共同防災資機材等の届出の受理						○					
		12　法第21条の規定による措置命令及び使用停止命令				○							
		13　法第26条の規定による災害応急措置の概要等の報告					○						
		14　法第28条第8項の規定による条例の制定	○										
		15　法第33条の規定による緑地等の設置計画の作成等				○							

		16　法第34条第3項及び第4項の規定による緑地等の設置に係る事業者負担金の額の決定等の通知					○						
		17　法第35条の規定による緑地等に係る事業者負担金の強制徴収等					○						
		18　法第38条の規定による特別防災区域の指定に対する意見					○						
		19　法第39条の規定による特定事業所の業務に関する報告の徴収					○						
		20　法第40条第1項の規定による特定事業所の立入検査					○						
		21　法第41条第1項の規定による市町長の権限に係る報告の受理						○					
		22　法第41条第2項の規定による高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規定による行為等の通知					○						
		23　法第41条第3項の規定による防災上必要な措置の要請又は要請の受理					○						
8	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関する事務	1　火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第16条第1項の規定により行う法第3条の規定による製造の許可					○						
		2　法第5条の規定による販売営業の許可					○						
		3　法第8条の規定による許可の取消し（政令第16条第1項の規定により行う場合を含む。）				○							
		4　政令第16条第1項の規定により行う法第9条第3項の規定による命令					○						
		5　政令第16条第1項の規定により行う法第10条第1項及び第2項の規定による製造施設等の変更の許可等					○						
		6　法第11条第3項の規定による貯蔵の技術上の基準適合命令											
		(1)　製造及び販売に係るもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		7　火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条の表の規定による庫外貯蔵の指示											
		(1)　省令第15条の表中貯蔵する者等の区分(1)から(4)まで、(6)及び(7)に係るもの					○						
		(2)　省令第15条の表中貯蔵する者等の区分(5)に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		8　法第12条の規定による火薬庫の設置等の許可											
		(1)　製造及び販売に係るもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		9　法第12条の2の規定による火薬庫承継届出の受理											
		(1)　製造及び販売に係るもの						○					
		(2)　(1)以外のもの									○		地域防災総合事務所等
		10　法第14条第2項の規定による命令											

(1)　製造及び販売に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
11　政令第16条第1項の規定により行う法第15条第1項から第3項（第1項ただし書の指定に係る部分及び第2項第2号の認定に係る部分を除く。）までの規定による完成検査											
(1)　製造及び販売に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
12　政令第16条第2項の規定により行う法第15条第1項ただし書の規定による指定				○							
13　法第16条第1項の規定による営業等の廃止届出の受理（政令第16条第1項の規定により行う場合を含む。）						○					
14　法第16条第2項の規定による火薬庫の用途廃止届出の受理											
(1)　製造及び販売に係るもの						○					
(2)　(1)以外のもの									○		地域防災総合事務所等
15　法第17条の規定による譲渡又は譲受の許可等								○			地域防災総合事務所等
16　政令第2条第1項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の返納								○			地域防災総合事務所等
17　法第24条の規定による輸入許可等					○						
18　法第25条の規定による消費許可等								○			地域防災総合事務所等
19　法第27条の規定による廃棄許可											
(1)　製造及び販売に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
20　政令第16条第1項の規定による法第28条の規定による危害予防規程の認可等						○					
21　法第29条第1項の規定による保安教育計画の認可等（政令第16条第1項の規定により行う場合を含む。）											
(1)　製造及び販売に係るもの						○					
(2)　(1)以外のもの									○		地域防災総合事務所等
22　法第29条第4項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定								○			地域防災総合事務所等
23　法第30条第3項の規定による保安責任者及び副保安責任者の選任及び解任届出の受理（政令第16条第1項の規定により行う場合を含む。）											
(1)　製造及び販売に係るもの						○					
(2)　(1)以外のもの									○		地域防災総合事務所等
24　法第31条第3項の規定による試験及び免状交付					○						
25　法第31条第5項の規定による返納命令				○							

26　法第31条第7項において準用する法第17条第7項及び第8項の規定による保安責任者免状の書換え及び再交付						○					
27　法第31条の2第1項の規定による免状交付事務の委託				○							
28　法第31条の3第1項及び第4項の規定による試験事務の委任等				○							
29　法第31条の3第3項の規定による試験事務の委任等に関する報告					○						
30　法第33条第2項の規定による保安責任者の代理者の選任又は解任届の受理（政令第16条第1項の規定により行う場合を含む。）											
(1)　製造及び販売に係るもの						○					
(2)　(1)以外のもの									○		地域防災総合事務所等
31　政令第16条第1項の規定により行う法第34条第1項の規定による製造保安責任者等の解任命令				○							
32　法第34条第2項の規定による取扱保安責任者等の解任命令											
(1)　製造及び販売に係るもの				○							
(2)　(1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
33　政令第16条第1項の規定により行う法第35条第1項（第1号の指定に係る部分及び第2号の認定に係る部分を除く。）及び第3項の規定による保安検査の実施及び報告の受理											
(1)　製造及び販売に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
34　政令第16条第2項の規定により行う法第35条第1項第1号の規定による指定				○							
35　法第35条の2第2項から第4項までの規定による定期自主検査の計画の届出及び終了報告の受理並びに立会い（政令第16条第1項の規定により行う場合を含む。）											
(1)　製造及び販売に係るもの						○					
(2)　(1)以外のもの									○		地域防災総合事務所等
36　法第36条第1項の規定による安定度試験の結果報告の受理											
(1)　製造及び販売に係るもの						○					
(2)　(1)以外のもの									○		地域防災総合事務所等
37　法第36条第2項の規定による安定度試験実施命令											
(1)　製造及び販売に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
38　政令第16条第1項の規定により行う法第42条の規定による報告の徴収											
(1)　製造及び販売に係るもの					○						

(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
39　法第43条第1項の規定による立入検査等											
(1)　製造及び販売に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
40　政令第16条第1項の規定により行う法第44条の規定による許可の取消し等											
(1)　製造及び販売に係るもの				○							
(2)　(1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
41　政令第16条第1項の規定により行う法第45条の規定による緊急措置等											
(1)　製造及び販売に係るもの				○							
(2)　(1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
42　政令第16条第1項の規定により行う法第45条の3の10の規定による検査記録の届出の受理											
(1)　製造及び販売に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
43　法第45条の7第2項の規定による指定試験機関の名称及び所在地の変更届出の受理						○					
44　法第45条の8第2項の規定による試験事務規程の変更に関する意見の申述					○						
45　法第45条の9第3項の規定による指定試験機関の休廃止に関する意見の申述					○						
46　法第45条の9第4項の規定による指定試験機関の休廃止に関する通知の受理						○					
47　法第45条の10第2項の規定による指定試験機関の事業計画等の作成及び変更に関する意見の申述					○						
48　法第45条の10第3項の規定による指定試験機関の事業報告等の受理						○					
49　法第45条の15第3項の規定による指定試験機関に対する指示				○							
50　法第45条の16第3項の規定による指定試験機関の指定取消し等の通知の受理						○					
51　法第45条の17第2項の規定による指定試験機関休止等の場合における通知の受理						○					
52　法第45条の20第2項の規定による指定試験機関への報告の徴収					○						
53　法第45条の21第2項の規定による指定試験機関への立入検査					○						
54　政令第16条第2項の規定により行う法第45条の28の規定による事業所の変更の届出の受理（法第45条の38第2項の規定により準用する場合					○						

		を含む。）											
		55　政令第16条第2項の規定により行う法第45条の29第1項及び第3項の規定による業務規定の認可等及び変更命令（法第45条の38第2項の規定により準用する場合を含む。）				○							
		56　政令第16条第2項の規定により行う法第45条の30の規定による業務の休廃止届出の受理(法第45条の38第2項の規定により準用する場合を含む。）					○						
		57　政令第16条第2項の規定により行う法第45条の31の規定による解任命令（法第45条の38第2項の規定により準用する場合を含む。）				○							
		58　政令第16条第2項の規定により行う法第45条の33の規定による適合命令（法第45条の38第2項の規定により準用する場合を含む。）					○						
		59　政令第16条第2項の規定により行う法第45条の34の規定による指定の取消し等（法第45条の38第2項の規定により準用する場合を含む。）				○							
		60　政令第16条第2項の規定により行う法第45条の36の規定による報告の徴収（法第45条の38第2項の規定により準用する場合を含む。）					○						
		61　政令第16条第2項の規定により行う法第45条の37第1項の規定による立入検査等（法第45条の38第2項の規定により準用する場合を含む。）					○						
		62　法第52条第1項の規定による公安委員会の意見の聴取								○			地域防災総合事務所等
		63　法第52条第2項の規定による通報											
		(1)　製造及び販売に係るもの並びに輸入に係るもの						○					
		(2)　(1)以外のもの									○		地域防災総合事務所等
		64　法第52条第6項の規定による報告					○						
		65　政令第16条第2項の規定により行う法第53条第1項第1号、第5号、第7号及び第8号の規定による公示（法第45条の38第2項の規定により準用する場合を含む。）					○						
		66　法第53条第2項の規定による公示						○					
		67　政令第16条第2項の規定により行う法第54条第1項の規定による聴聞の特例で、法第44条の規定による許可の取消し等に係るもの				○							
		68　政令第16条第1項の規定により行う法第54条第1項の規定による聴聞の特例で、法第45条の34の規定による指定の取消し等に係るもの				○							
		69　政令第16条第3項の規定による経済産業大臣への報告					○						
9	高圧ガス保安法の施行に関する事務	1　法第5条第1項の規定による製造の許可					○						
		2　法第5条第2項の規定による製造の届出の受理											

(1)　法第5条第2項第1号に掲げる者に係るもの						○					
(2)　法第5条第2項第2号に掲げる者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
3　法第9条の規定による許可の取消し				○							
4　法第10条第2項の規定による承継の届出の受理						○					
5　法第10条の2第2項の規定による承継の届出の受理											
(1)　法第5条第2項第1号に掲げる者に係るもの						○					
(2)　法第5条第2項第2号に掲げる者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
6　法第11条第3項の規定による基準適合命令					○						
7　法第12条第3項の規定による基準適合命令											
(1)　法第5条第2項第1号に掲げる者に係るもの					○						
(2)　法第5条第2項第2号に掲げる者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
8　法第14条第1項の規定による変更の許可					○						
9　法第14条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理						○					
10　法第14条第4項の規定による変更の届出の受理											
(1)　法第5条第2項第1号に掲げる者に係るもの						○					
(2)　法第5条第2項第2号に掲げる者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
11　法第15条第2項又は第18条第3項の規定による基準適合命令					○						
12　法第16条の規定による貯蔵所の許可					○						
13　法第17条第2項の規定による承継の届出の受理						○					
14　法第17条の2第1項又は第19条第4項の規定による届出の受理						○					
15　法第19条第1項の規定による変更の許可					○						
16　法第19条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理						○					
17　法第20条第1項又は第3項の規定による完成検査					○						
18　高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第1項第1号の規定により行う法第20条第1項ただし書の規定による指定完成検査機関の指定					○						
19　法第20条第1項ただし書、第3項第1号若しくは同項第2号の規定による届出の受理又は同条第4項の規定による報告の受理						○					
20　法第20条の4の規定による販売事業の届出の受理									○		地域防災総合事務所等

21　法第20条の4の2第2項の規定による承継の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
22　法第20条の5第2項の規定による周知実施等の勧告											
(1)　法第5条第1項第1号に掲げる者に係るもの					○						
(2)　販売業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
23　法第20条の5第3項の規定による販売業者等の公表											
(1)　法第5条第1項第1号に掲げる者に係るもの					○						
(2)　販売業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
24　法第20条の6第2項の規定による基準適合命令											
(1)　法第5条第1項第1号に掲げる者に係るもの					○						
(2)　販売業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
25　法第20条の7の規定による変更の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
26　法第21条第1項、第2項又は第4項の規定による廃止等の届出の受理						○					
27　法第21条第3項又は第5項の規定による廃止の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
28　法第22条第1項の規定による輸入の検査					○						
29　法第22条第3項の規定による廃棄等の措置命令					○						
30　法第24条の2の規定による消費の届出の受理						○					
31　法第24条の3第3項の規定による基準適合命令					○						
32　法第24条の4第1項の規定による変更の届出の受理						○					
33　法第24条の4第2項の規定による廃止の届出の受理						○					
34　法第26条第1項の規定による危害予防規程の届出の受理						○					
35　法第26条第2項又は第4項の規定による危害予防規程の変更命令又は遵守等の命令若しくは勧告					○						
36　法第27条第2項の規定による保安教育計画の変更命令					○						
37　法第27条第5項の規定による保安教育計画の実行等の勧告											
(1)　法第5条第2項第2号に掲げる者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
38　法第27条の2第5項の規定による届出の受理（法第27条の4第2項、第28条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）											
(1)　法第5条第2項第2号に掲げる者又は販売業者に係るもの									○		地域防災総合事務所等

(2)　(1)以外のもの						○					
39　政令第18条第3項第1号の規定により行う法第29条の規定による製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付											
(1)　免状の交付に係るもの					○						
(2)　免状の再交付又は書換えに係るもの						○					
40　法第29条の2第1項の規定による免状の交付事務の委託				○							
41　法第30条の規定による製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納命令（政令第18条第3項第1号の規定により行う場合を含む。）				○							
42　法第31条第2項の規定による試験の実施（政令第18条第3項第1号の規定により行う場合を含む。）					○						
43　法第31条の2第1項の規定による製造保安責任者試験又は販売主任者試験の実施に関する事務の委任				○							
44　法第31条の2第3項の規定による製造保安責任者試験又は販売主任者試験の実施に関する事務の委任等の報告					○						
45　法第31条の2第4項の規定による製造保安責任者試験又は販売主任者試験の実施に関する事務の委任を解除した旨の通知				○							
46　法第34条の規定による保安統括者等の解任命令											
(1)　法第5条第2項第2号に掲げる者又は販売業者に係るもの							○				地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの				○							
47　法第35条第1項の規定による保安検査					○						
48　政令第18条第1項第3号の規定により行う法第35条第1項第1号の規定による指定保安検査機関の指定					○						
49　法第35条第1項第1号若しくは第2号の規定による届出又は第3項の規定による報告の受理						○					
50　法第36条第2項の規定による危険時の届出の受理											
(1)　法第5条第2項第2号に掲げる者又は販売業者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの						○					
51　法第38条第1項の規定による許可の取消し等				○							
52　法第38条第2項の規定による停止命令											
(1)　法第5条第2項第2号に掲げる者又は販売業者に係るもの							○				地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの				○							
53　法第39条の規定による緊急措置命令											
(1)　法第5条第2項第2号に掲げる者又は販売業者に係るもの							○				地域防災総合事務所等

(2)　(1)以外のもの				○							
54　政令第18条第2項第2号の規定により行う法第41条第2項の規定による基準適合命令					○						
55　政令第18条第2項第3号の規定により行う法第44条第1項の規定による容器の検査及び政令第18条第2項第3号の規定により行う法第45条第1項又は第2項の規定による刻印若しくは標章の掲示					○						
56　政令第18条第2項第3号の規定により行う法第48条第5項の規定による許可					○						
57　法第49条第1項の規定による容器検査所の登録					○						
58　政令第18条第2項第4号の規定により行う法第49条第1項の規定による容器の再検査及び政令第18条第2項第4号の規定により行う法第49条第3項又は第4項の規定による刻印若しくは標章の掲示					○						
59　政令第18条第2項第6号の規定により行う法第49条の2第1項の規定による附属品の検査及び政令第18条第2項第6号の規定により行う法第49条の3第1項の規定による刻印					○						
60　政令第18条第2項第7号の規定により行う法第49条の4第1項の規定による附属品の再検査及び政令第18条第2項第7号の規定により行う法第49条の4第3項の規定による刻印					○						
61　法第49条の30又は法第49条の35の規定による災害防止命令					○						
62　政令第18条第2項第8号の規定により行う法第50条第3項の規定による容器検査所の更新					○						
63　法第18条第2項第8号の規定により行う法第50条第4項の規定による容器又は附属品の種類の制限					○						
64　政令第18条第2項第8号の規定により行う法第52条第2項の規定による検査主任者の選任又は解任の届出の受理						○					
65　政令第18条第2項第8号の規定により行う法第52条第4項の規定による検査主任者の解任命令				○							
66　政令第18条第2項第8号の規定により行う法第53条の規定による容器検査所の登録の取消し等				○							
67　政令第18条第2項第3号の規定により行う法第54条第1項の規定による変更申請の受理					○						
68　政令第18条第2項第3号の規定により行う法第54条第2項の規定による変更の刻印等					○						
69　政令第18条第2項第3号の規定により行う法第56条第1項の規定によるくず化等の措置命令及び政令第18条第2項第6号の規定により行う法第56条第4項において準用する同条第1項の規定によるくず化等の措置命令				○							

70　政令第18条第2項第3号の規定により行う法第56条第2項の規定による報告の受理及び政令第18条第2項第6号の規定により行う法第56条第4項において準用する同条第2項の規定による報告の受理						○					
71　政令第18条第2項第9号の規定により行う法第56条の2の規定による容器検査所の廃止の届出の受理						○					
72　法第56条の4第3項の規定による特定設備検査合格証の再交付に係る経済産業大臣への進達					○						
73　法第58条の6第2項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出の受理						○					
74　法第58条の7第2項の規定による試験事務規程の変更に関する意見の申述					○						
75　法第58条の8第3項の規定による指定試験機関の休廃止に関する意見の申述					○						
76　法第58条の8第4項の規定による指定試験機関の休廃止の通知の受理						○					
77　法第58条の9第2項の規定による指定試験機関の事業計画等の作成又は変更に関する意見の申述					○						
78　法第58条の9第3項の規定による指定試験機関の事業報告書等の受理						○					
79　法第58条の14第3項の規定による指定試験機関に対する指示				○							
80　法第58条の15第3項の規定による指定試験機関の指定の取消し等の通知の受理						○					
81　法第58条の16第2項の規定による指定試験機関の休止等の通知の受理						○					
82　政令第18条第1項第1号の規定により行う法第58条の22の規定による指定完成検査機関の事務所の所在地の変更の届出の受理						○					
83　政令第18条第1項第1号の規定により行う法第58条の23第1項の規定による指定完成検査機関の業務規程の認可又は変更認可					○						
84　政令第18条第1項第1号の規定により行う法第58条の23第3項の規定による指定完成検査機関の業務規程の変更命令					○						
85　政令第18条第1項第1号の規定により行う法第58条の24の規定による指定完成検査機関の業務の全部又は一部休止又は廃止の届出の受理						○					
86　政令第18条第1項第1号の規定により行う法第58条の27の規定による法第58条の20第2号に規定する者の解任命令				○							
87　政令第18条第1項第1号の規定により行う法第58条の29の規定による指定完成検査機関に対する基準適合命令					○						
88　政令第18条第1項第1号の規定に				○							

		より行う法第 58 条の 30 の規定による指定完成検査機関の指定の取消し又は業務停止命令										
		89　政令第 18 条第 1 項第 3 号の規定により行う法第 58 条の 30 の 3 第 2 項において準用する法第 58 条の 22 の規定による指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出の受理					○					
		90　政令第 18 条第 1 項第 3 号の規定により行う法第 58 条の 30 の 3 第 2 項において準用する法第 58 条の 23 第 1 項の規定による指定保安検査機関の業務規程の認可又は変更認可				○						
		91　政令第 18 条第 1 項第 3 号の規定により行う法第 58 条の 30 の 3 第 2 項において準用する法第 58 条の 23 第 3 項の規定による指定保安検査機関の業務規程の変更命令				○						
		92　政令第 18 条第 1 項第 3 号の規定により行う法第 58 条の 30 の 3 第 2 項において準用する法第 58 条の 24 の規定による指定保安検査機関の業務の全部若しくは一部休止又は廃止の届出の受理					○					
		93　政令第 18 条第 1 項第 3 号の規定により行う法第 58 条の 30 の 3 第 2 項において準用する法第 58 条の 27 の規定による法第 58 条の 20 第 2 号に規定する者の解任命令			○							
		94　政令第 18 条第 1 項第 3 号の規定により行う法第 58 条の 30 の 3 第 2 項において準用する法第 58 条の 29 の規定による指定保安検査機関に対する基準適合命令				○						
		95　政令第 18 条第 1 項第 3 号の規定により行う法第 58 条の 30 の 3 第 2 項において準用する法第 58 条の 30 の規定による指定保安検査機関の指定の取消し又は業務停止命令			○							
		96　法第 61 条第 1 項の規定による報告の徴収										
		(1)　法第 5 条第 2 項第 2 号に掲げる者、販売業者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 6 条の液化石油ガス販売事業者のうち 1 の地域防災総合事務所等の区域のみに販売所を設置して事業を行う者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		(2)　(1)以外のもの				○						
		97　政令第 18 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定により行う法第 61 条第 2 項の規定による報告の徴収				○						
		98　法第 61 条第 4 項の規定による指定試験機関に対する報告の徴収				○						
		99　法第 62 条第 1 項の規定による立入検査										
		(1)　法第 5 条第 2 項第 2 号に掲げる者、販売業者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 6 条の液化石油ガス販売事業者のうち 1 の地域防災総合事務所等の区域のみに販売所を設置して事業を行う者に係るもの								○			地域防災総合事務所等

		(2)　(1)以外のもの					○						
		100　政令第18条第1項第1号、第2号又は第3号の規定により行う法第62条第2項の規定による立入検査					○						
		101　法第62条第4項の規定による指定試験機関に対する立入検査					○						
		102　法第63条の規定による事故届の受理又は事故報告命令											
		(1)　法第5条第2項第2号に掲げる者、販売業者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の液化石油ガス販売事業者のうち1の地域防災総合事務所等の区域のみに販売所を設置して事業を行う者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		(2)　(1)以外のもの					○						
		103　法第65条の規定による許可の条件の付与					○						
		104　法第74条第1項の規定による通報											
		(1)　法第5条第1項又は第16条第1項の規定による許可に係るもの					○						
		(2)　法第5条第2項第2号、第20条の4又は第21条第3項若しくは第5項の規定による届出に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		(3)　法第5条第2項第1号、第17条の2第1項、第21条第1項、第2項若しくは第4項、第24条の2第1項又は第24条の4第2項の規定による届出に係るもの					○						
		105　法第74条第2項及び第3項の規定による通報の受理											
		(1)　法第5条第2項第2号に掲げる者又は販売事業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		(2)　(1)以外のもの					○						
		106　政令第18条第1項第1号、第2号又は第3号の規定により行う法第74条の2第1項第1号、第3号、第5号及び第5号の2の規定による公示						○					
		107　法第74条の2第2項の規定による公示						○					
		108　法第76条の規定による聴聞				○							
		109　法第78条の規定による意見の聴取											
		(1)　法第5条第2項第2号に掲げる者又は販売事業者に係るもの							○				地域防災総合事務所等
		(2)　(1)以外のもの				○							
10	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務	1　法第3条の2の規定による登録の実施、申請者への通知及び登録簿謄本の交付等											
		(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの					○						
		(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		2　法第4条の規定による登録の拒否及											

び通知												
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの					○							
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
3　法第6条の規定による届出の受理（法第35条の4において準用する場合を含む。）												
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○						
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
4　法第8条の規定による変更届出の受理（法第35条の4において準用する場合を含む。）												
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○						
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
5　法第10条の規定による承継の届出（法第35条の4において準用する場合を含む。）												
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○						
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
6　法第13条第2項の規定による措置命令												
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○						
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
7　法第14条第2項の規定による命令												
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○						
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
8　法第16条第3項の規定による基準適合命令												
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○						
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
9　法第16条の2第2項の規定による基準適合命令												
(1)　2以上の都道府県及び2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの					○							
(2)　(1)以外の者及び特定供給設備を設置して事業を行う者に係るもの								○			地域防災総合事務所等

10　法第19条第2項の規定による業務主任者の選任又は解任の届出の受理											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○					
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
11　法第21条第2項の規定による業務主任者代理者の選任又は解任の届出の受理											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○					
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
12　法第22条の規定による業務主任者等の解任命令											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの					○						
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
13　法第23条の規定による廃止等の届出（法第35条の4において準用する場合を含む。）											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○					
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
14　法第25条の規定による登録の取消し											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの				○							
(2)　(1)以外の者に係るもの							○				地域防災総合事務所等
15　法第26条の規定による登録の取消し及び停止命令											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの				○							
(2)　(1)以外の者に係るもの							○				地域防災総合事務所等
16　法第26条の2の規定による登録の消除											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○					
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
17　法第29条の規定による保安機関の認定											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る一般消費者等の保安業務を行う者に係るもの					○						
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総

											合事務所等
18　法第32条の規定による保安機関の認定の更新											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る一般消費者等の保安業務を行う者に係るもの					○						
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
19　法第33条第1項の規定による保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る一般消費者等の保安業務を行う者に係るもの					○						
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
20　法第33条第2項の規定による保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の減少の届出											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る一般消費者等の保安業務を行う者に係るもの						○					
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
21　法第34条第3項の規定による保安機関の保安業務に係る改善命令											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る一般消費者等の保安業務を行う者に係るもの					○						
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
22　法第35条の規定による保安業務規程の認可及び変更の認可											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る一般消費者等の保安業務を行う者に係るもの					○						
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
23　法第35条第3項の規定による保安業務規程の変更命令											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る一般消費者等の保安業務を行う者に係るもの					○						
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
24　法第35条の2の規定による保安機関の基準適合命令											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る一般消費者等の保安業務を行う者に係るもの					○						
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等

25　法第35条の3の規定による認定の取消し											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る一般消費者等の保安業務を行う者に係るもの				○							
(2)　(1)以外の者に係るもの							○				地域防災総合事務所等
26　法第35条の5の規定による基準適合命令											
(1)　2以上の都道府県及び2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの					○						
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
27　法第35条の6の規定による液化石油ガス販売事業者の認定											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの					○						
(2)　(1)以外の者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
28　法第35条の7の規定による認定液化石油ガス販売事業者の報告の受理											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの						○					
(2)　(1)以外の者に係るもの									○		地域防災総合事務所等
29　法第35条の10の規定による認定の取消し											
(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの				○							
(2)　(1)以外の者に係るもの							○				地域防災総合事務所等
30　法第36条第1項の規定による許可								○			地域防災総合事務所等
31　法第37条の2第1項の規定による変更許可								○			地域防災総合事務所等
32　法第37条の2第2項の規定による軽微な変更の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
33　法第37条の3第1項の規定による完成検査								○			地域防災総合事務所等
34　法第37条の3第2項の規定による報告の受理									○		地域防災総合事務所等
35　法第37条の4第1項、第3項及び第4項の規定による許可及び完成検査					○						
36　法第37条の5第3項の規定による基準適合命令					○						
37　法第37条の6第1項の規定による保安検査					○						
38　法第37条の6第1項ただし書の規定による届出及び同条第3項の規定による報告の受理						○					

39　法第37条の7第1項の規定による許可の取消し等											
(1)　充てん事業者				○							
(2)　(1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
40　法第37条の7第2項の規定による一般消費者等への通知								○			地域防災総合事務所等
41　法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
42　法第38条の4第1項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付					○						
43　法第38条の4第4項の規定による液化石油ガス設備士免状の返納命令				○							
44　法第38条の5第2項の規定による液化石油ガス設備士試験の実施					○						
45　法第38条の6第1項の規定による試験の実施に関する事務の委任				○							
46　法第38条の6第4項の規定による試験の実施に関する事務の委任の解除する旨の通知				○							
47　法第38条の10第1項及び第2項の規定による特定液化石油ガス設備工事業の届、変更届及び廃止届の受理									○		地域防災総合事務所等
48　法第38条の17第2項の規定による指定試験機関の名称及び所在地の変更届の受理						○					
49　法第38条の18第2項の規定による試験事務規程の変更に関する意見の申述					○						
50　法第38条の19第3項の規定による指定試験機関の休廃止に関する意見の申述					○						
51　法第38条の19第4項の規定による指定試験機関の休廃止に関する通知の受理						○					
52　法第38条の20第2項の規定による指定試験機関の事業計画等の作成及び変更に関する意見の申述					○						
53　法第38条の20第3項の規定による指定試験機関の事業報告書等の受理						○					
54　法第38条の25第3項の規定による指定試験機関に対する指示					○						
55　法第38条の26第3項の規定による指定試験機関の指定の取消し等の通知の受理						○					
56　法第38条の27第2項の規定による指定試験機関休止等における通知の受理					○						
57　法第82条第1項の規定による報告の徴収											
(1)　2以上の都道府県若しくは2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う販売事業者又は2以上の都道府県若しくは2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る保安業務を行う保安機					○						

		関若しくは液化石油ガス設備士に係るもの											
		(2)　(1)以外の販売事業者、保安機関及び特定液化石油ガス設備工事事業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		58　法第82条第2項の規定による報告の徴収					○						
		59　法第82条第5項の規定による指定試験機関への報告の徴収等					○						
		60　法第83条の規定による立入検査											
		(1)　2以上の都道府県若しくは2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う販売事業者又は2以上の都道府県若しくは2以上の地域防災総合事務所等の区域に設置される販売所の事業に係る保安業務を行う保安機関若しくは充てん事業者に係るもの					○						
		(2)　(1)以外の販売事業者、保安機関及び特定液化石油ガス設備工事事業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		(3)　指定試験機関に係るもの					○						
		61　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第13条第7項の規定により行う法第83条の2第1項の規定による液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者への立入検査及び液化石油ガス器具等の提出命令					○						
		62　法第87条の規定による通報											
		(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う販売事業者及び充てん設備関係					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		63　法第88条第2項の規定による公示						○					
		64　法第90条の聴聞											
		(1)　2以上の地域防災総合事務所等の区域に販売所を設置して事業を行う者に係るもの				○							
		(2)　(1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
11	電気事業法（昭和39年法律第170号）の施行に関する事務	法第63条の規定による損失補償の裁定					○						
12	電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の施行に関する事務	1　電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）第5条第1項の規定により行う法第45条第1項の規定による報告の徴収					○						
		2　施行令第5条第1項の規定により行う法第46条第1項の規定による立入検査					○						
		3　施行令第5条第1項の規定により行う法第46条の2第1項の規定による電気用品の提出命令					○						

		4　施行令第5条第2項の規定により行う経済産業大臣への報告					○						
13	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の施行に関する事務	1　法第3条の規定による電気工事業者の登録					○						
		2　法第6条の規定による電気工事業者の登録の拒否及び通知					○						
		3　法第7条の規定による登録証の交付					○						
		4　法第8条第3項の規定による届出の受理						○					
		5　法第9条第3項の規定による承継届の受理						○					
		6　法第10条の規定による変更の届出の受理						○					
		7　法第11条の規定による廃止の届出の受理						○					
		8　法第12条の規定による登録証の再交付						○					
		9　法第14条の規定による登録の消除					○						
		10　法第15条の規定による登録証の返納の受理						○					
		11　法第16条の規定による登録簿謄本の交付等						○					
		12　法第17条第2項の規定による差止め命令				○							
		13　法第17条の2の規定による電気工事業の開始の通知の受理						○					
		14　法第17条の3の規定による事業開始の延期等の勧告					○						
		15　法第27条の規定による危険等防止命令及び通知					○						
		16　法第28条の規定による登録の取消し及び停止命令並びに通知				○							
		17　法第29条の規定による報告の徴収及び立入検査					○						
		18　法第34条第4項及び第5項の規定による開始等の届出等の受理						○					
14	電気工事士法（昭和35年法律第139号）の施行に関する事務	1　法第4条の規定による電気工事士免状の交付、再交付及び書換え					○						
		2　法第4条第6項の規定による返納命令				○							
		3　法第9条第1項の規定による報告の徴収					○						
15	武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に関する事務	1　法第17条第1項の規定による製造の許可					○						
		2　法第18条の規定による試験的な製造の許可					○						
		3　法第19条第1項の規定による販売の許可					○						
		4　法第20条において準用する法第6条の規定による許可の取消し				○							
		5　法第20条において準用する法第7条第2項の規定による承継の届出の受理						○					
		6　法第20条において準用する法第8条第1項の規定による変更の許可					○						

		7　法第 20 条において準用する法第 9 条第 3 項の規定による基準適合命令					○						
		8　法第 20 条において準用する法第 12 条第 1 項の規定による移転の許可					○						
		9　法第 20 条において準用する法第 13 条の規定による廃止届の受理						○					
		10　法第 20 条において準用する法第 15 条の規定による許可の取消し又は事業停止命令				○							
		11　法第 24 条の規定による報告の徴収					○						
		12　法第 25 条第 1 項の規定による立入検査等					○						
16	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例（平成 12 年三重県条例第 14 号）の施行に関する事務	条例第 4 条ただし書の規定による事務の性質上理由がある場合の決定					○						
17	三重県防災ヘリコプターに関する事務	1　三重県防災ヘリコプターに係る国土交通大臣への登録及び許可申請等					○						
		2　三重県防災ヘリコプター運航管理要綱（平成 5 年 3 月 30 日制定）第 21 条の規定による使用承認					○						

防災対策部　災害対策推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	災害対策基本法の施行に関する事務	法第 57 条の規定による通信設備の優先利用等の要請					○						
2	無線通信管理に関する事務	1　無線局の設置、変更及び廃止					○						
		2　無線局の管理運用					○						
3	大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）の施行に関する事務	1　法第 3 条第 3 項の規定による意見	○										
		2　法第 7 条第 7 項の規定による勧告			○								
		3　法第 7 条第 8 項の規定による公表			○								
4	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）の施行に関する事務	1　法第 3 条第 4 項の規定による意見	○										
		2　法第 7 条第 7 項の規定による勧告			○								
		3　法第 7 条第 8 項の規定による公表			○								

防災対策部　災害即応・連携課

区分	事務の種類	事項	決裁区分				地域機関の名称
			知事	専決者			
				副	本庁	地域機関	受任者

				知事	部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	自衛隊法（昭和29年法律第165号）の施行に関する事務	法第83条の規定による災害派遣要請			○								
2	災害対策基本法の施行に関する事務	1　法第33条の規定による派遣職員に関する資料の提出等					○						
		2　法第53条の規定による被害状況の報告					○						
		3　法第55条の規定による通知等						○					
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の施行に関する事務	法第29条第1項の規定による土砂災害緊急情報の通知又は周知						○					

防災対策部　地域防災推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関する事務	1　法第7条第1項の規定による救助に関する業務命令					○						
		2　法第7条第2項の規定による地方運輸局長等に対する要請					○						
		3　法第7条第4項において準用する法第5条第2項の規定による公用令書の交付					○						
		4　法第8条の規定による救助を要する者等に対する業務の協力命令					○						
		5　法第9条第1項の規定による物資の保管命令及び物資の収用					○						
		6　法第9条第2項において準用する法第5条第2項の規定による公用令書の交付					○						
		7　法第10条第1項の規定による立入検査					○						
		8　法第10条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査					○						
		9　法第10条第3項の規定による施設等の管理者への通知					○						
		10　法第12条の規定による扶助金の支給の決定					○						

防災対策部　危機管理課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	

1	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関する事務	1　法第15条第1項の規定による国民保護等派遣要請（法第183条において準用する場合を含む。）			○								
		2　法第35条第5項の規定による市町の国民の保護に関する計画の協議					○						
		3　法第46条の規定による警報の通知（法第183条において準用する場合を含む。）					○						
		4　法第51条第2項の規定による警報の解除の通知（法第183条において準用する場合を含む。）					○						
		5　法第52条第7項の規定による避難措置の指示の通知（法第183条において準用する場合を含む。）					○						
		6　法第53条第3項の規定による避難措置の指示の解除の通知（法第183条において準用する場合を含む。）					○						
		7　法第127条第2項の規定による被災情報の報告（法第183条において準用する場合を含む。）					○						
		8　法第148条の規定による避難施設の指定					○						

別表第一医療保健部医療介護人材課の表中「医療介護人材課」を「医療人材課」に改め、同表中第十一号の項から第十四号の項までを削り、第十号の項を第十一号の項とし、第二号の項から第九号の項までを一項ずつ繰り下げ、第一号の項の次に次の一項を加える。

2	医療法の施行に関する事務	1　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定による改正後の医療法（次号から第4号までにおいて「新医療法」という。）第113条第1項の規定による特定地域医療提供機関の指定					○						
		2　新医療法第118条第1項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定					○						
		3　新医療法第119条第1項の規定による技能向上集中研修機関の指定					○						
		4　新医療法第120条第1項の規定による特定高度技能研修機関の指定					○						

別表第一医療保健部長寿介護課の表中第一号の項に次の八号を加える。

10　法第91条の規定による社会福祉事業等を経営する者に対する法第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置の的確な実施に必要な指導及び助言					○						
11　法第92条第2項の規定による社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置					○						
12　法第93条第1項の規定による県福祉人材センターの指定			○								
13　法第93条第3項、第4項及び第5項の規定による県福祉人材センターの名称、住所及び事務所の所在地の公示並びに変更届の受理					○						
14　法第96条の規定による県福祉人材センターの事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書の受理					○						

15　法第97条の規定による県福祉人材センターへの命令				○							
16　法第98条第1項及び第2項の規定による県福祉人材センターの指定の取消し			○								
17　法第98条第3項の規定による県福祉人材センターの取消しの公示					○						

別表第一医療保健部長寿介護課の表第三号の項中第百一号を第百五号とし、第九十六号から第百号までを四号ずつ繰り下げ、同項九十五号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「政令」に改め、同号を同項第九十九号とし、同号の前に次の四号を加える。

95　介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロの規定による介護員養成研修事業者の指定					○						
96　政令第3条第2項第2号ロの規定による届出の受理					○						
97　政令第3条第2項第2号ハの規定による指示					○						
98　政令第3条第3項の規定による介護員養成研修事業者の指定の取消し				○							

別表第一医療保健部長寿介護課の表第六号の項中「社会福祉士及び介護福祉士法」を「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」に改め、同項第二十三号の次に次の九号を加える。

24　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第3条の規定による養成施設等の指定					○						
25　政令第4条第1項の規定による養成施設等の変更の承認					○						
26　政令第4条第2項の規定による養成施設等の変更届出書の受理					○						
27　政令第5条の規定による養成施設等の事業報告書の受理					○						
28　政令第6条の規定による養成施設等の報告徴収及び指示					○						
29　政令第7条の規定による養成施設等の指定の取消し					○						
30　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第22条第4項の規定による介護技術講習実施届出書の受理					○						
31　省令第23条の2第3項の規定による介護技術講習実施届出書の変更届出の受理					○						
32　省令第23条の2第4項の規定による介護技術講習実施報告書の受理					○						

別表第一医療保健部長寿介護課の表に次のように加える。

7	社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の施行に関する事務	法第23条第1項の規定による立入検査					○						

別表第一医療保健部感染症対策課の表第一号の項を次のように改める。

1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法	1　法第10条の規定による予防計画の策定及び変更並びに厚生労働大臣への提出					○						
		2　法第10条の2第1項の規定による連携協議会の組織			○								

律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	3　法第10条の2第3項の規定による連携協議会の開催					○						
	4　法第12条第1項の規定による医師からの感染症患者の届出の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
	5　法第12条第2項の規定による厚生労働大臣への感染症の届出の内容報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
	6　法第12条第3項の規定による県外居住者の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
	7　法第12条第8項の規定による慢性感染症患者の医師からの届出の受理										○	保健所
	8　法第12条第9項の規定により準用する厚生労働大臣への慢性感染症患者の届出の内容報告及び該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報					○						
	9　法第12条第10項の規定により準用する死体を検案した場合の届出の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
	10　法第12条第10項の規定により準用する死体を検案した場合の届出の内容の厚生労働大臣への報告及び該当する都道府県知事等への通報（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
	11　法第13条第1項の規定による獣医師からの届出の受理										○	保健所
	12　法第13条第2項の規定による動物の所有者からの届出の受理										○	保健所
	13　法第13条第3項の規定による厚生労働大臣への動物の感染症の届出の内容報告					○						
	14　法第13条第4項の規定による県外で飼育された動物の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報					○						
	15　法第13条第7項の規定により準用する届出の受理										○	保健所
	16　法第13条第7項の規定により準用する厚生労働大臣への報告及び該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報					○						
	17　法第14条第1項の規定による感染症の指定届出機関の指定					○						
	18　法第14条第2項の規定による届出の受理										○	保健所
	19　法第14条第3項の規定による発生状況等の厚生労働大臣への報告					○						
	20　法第14条第6項の規定による感染症の指定届出機関の取消し					○						
	21　法第14条第8項の規定による病院又は医師への届出の求め及び届出の受理										○	保健所
	22　法第14条第9項の規定により準用する厚生労働大臣への報告					○						
	23　法第14条の2第1項の規定による検体等の指定提出機関の指定					○						
	24　法第14条の2第2項の規定による指定検査機関からの検体等の受理										○	保健所

		25　法第14条の2第3項及び第4項の規定による検査及び厚生労働大臣への検査結果等の報告					○						
		26　法第14条の2第5項の規定による厚生労働大臣への検体等の提出					○						
		27　法第14条の2第7項の規定による指定提出機関の指定の取消し					○						
		28　法第15条第1項の規定による質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		29　法第15条第3項の規定による検体等の提出又は検体採取への応諾の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		30　法第15条第5項の規定による検査の実施（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		31　法第15条第8項の規定による特定患者等への質問又は調査への応対の命令（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		32　法第15条第10項及び第11項の規定による第8項の命令を受ける者に対する書面通知及び交付（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		33　法第15条第13項の規定による厚生労働大臣への結果報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		34　法第15条第14項の規定による該当する都道府県知事等への調査結果の通報（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		35　法第15条第15項の規定による厚生労働大臣への検体等の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		36　法第15条第16項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		37　法第15条の2第1項の規定による質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		38　法第15条の2第2項の規定による厚生労働大臣への結果報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		39　法第15条の3第1項の規定による報告の要請又は質問（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		40　法第15条の3第2項及び第3項の規定による厚生労働大臣への報告及び当該者その他関係者への質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		41　法第15条の3第5項の規定による厚生労働大臣への措置の代行実施の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係					○						

		るものを除く。）										
		42　法第16条第1項の規定による感染症に関する情報の分析及び公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		43　法第16条第2項及び第3項の規定による市町長への協力要請及び情報提供（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		44　法第16条の2第1項の規定による医師等への協力の要請（他課に属するものを除く。）				○						
		45　法第16条の2第2項の規定による勧告（他課に属するものを除く。）				○						
		46　法第16条の2第3項の規定による公表（他課に属するものを除く。）				○						
		47　法第16条の3第1項の規定による検体の提出及び採取への応諾の勧告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		48　法第16条の3第3項の規定による検体採取の実施（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		49　法第16条の3第5項及び第6項の規定による第1項の勧告又は第3項の措置を受ける者に対する書面通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		50　法第16条の3第7項及び第8項の規定による検査の実施及び厚生労働大臣への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		51　法第16条の3第9項の規定による厚生労働大臣への検体の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		52　法第16条の3第10項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		53　法第17条の規定による一類から三類までの感染症の疑いがある者等への健康診断の勧告又は措置等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		54　法第18条第1項の規定による一類から三類までの感染症患者等に対する書面による通知等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		55　法第18条第4項の規定による特定業務の就業制限の対象者であるかどうかの確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		56　法第18条第5項の規定による協議会の意見の聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		57　法第18条第6項の規定による通知内容の協議会への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所

		58　法第19条第1項、第3項及び第5項の規定による一類感染症患者等に対する 72 時間以内の入院の勧告及び入院の措置										○	保健所
		59　法第19条第7項の規定による入院の勧告又は入院の措置の感染症の診査に関する協議会（以下「感染症診査協議会」という。）への報告										○	保健所
		60　法第20条第1項から第4項までの規定による入院している一類感染症患者等に対する 10 日以内の入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等										○	保健所
		61　法第20条第5項の規定による一類感染症患者に対する入院の勧告及び入院期間の延長に関する感染症の診査に関する協議会の意見聴取										○	保健所
		62　法第20条第6項の規定による患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与及び通知										○	保健所
		63　法第20条第8項の規定による聴取書の受理										○	保健所
		64　法第 21 条の規定による一類感染症患者の移送										○	保健所
		65　法第 22 条の規定による一類感染症患者の退院及び一類感染症の病原体の保有の有無の確認										○	保健所
		66　法第 23 条の規定により準用する入院の勧告及び入院の措置に係る書面による通知等										○	保健所
		67　法第 24 条の規定による感染症の診査に関する協議会の設置及び委員の任命				○							
		68　法第24条の2第1項の規定による患者又はその保護者からの苦情の処理										○	保健所
		69　法第24条の2第2項の規定による患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取										○	保健所
		70　法第24条の2第3項の規定による苦情の申出の処理結果の通知										○	保健所
		71　法第25条第4項の規定による審査請求の厚生労働大臣への移送及び審査請求人への通知				○							
		72　法第 26 条の規定により準用する二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者に対する 72 時間以内の入院の勧告又は入院の措置（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		73　法第 26 条の規定により準用する二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者に対する入院の勧告又は入院の措置に関する感染症診査協議会への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		74　法第 26 条の規定により準用する入院している二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者に対する 10 日以内の入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		75　法第 26 条の規定により準用する入院している二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者に対する入院の勧告及び入院期間の延長に関する感染症診査協議会の意見聴取（新型コロナウイルス感染症及び										○	保健所

		再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										
		76　法第 26 条の規定により準用する患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与及び通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		77　法第 26 条の規定により準用する聴取書の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		78　法第 26 条の規定により準用する二類感染症患者等及び新型インフルエンザ等感染症患者の移送（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		79　法第 26 条の規定により準用する二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者の退院及び感染症の病原体の保有の有無の確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		80　法第 26 条の規定により準用する入院の勧告及び入院の措置に係る書面による通知等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		81　法第 26 条の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取及び処理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		82　法第 26 条の規定により準用する苦情の申出の処理結果の通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		83　法第 26 条の規定により準用する審査請求の厚生労働大臣への移送及び審査請求人への通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		84　法第26条の2の規定により準用する入院している結核患者に対する30日以内の入院の勧告、入院の措置及び入院期間の延長									○	保健所
		85　法第26条の3第1項及び第3項の規定による検体又は病原体の提出命令及び収去（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		86　法第26条の3第5項及び第6項の規定による検体又は病原体の検査及び厚生労働大臣への検査結果等の報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		87　法第26条の3第7項の規定による厚生労働大臣への検体又は病原体の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		88　法第26条の3第8項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		89　法第26条の4第1項及び第3項の規定による検体の提出又は検体採取への応対の命令及び検体の採取（新									○	保健所

		型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										
		90　法第26条の4第5項及び第6項の規定による検体の検査及び厚生労働大臣への検査結果等の報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		91　法第26条の4第7項の規定による厚生労働大臣への検体の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		92　法第26条の4第8項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○						
		93　法第27条の規定による汚染された場所等の管理者等に対する消毒命令又は市町に対する消毒の指示（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		94　法第28条の規定による区域の管理者等に対する汚染されたねずみ族等の駆除の命令又は市町に対する駆除の指示									○	保健所
		95　法第29条の規定による汚染された物件の所有者に対する措置の命令又は市町に対する措置の指示等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		96　法第30条の規定による死体の移動制限及び死体の埋葬の許可等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		97　法第31条の規定による生活の用に供される水の使用制限等及び市町に対する給水の指示									○	保健所
		98　法第32条の規定による汚染された建物への立入り制限又は封鎖等									○	保健所
		99　法第33条の規定による交通の制限又は遮断									○	保健所
		100　法第35条の規定による質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
		101　法第36条の規定による消毒その他の措置に係る書面による通知若しくは書面の交付又は必要事項の掲示									○	保健所
		102　法第37条の規定による入院に係る患者又はその保護者からの医療費用申請の受理及び医療に要する費用の負担の決定									○	保健所
		103　法第37条の2第1項の規定による結核患者の医療に必要な費用の一部負担の決定									○	保健所
		104　法第37条の2第2項の規定による結核患者の医療費用申請の受理									○	保健所
		105　法第37条の2第3項の規定による感染症診査協議会からの意見の聴取									○	保健所
		106　法第38条の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定、指定辞退の届出の受理及び指定の取消し				○						
		107　法第38条の規定による結核指定									○	保健所

		医療機関の指定、指定辞退の届出の受理及び指定の取消し											
		108　法第38条第5項及び第6項の規定による第一種及び第二種感染症指定医療機関への医療に関する指導					○						
		109　法第38条第7項の規定による結核指定医療機関への医療に関する指導					○						
		110　法第40条第3項の規定による診療内容等の請求の審査及び診療報酬額の決定					○						
		111　法第40条第5項の規定による診療報酬の額の決定に係る審査機関の意見聴取					○						
		112　法第40条第6項の規定による社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託					○						
		113　法第42条の規定による緊急時等の医療費の申請の受理及び支給の決定										○	保健所
		114　法第43条の規定による報告の請求、診療録等の検査及び診療報酬の支払の差止めの決定					○						
		115　法第44条の3第1項の規定による報告又は感染防止に必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		116　法第44条の3第2項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		117　法第44条の3第4項及び第5項の規定による必要な食事の提供等及びそれに要した実費の徴収（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		118　法第44条の3第6項及び第7項の規定による市町長への協力要請及び情報提供（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		119　法第44条の3第8項の規定による宿泊施設の確保（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		120　法第44条の3の2第3項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る検体又は病原体の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		121　法第44条の3の2第4項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る検体又は病原体の検査及び厚生労働大臣への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		122　法第44条の3の2第5項の規定による厚生労働大臣への検体又は病原体の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		123　法第44条の3の2第6項の規定により準用する検体又は病原体の提出命令及び収去（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイ										○	保健所

		ルス感染症に係るものを除く。）											
		124　法第44条の3の3の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）										○	保健所
		125　法第44条の5第2項から第4項までの規定による厚生労働大臣への総合調整の要請、意見の申出及び報告又は資料の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○						
		126　法第44条の6の規定による厚生労働大臣への報告					○						
		127　法第44条の8の規定により準用する厚生労働大臣への総合調整の要請、総合調整に関する意見の申出及び報告又は資料の提出					○						
		128　法第44条の11第1項及び第3項の規定による新感染症に係る検体の提出又は検体採取への応対の勧告及び検体の採取										○	保健所
		129　法第44条の11第5項及び第6項の規定による検体の検査及び厚生労働大臣への検査結果等の報告					○						
		130　法第44条の11第7項の規定による厚生労働大臣への検体の提出					○						
		131　法第44条の11第8項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請					○						
		132　法第44条の11第9項項の規定により準用する書面通知等										○	保健所
		133　法第45条の規定による新感染症の疑いがある者に対する健康診断の勧告又は措置及び書面による通知等										○	保健所
		134　法第46条の規定による新感染症の所見がある者に対する入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等										○	保健所
		135　法第46条第5項の規定による患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与及び通知										○	保健所
		136　法第46条第7項の規定による聴取書の受理										○	保健所
		137　法第47条の規定による新感染症の所見がある者の移送										○	保健所
		138　法第48条の規定による新感染症の所見がある者の退院及び公衆にまん延させるおそれの有無の確認										○	保健所
		139　法第49条の規定により準用する新感染症の所見がある者に対する入院の勧告及び入院の措置等に係る書面による通知等										○	保健所
		140　法第49条の2の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取、処理及び処理結果の通知										○	保健所
		141　法第50条の規定による新感染症に係る消毒その他の措置及び書面による通知又は掲示										○	保健所
		142　法第50条の2第1項の規定による新感染症のまん延を防止するための当該者からの報告又は協力の要請										○	保健所
		143　法第50条の2第2項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力の要請										○	保健所
		144　法第50条の2第4項の規定により準用する協力を求める場合の食					○						

		事の提供等及び実費の徴収、市町長への協力要請及び情報提供並びに宿泊施設の確保											
		145　法第50条の3第3項の規定による新感染症に係る検体又は病原体の受理										○	保健所
		146　法第50条の3第4項の規定による新感染症に係る検体又は病原体の検査及び厚生労働大臣への報告					○						
		147　法第50条の3第5項の規定による厚生労働大臣への検体又は病原体の提出					○						
		148　法第50条の3第6項の規定により準用する検体又は病原体の提出命令及び収去										○	保健所
		149　法第50条の4の規定による新感染症の患者の退院等の届出の受理										○	保健所
		150　法第51条の規定による新感染症に係る措置をする場合の事前の厚生労働大臣への通報及び連携					○						
		151　法第51条の2第2項の規定による厚生労働大臣への総合調整の要請					○						
		152　法第51条の2第3項の規定により準用する厚生労働大臣への総合調整に関する意見の申出及び報告又は資料の提出					○						
		153　法第52条の規定による厚生労働大臣への新感染症に係る経過の報告					○						
		154　法第53条の2第3項の規定による保健所設置市の長への結核の健康診断の期日又は期間の指定に関する指示					○						
		155　法第53条の7の規定による定期健康診断の通報又は報告の受理										○	保健所
		156　法第53条の10の規定による結核患者に係る届出内容の通知										○	保健所
		157　法第56条第2項の規定による輸入検疫において感染症にかかっている指定動物等を発見した場合の厚生労働大臣への報告					○						
		158　法第63条の3の規定による関係機関等に対する入院の勧告又は入院の措置に関する総合調整及び報告又は資料の提出要請					○						
		159　第63条の4の規定による保健所設置市への入院の勧告又は入院の措置に関する指示					○						

別表第一医療保健部感染症対策課の表第二号の項第一号中「（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

別表第一医療保健部ワクチン・物資支援プロジェクトチームの表を削る。

別表第一医療保健部患者情報プロジェクトチームの表を次のように改める。

医療保健部　感染症情報・検査プロジェクトチーム

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に	1　法第12条第1項の規定による医師からの感染症患者の届出の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所
		2　法第12条第2項の規定による厚生					○						

	関する事務	労働大臣への感染症の届出の内容報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										
		3　法第12条第3項の規定による県外居住者の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		4　法第12条第10項の規定により準用する死体を検案した場合の厚生労働大臣及び該当する都道府県知事への通報（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		5　法第15条第1項の規定による質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		6　法第15条第3項の規定による検体等の提出又は検体採取への応諾の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		7　法第15条第5項の規定による検査の実施（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		8　法第15条第8項の規定による特定患者等への質問又は調査への応対の命令（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		9　法第15条第10項及び第11項の規定による第8項の命令を受ける者に対する書面通知及び交付（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		10　法第15条第13項の規定による厚生労働大臣への結果報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		11　法第15条第14項の規定による該当する都道府県知事等への調査結果の通報（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		12　法第15条第15項の規定による厚生労働大臣への検体等の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		13　法第15条第16項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		14　法第15条の2第1項の規定による質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		15　法第15条の2第2項の規定による厚生労働大臣への結果報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		16　法第15条の3第1項の規定による報告の要請又は質問（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		17　法第15条の3第2項及び第3項の				○						

		規定による厚生労働大臣への報告及び当該者その他関係者への質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）											
		18　法第15条の3第5項の規定による厚生労働大臣への措置の代行実施の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）					○						
		19　法第16条第1項の規定による感染症に関する情報の公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）					○						
		20　法第16条第2項及び第3項の規定による市町長への協力要請及び情報提供（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）					○						
		21　法第16条の2第1項の規定による医師等への協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、患者情報の収集、検査及びクラスター対策に係るものに限る。）					○						
		22　法第16条の2第2項の規定による勧告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、患者情報の収集、検査及びクラスター対策に係るものに限る。）					○						
		23　法第16条の2第3項の規定による公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、患者情報の収集、検査及びクラスター対策に係るものに限る。）					○						
		24　法第16条の3第1項の規定による検体の提出及び採取への応諾の勧告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所
		25　法第16条の3第3項の規定による検体採取の実施（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所
		26　法第16条の3第5項及び第6項の規定による第1項の勧告又は第3項の措置を受ける者に対する書面通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所
		27　法第16条の3第7項及び第8項の規定による検査の実施及び厚生労働大臣への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）					○						
		28　法第16条の3第9項の規定による厚生労働大臣への検体の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）					○						
		29　法第16条の3第10項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）					○						
		30　法第17条の規定による一類から三類までの感染症の疑いがある者等への健康診断の勧告又は措置等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限										○	保健所

		る。）										
		31　法第18条第1項の規定による一類から三類までの感染症患者等に対する書面による通知等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		32　法第18条第4項の規定による特定業務の就業制限の対象者であるかどうかの確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		33　法第18条第5項の規定による協議会の意見の聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		34　法第18条第6項の規定による通知内容の協議会への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		35　法第26条第2項の規定により準用する新型インフルエンザ等感染症患者に対する72時間以内の入院の勧告又は入院の措置（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		36　法第26条第2項の規定により準用する入院している新型インフルエンザ等感染症患者に対する10日以内の入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		37　法第26条第2項の規定により準用する入院している新型インフルエンザ等感染症患者に対する入院の勧告及び入院期間の延長に関する感染症診査協議会の意見聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		38　法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与及び通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		39　法第26条第2項の規定により準用する聴取書の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		40　法第26条第2項の規定により準用する新型インフルエンザ等感染症患者の移送（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		41　法第26条第2項の規定により準用する新型インフルエンザ等感染症患者の退院及び感染症の病原体の保有の有無の確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		42　法第26条第2項の規定により準用する入院の勧告及び入院の措置等に係る書面による通知等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		43　法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の処理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		44　法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情									○	保健所

		の申出内容の聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										
		45　法第26条第2項の規定により準用する苦情の申出の処理結果の通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		46　法第26条第2項の規定により準用する審査請求の特例の厚生労働大臣への移送（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		47　法第26条第2項の規定により準用する新型インフルエンザ等感染症の患者に対する入院、移送、退院等の措置等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		48　法第26条の3第1項及び第3項の規定による検体又は病原体の提出命令及び収去（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		49　法第26条の3第5項及び第6項の規定による検体又は病原体の検査及び厚生労働大臣への検査結果等の報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		50　法第26条の3第7項の規定による厚生労働大臣への検体又は病原体の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		51　法第26条の3第8項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		52　法第26条の4第1項及び第3項の規定による検体の提出又は検体採取への応対の命令及び検体の採取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		53　法第26条の4第5項及び第6項の規定による検体の検査及び厚生労働大臣への検査結果等の報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		54　法第26条の4第7項の規定による厚生労働大臣への検体の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		55　法第26条の4第8項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		56　法第27条の規定による汚染された場所等の管理者等に対する消毒命令又は市町に対する消毒の指示（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）									○	保健所
		57　法第29条の規定による汚染された物件の所有者に対する措置の命令又は市町に対する措置の指示等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コ									○	保健所

		ロナウイルス感染症に係るものに限る。）											
		58　法第30条の規定による死体の移動制限及び死体の埋葬の許可等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所
		59　法第35条の規定による質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所
		60　法第44条の2第1項の規定による情報の公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○							
		61　法第44条の3第1項の規定による報告又は感染防止に必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、他課に属するものを除く。）										○	保健所
		62　法第44条の3第2項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもののうち、他課に属するものを除く。）										○	保健所
		63　法第44条の3第6項及び第7項の規定による市町長への協力要請及び情報提供（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○							
		64　法第44条の3の2第3項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る検体又は病原体の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所
		65　法第44条の3の2第4項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る検体又は病原体の検査及び厚生労働大臣への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○							
		66　法第44条の3の2第5項の規定による厚生労働大臣への検体又は病原体の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○							
		67　法第44条の3の2第6項の規定により準用する検体又は病原体の提出命令及び収去（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所
		68　法第44条の3の3の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）										○	保健所
		69　法第44条の5第2項から第4項までの規定による厚生労働大臣への総合調整の要請、意見の申出及び報告又は資料の提出（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○							

別表第一医療保健部情報分析・検査プロジェクトチームの表を削る。

別表第一医療保健部健康推進課の表第三号の項中第四号を次のように改める。

4　条例第9条の規定による報告書の公表					○						

別表第一医療保健部食品安全課の表第三号の項中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号

ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

12　規則第30条の2の規定によるふぐ処理者名簿登録の消除								○			保健所

別表第一医療保健部食品安全課の表に次のように加える。

26	愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）の施行に関する事務	1　法第31条第2号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定					○						
		2　愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号）第3条第1項の規定による指定養成所の変更の承認					○						
		3　指定規則第3条第3項の規定による指定養成所の変更の届出の受理					○						
		4　指定規則第5条の規定による報告の受理					○						
		5　指定規則第6条第1項の規定による報告の求め					○						
		6　指定規則第6条第2項の規定による指示					○						
		7　指定規則第7条の規定による指定の取消し				○							
		8　指定規則第8条の規定による指定取消し申請の受理				○							

別表第一子ども・福祉部少子化対策課の表及び別表第一子ども・福祉部子育て支援課の表を削る。

別表第一子ども・福祉部障がい福祉課の表の次に次の二表を加える。

子ども・福祉部　少子化対策課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	みえこどもの城条例（平成元年三重県条例第4号）の施行に関する事務	1　条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知					○						
		2　条例第6条第1項の規定による指定管理者の選定			○								
		3　条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定			○								
		4　条例第7条の規定による告示					○						
		5　条例第8条の規定による協定の締結			○								
		6　条例第9条の規定による事業報告書の受理					○						
		7　条例第10条の規定による業務状況の聴取等					○						
		8　条例第11条第1項の規定による知事による施設管理の決定					○						
		9　条例第11条第2項の規定による使用料の徴収					○						
		10　条例第12条の規定による開館時間の変更の承認					○						
		11　条例第13条の規定による休館日の変更の承認					○						
		12　条例第15条第2項の規定による利用料金の承認					○						
		13　条例第19条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認					○						

2	三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）の施行に関する事務	1　条例第5条第1項の規定による青少年の健全な育成に関する総合的な施策の策定	○										
		2　条例第8条第2項の規定による施策の大綱の策定				○							
		3　条例第9条の3の規定による興行等の推奨				○							
		4　条例第10条の規定による表彰				○							
		5　条例第10条の3第1項の規定による指導又は助言					○						
		6　条例第10条の3第2項の規定による健全育成のための協力要請					○						
		7　条例第11条第1項の規定による有害な興行の指定					○						
		8　条例第11条第2項の規定による有害な興行の審査団体の指定					○						
		9　条例第12条第1項の規定による有害な図書類の指定					○						
		10　条例第12条第2項の規定による有害な図書類の審査団体の指定					○						
		11　条例第13条第2項の規定による有害な図書類の陳列方法の改善勧告					○						
		12　条例第13条第3項の規定による有害な図書類の陳列方法の改善命令					○						
		13　条例第14条第1項の規定による有害な刃物類及びがん具類の指定					○						
		14　条例第16条第1項の規定による図書類等の自動販売機等の設置届の受理					○						
		15　条例第16条第4項の規定による図書類等自動販売機等の届出事項の変更届又は廃止届の受理					○						
		16　条例第16条第6項の規定による届出事項の明りょう表示をしていない者に対する勧告					○						
		17　条例第17条の2第1項の規定による有害な広告文書等の指定					○						
		18　条例第18条の規定による有害な広告物に対する措置の命令					○						
		19　条例第25条第1項の規定による三重県青少年健全育成審議会への諮問					○						
		20　条例第36条第2項の規定による身分証明書の交付					○						
		21　条例第38条の規定による指定の公示等					○						
3	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年三重県規則第24号）の施行に関する事務	規則第35条第1項第6号の規定による児童の遊びを指導する者の資格の認定					○						
4	いじめ防止対策推進法	1　法第30条第2項の規定による公立の学校における重大事態への対処	○										

	（平成 25 年法律第 71 号）に関する事務	2　法第 31 条第 2 項に規定する私立の学校における重大事態への対処	○										

子ども・福祉部　子どもの育ち支援課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	児童福祉法の施行に関する事務	1　法第 18 条の 8 の規定による保育士試験の実施					○						
		2　法第 18 条の 9 第 1 項の規定による試験事務機関の指定				○							
		3　法第 18 条の 10 第 1 項の規定による指定試験機関の役員の選任及び解任の認可					○						
		4　法第 18 条の 10 第 2 項の規定による指定試験機関の役員の解任命令				○							
		5　法第 18 条の 13 第 1 項の規定による試験事務の実施に関する規程の認可及び変更の認可					○						
		6　法第 18 条の 13 第 2 項の規定による試験事務の実施に関する規程の変更命令					○						
		7　法第 18 条の 14 の規定による事業計画及び収支予算の認可及び変更の認可					○						
		8　法第 18 条の 15 の規定による試験事務に関する命令					○						
		9　法第 18 条の 16 第 1 項の規定による指定試験機関に対する立入調査等					○						
		10　法第 18 条の 19 第 1 項の規定による保育士登録の取消し				○							
		11　法第 18 条の 19 第 2 項の規定による保育士登録の取消し又は名称の使用の停止命令				○							
		12　法第 18 条の 20 の規定による保育士登録の消除					○						
		13　法第 34 条の 12 第 1 項の規定による一時預かり事業の開始届出の受理					○						
		14　法第 34 条の 12 第 2 項の規定による一時預かり事業の変更届出の受理					○						
		15　法第 34 条の 12 第 3 項の規定による一時預かり事業の廃止等の届出の受理					○						
		16　法第 34 条の 14 第 1 項の規定による一時預かり事業の報告の徴収及び立入検査等					○						
		17　法第 34 条の 14 第 3 項の規定による必要な措置を採るべき旨の命令				○							
		18　法第 34 条の 14 第 4 項の規定による一時預かり事業の停止等の命令				○							
		19　法第 34 条の 18 第 1 項の規定による病児保育事業の開始届出の受理					○						
		20　法第 34 条の 18 第 2 項の規定によ					○						

る病児保育事業の変更届出の受理												
21　法第34条の18第3項の規定による病児保育事業の廃止届出等の受理					○							
22　法第34条の18の2第1項の規定による病児保育事業の報告の徴収及び立入調査等					○							
23　法第34条の18の2第3項の規定による病児保育事業の停止等の命令				○								
24　法第35条第3項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理					○							
25　法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可				○								
26　法第35条第6項の規定による保育所の設置認可に係る県社会福祉審議会への意見聴取					○							
27　法第35条第7項の規定による保育所の設置認可に係る市町長への協議					○							
28　法第35条第9項による保育所の設置認可をしない旨の通知					○							
29　法第35条第11項の規定による児童福祉施設の廃止等の届出の受理					○							
30　法第35条第12項の規定による児童福祉施設の廃止等の承認					○							
31　法第46条第1項の規定による報告の徴収及び監督の実施					○							
32　法第46条第3項の規定による改善の勧告及び命令				○								
33　法第46条第4項の規定による事業の停止命令				○								
34　法第56条の4の2第4項の規定による市町整備計画の写しの受理					○							
35　法第56条の4の3第1項の規定による市町整備計画の厚生労働大臣への提出					○							
36　法第56条の8第3項の規定による公私連携型保育所設置届出の受理					○							
37　法第56条の8第9項の規定による通知の受理					○							
38　法第58条第1項の規定による認可の取消し				○								
39　法第59条第1項の規定による無認可福祉施設に対する立入調査等					○							
40　法第59条第3項の規定による運営等の改善の勧告				○								
41　法第59条第5項の規定による事業の停止等の命令				○								
42　法第59条第7項の規定による運営等の改善の勧告及び事業の停止等の命令に係る市町長への通知					○							
43　法第59条の2第1項の規定による認可外保育施設の開始届出の受理					○							
44　法第59条の2第2項の規定による認可外保育施設の変更届出等の受理					○							
45　法第59条の2第3項の規定による認可外保育施設の設置届出等を受理した旨の市町長への通知					○							

		46　政令第5条第2項の規定による保育士を養成する学校等の指定				○							
		47　政令第5条第3項の規定による保育士を養成する学校等の変更の承認					○						
		48　政令第5条第4項の規定による保育士を養成する学校等の変更届出書の受理					○						
		49　政令第5条第5項の規定による報告の受理					○						
		50　政令第5条第6項の規定による指定の取消し				○							
		51　政令第16条の規定による保育士の登録の申請書の受理					○						
		52　政令第17条第1項及び第2項の規定による保育士登録証の書換え交付の申請の受理					○						
		53　政令第18条第2項の規定による保育士登録証の再交付の申請の受理					○						
		54　政令第43条の規定による負担金の返還の決定				○							
		55　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の9第4号の規定による資格の認定					○						
		56　省令第6条の11第1項から第3項までの規定による受験の免除の決定					○						
		57　省令第6条の11第4項の規定による受験の免除願の申請の受理					○						
		58　省令第6条の12の規定による保育士試験の申請書の受理					○						
		59　省令第6条の13の規定による合格通知書の交付					○						
		60　省令第6条の32第1項の規定による登録審査及び保育士登録証の交付					○						
		61　省令第37条第2項の規定による児童福祉施設の設置に係る認可申請の受理					○						
		62　省令第37条第4項の規定による設備の規模等の変更の届出の受理					○						
		63　省令第37条第5項の規定による名称等の変更の届出の受理					○						
		64　省令第37条第6項の規定による設備の規模等の変更の届出の受理					○						
		65　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第3条第1項の規定による最低基準の向上に係る勧告					○						
2	社会福祉法の施行に関する事務	1　法第69条第1項の規定による第2種社会福祉事業（法第2条第3項第2号（地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に限る。）に規定する事業に限る。次号において同じ。）の開始届の受理					○						
		2　法第69条第2項の規定による第2種社会福祉事業の変更届及び廃止届の受理					○						
		3　法第72条第1項の規定による社会福祉事業（法第2条第3項第2号（地域子育て支援拠点事業、子育て援助活				○							

		動支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に限る。）に規定する事業に限る。次号において同じ。）の制限、停止命令及び許可の取消し											
		4　法第72条第3項の規定による社会福祉事業の制限及び停止命令				○							
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関する事務	1　法第3条第1項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定				○							
		2　法第3条第6項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る市町長への協議					○						
		3　法第3条第8項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定しない旨の通知					○						
		4　法第7条の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し				○							
		5　法第29条の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園及び幼保連携型認定こども園の変更届出の受理					○						
		6　法第30条の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園及び幼保連携型認定こども園からの報告の徴収等					○						
		7　法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の届出					○						
		8　法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可				○							
		9　法第17条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可に係る県子ども・子育て会議への意見聴取					○						
		10　法第17条第5項の規定による幼保連携型認定こども園の認可に係る市町長への協議					○						
		11　法第17条第7項の規定による幼保連携型認定こども園を認可しない旨の通知					○						
		12　法第19条第1項による幼保連携型認定こども園の設置者からの報告の徴収等					○						
		13　法第20条の規定による幼保連携型認定こども園の設置者に対する改善勧告及び改善命令				○							
		14　法第21条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の事業の停止等の命令				○							
		15　法第21条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の事業の停止等に係る県子ども・子育て会議への意見聴取					○						
		16　法第22条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取消し				○							
		17　法第22条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取消しに係る県子ども・子育て会議への意見聴取					○						

4	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に関する事務	1　法第 15 条第 1 項の規定による保護者等に対する教育・保育の内容に関する報告の徴収等					○						
		2　法第 15 条第 2 項の規定による教育・保育を行った者等に対する教育・保育に関する報告の徴収等					○						
		3　法第 31 条第 3 項の規定による特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る届出の受理					○						
		4　法第 32 条第 2 項の規定による特定教育・保育施設の利用定員の増加に係る届出の受理					○						
		5　法第 32 条第 3 項の規定による特定教育・保育施設の利用定員の変更に係る届出の受理					○						
		6　法第 39 条第 5 項の規定による特定教育・保育施設の設置者に対する命令に係る通知の受理					○						
		7　法第 41 条の規定による確認等に係る届出の受理					○						
		8　法第 53 条の規定による確認等に係る届出の受理					○						
		9　法第 55 条第 2 項第 3 号の規定による特定教育・保育施設の業務管理体制の整備に関する届出の受理					○						
		10　法第 55 条第 3 項の規定による特定教育・保育施設の業務管理体制の整備に関する変更届出の受理					○						
		11　法第 55 条第 4 項の規定による特定教育・保育施設の業務管理体制の整備に関する区分変更届出の受理					○						
		12　法第 56 条第 1 項の規定による特定教育・保育施設への立入調査等					○						
		13　法第 56 条第 4 項の規定による立入調査等の結果の市町長への通知					○						
		14　法第 57 条第 1 項の規定による特定教育・保育提供者に対する業務管理体制を整備すべき旨の勧告					○						
		15　法第 57 条第 3 項の規定による特定教育・保育提供者に対する勧告に係る措置をとるべき旨の命令				○							
		16　法第 57 条第 4 項の規定による同条第 3 項に係る命令をした旨の公示				○							
		17　法第 57 条第 5 項の規定による命令違反の内容に係る市町長への通知					○						
		18　法第 58 条第 2 項の規定による教育・保育情報の公表					○						
		19　法第 58 条第 3 項の規定による教育・保育情報に係る調査					○						
		20　法第 58 条第 4 項の規定による特定教育・保育提供者に対する報告の徴収等に係る命令				○							
		21　法第 58 条第 5 項の規定による特定教育・保育提供者に対して処分をした旨の市町長への通知					○						
		22　法第 58 条第 6 項の規定による特定教育・保育施設の確認の取り消し等が適当であると認める旨の市町長への通知					○						

		23　法第 61 条第 10 項の規定による計画の受理					○						
		24　法第 62 条第 1 項の規定による計画の策定及び同条第 6 項の規定による内閣総理大臣への提出			○								
5	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の施行に関する事務	1　法第 4 条の規定による認可				○							
		2　法第 10 条の規定による校長を定めた旨の届出の受理					○						
		3　法第 13 条の規定による閉鎖命令				○							
		4　学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 27 条の 2 第 1 項の規定による届出の受理					○						
6	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の施行に関する事務	1　法第 6 条の規定による報告書の提出の要求					○						
		2　法第 31 条第 1 項の規定による寄附行為の認可				○							
		3　法第 32 条第 1 項の規定による寄附行為の補充				○							
		4　法第 40 条の 3 の規定による仮理事の選任					○						
		5　法第 40 条の 4 の規定による特別代理人の選任					○						
		6　法第 45 条の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可					○						
		7　法第 50 条第 2 項の規定による学校法人の解散の認可又は認定				○							
		8　法第 50 条第 4 項の規定による解散の届出の受理					○						
		9　法第 50 条の第 7 及び第 50 条の 14 の規定による届出の受理					○						
		10　法第 52 条第 2 項の規定による合併の認可				○							
		11　法第 61 条の規定による収益事業の停止命令				○							
		12　法第 62 条の規定による解散命令				○							
		13　私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）第 1 条の規定による届出の受理					○						
		14　政令第 2 条の規定による進達				○							
		15　政令第 3 条の規定による協議				○							
		16　政令第 4 条第 3 項の規定による関係書類及び台帳の送付					○						
7	私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）の施行に関する事務	1　法第 12 条第 1 号の規定による権限の行使					○						
		2　法第 12 条第 2 号から第 4 号までの規定による権限の行使				○							
		3　法第 14 条第 2 項の規定による収支予算書等の届出の受理					○						
		4　法第 14 条第 3 項ただし書の規定による許可					○						
8	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の施行に関する事務	1　法第 20 条第 5 項の規定による養育医療機関の指定及び法第 20 条第 7 項において準用する児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による指定の取消し				○							
		2　法第 20 条第 7 項において準用する					○						

		児童福祉法第21条の3第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定											
		3　法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託契約の締結					○						
		4　法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4の規定による報告の請求及び立入検査並びに診療報酬の支払の差止め					○						
		5　母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条の規定による指定養育医療機関の名称変更等の届出						○					
		6　省令第13条の規定による指定辞退の申出の受理						○					
9	母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関する事務	1　法第15条第1項の規定による受胎調節実地指導員の指定					○						
		2　法第15条第2項の規定による受胎調節実地指導員の講習の認定					○						
		3　法第25条の規定による不妊手術及び人工妊娠中絶の結果の届出の受理										○	保健所
		4　法第39条第2項の規定による受胎調節実地指導員の取消し					○						
		5　法第39条第3項の規定による聴聞の実施					○						
		6　母体保護法施行令（昭和24年政令第16号）第1条第1項の規定による指定証の交付						○					
		7　政令第1条第2項の規定による標識の交付						○					
		8　政令第3条の規定による指定証の記載事項の訂正交付						○					
		9　政令第4条第1項の規定による住所変更の届出の受理及び通知						○					
		10　政令第4条第2項の規定による受胎調節実地指導員名簿の写しの送付						○					
		11　政令第5条の規定による指定証及び標識の再交付						○					
		12　政令第6条の規定による受胎調節実地指導員講習の認定の取消し					○						
		13　母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）第15条第4項の規定による任意及び死亡等の理由による指定の取消し						○					
		14　省令第18条の規定による認定講習の変更の届出						○					
10	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に関する事務	1　要綱第2の4第5項の規定による医療機関の指定等				○							
		2　要綱第2の4第8項第1号の規定による助成の申請の受理										○	保健所
		3　要綱第2の4第8項第2号の規定による助成の決定					○						

11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1　法第54条第1項の規定による支給の認定（法第5条第23項の規定による自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条第1号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）に係るものに限る。）							○				保健所
		2　法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定（育成医療に係るものに限る。）							○				保健所
		3　法第57条の規定による支給認定の取消し（育成医療に係るものに限る。）							○				保健所
		4　法第66条の規定による報告の請求、立入検査及び診療報酬の支払の差止め（育成医療に係るものに限る。）					○						
		5　法第73条第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定（育成医療に係るものに限る。）					○						
		6　法第73条第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託契約の締結（育成医療に係るものに限る。）					○						

子ども・福祉部　子ども福祉・虐待対策課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	児童福祉法の施行に関する事務	1　法第12条の3第7項の規定による所員の数の決定					○						
		2　法第13条第2項の規定による児童福祉司の数の決定					○						
		3　法第13条第3項の規定による児童福祉司の養成に係る施設及び講習会の指定					○						
		4　法第20条第1項の規定による療育の給付の決定					○						
		5　法第20条第5項の規定による療育機関の指定及び法第20条第8項の規定による指定の取消し				○							
		6　法第21条の2において準用する法第19条の20第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託契約の締結					○						
		7　法第21条の3第1項の規定による報告の請求又は立入検査					○						
		8　法第21条の3第2項の規定による診療報酬の支払の差止め					○						
		9　法第22条の規定による助産の実施										○	福祉事務所
		10　法第23条の規定による母子保護の実施										○	福祉事務所
		11　法第27条の規定による都道府県の採るべき措置										○	児童相談所
		12　法第27条の2の規定による児童自立支援施設等への入所措置										○	児童相談所
		13　法第27条の3の規定による家庭裁判所への送致										○	児童相談所
		14　法第28条第1項の規定による保護										○	児童相談所

者の児童虐待等の場合の措置											
15　法第28条第2項の規定による措置期間の更新に関する事務										○	児童相談所
16　法第28条第3項の規定による措置										○	児童相談所
17　法第29条の規定による立入調査										○	児童相談所
18　法第30条の規定による同居児童の届出の受理										○	児童相談所
19　法第30条の2の規定による里親等に対する指示及び報告徴収										○	児童相談所
20　法第31条の規定による在所期間の延長等										○	児童相談所
21　法第33条第2項の規定による児童の一時保護										○	児童相談所
22　法第33条第9項の規定による児童の一時保護										○	児童相談所
23　法第33条第11項の規定による児童の一時保護										○	児童相談所
24　法第33条の2の規定による縁組の承諾の許可					○						
25　法第33条の6の規定による児童自立生活援助										○	児童相談所
26　法第33条の8第2項の規定による縁組の承諾の許可					○						
27　法第33条の15第2項の規定による報告					○						
28　法第33条の16の規定による公表					○						
29　法第34条の3第2項の規定による障害者通所支援事業等の開始届出の受理					○						
30　法第34条の3第3項の規定による障害者通所支援事業等変更届出の受理					○						
31　法第34条の3第4項の規定による障害者通所支援事業等廃止等の届出の受理					○						
32　法第34条の4第1項の規定による児童自立生活援助事業等の開始届出の受理					○						
33　法第34条の4第2項の規定による児童自立生活援助事業等の変更届出の受理					○						
34　法第34条の4第3項の規定による児童自立生活援助事業等の廃止等の届出の受理					○						
35　法第35条第3項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理（児童厚生施設を除く。）					○						
36　法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可（児童厚生施設を除く。）				○							
37　法第35条第11項の規定による児童福祉施設の廃止等の届出の受理（児童厚生施設を除く。）					○						
38　法第35条第12項の規定による児童福祉施設の廃止等の承認（児童厚生施設を除く。）					○						
39　法第46条第1項の規定による報告					○						

		の徴収及び監督の実施											
		40　法第46条第3項の規定による改善の勧告及び命令				○							
		41　法第46条第4項の規定による事業の停止命令				○							
		42　法第47条第1項及び第2項の規定による養子縁組の承諾の許可										○	児童相談所
		43　法第56条第2項の規定による費用徴収											
		(1)　法第50条第5号に係るもの										○	保健所
		(2)　法第50条第6号の3に係るもの										○	福祉事務所
		(3)　法第50条第7号から第7号の3までに係るもの										○	児童相談所 国児学園
		44　法第56条第5項の規定による費用の徴収の嘱託					○						
		45　法第58条第1項の規定による認可の取消し				○							
		46　児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第2条第1項の規定による児童相談所設置等の報告					○						
		47　政令第2条第2項の規定による児童を一時保護する施設設置等の報告					○						
		48　政令第3条の2第3項の規定による指定児童福祉司養成施設等の変更の承認					○						
		49　政令第3条の2第7項の規定による指定児童福祉司養成施設等の長に対する指導等					○						
		50　政令第3条の2第10項の規定による指定児童福祉司養成施設等の指定の取消し				○							
		51　政令第28条の規定による児童福祉施設等の長等の意見の聴取										○	児童相談所 福祉事務所
		52　政令第29条の規定による里親の認定に係る意見の聴取					○						
		53　政令第30条の規定による児童福祉司等の指定等										○	児童相談所
		54　政令第32条の規定による県児童福祉審議会への諮問					○						
		55　政令第33条の規定による居住地の変更に伴う通知										○	児童相談所
		56　政令第43条の規定による負担金の返還の決定				○							
		57　省令第22条第3項の規定による助産施設等への入所申込みの受理										○	福祉事務所
		58　省令第22条第6項の規定による助産の実施等の申込みの勧奨										○	福祉事務所
		59　省令第26条の規定による児童福祉施設の長等に対する書類の送付（省令第32条において準用する場合を含む。）										○	児童相談所
		60　省令第27条の規定による児童福祉施設の長等からの入所児童についての届出の受理（省令第32条において準用する場合を含む。）										○	児童相談所
		61　省令第36条の24の規定による入										○	児童相談所

		居者の状況調査											
		62　省令第 36 条の 26 第 2 項の規定による申込書の受理										○	児童相談所
		63　省令第 36 条の 26 第 5 項の規定による申込みの勧奨										○	児童相談所
		64　省令第 36 条の 41 の規定による申込書の受理（省令第 36 条の 46 において準用する場合を含む。）										○	児童相談所
		65　省令第 36 条の 42 の規定による登録又はしないことの決定及び通知（省令第 36 条の 46 において準用する場合を含む。）					○						
		66　省令第 36 条の 43 の規定による届出の受理（省令第 36 条の 46 において準用する場合を含む。）										○	児童相談所
		67　省令第 36 条の 44 の規定による登録の消除（省令第 36 条の 46 において準用する場合を含む。）					○						
		68　省令第 37 条第 2 項の規定による児童福祉施設の設置に係る認可申請の受理					○						
		69　省令第 37 条第 4 項の規定による設備の規模等の変更の届出の受理					○						
		70　省令第 37 条第 5 項の規定による名称等の変更の届出の受理					○						
		71　省令第 37 条第 6 項の規定による設備の規模等の変更の届出の受理					○						
		72　省令第 39 条第 1 項の規定による養子縁組の承諾許可申請の受理					○						
		73　省令第 39 条第 2 項の規定による申請者に対する通知					○						
		74　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 3 条第 1 項の規定による最低基準の向上に係る勧告					○						
		75　省令第 43 条第 9 号及び第 10 号の規定による児童指導員の資格の認定					○						
		76　省令第 81 条第 1 項第 4 号の規定による児童自立支援施設の長の資格の認定					○						
		77　里親が行う養育に関する最低基準（平成 14 年厚生労働省令第 116 号）第 2 条の規定による県児童福祉審議会への意見聴取					○						
		78　省令第 13 条第 2 項の規定による指導又は助言										○	児童相談所
		79　省令第 14 条の規定による里親への報告の求め及び受理										○	児童相談所
		80　省令第 16 条第 2 項の規定による委託児童の養育の継続認定										○	児童相談所
		81　省令第 18 条の規定による委託児童の養育の更新認定										○	児童相談所
		82　省令第 19 条の規定による再委託の認定										○	児童相談所
2	社会福祉法の施行に関する事務	1　法第 62 条第 1 項の規定による第 1 種社会福祉事業（法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する事業に限る。次号から第 4 号までにおいて同じ。）の経営に係る届出の受理					○						

		2　法第 62 条第 2 項の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る許可（法第 63 条第 2 項において準用する場合を含む。）					○						
		3　法第 63 条第 1 項の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る変更届の受理					○						
		4　法第 64 条の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る廃止届の受理					○						
		5　法第 69 条第 1 項の規定による第 2 種社会福祉事業（法第 2 条第 3 項第 2 号（地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に限る。）及び同項第 3 号（母子・父子福祉施設を経営する事業に限る。）に規定する事業に限る。次号において同じ。）の開始届の受理					○						
		6　法第 69 条第 2 項の規定による第 2 種社会福祉事業の変更届及び廃止届の受理					○						
		7　法第 71 条の規定による施設（第 1 号の届出及び第 2 号の許可に係る施設に限る。）の改善命令					○						
		8　法第 72 条第 1 項の規定による社会福祉事業（第 1 号及び第 5 号の届出又は第 2 号の許可に係る事業に限る。次号において同じ。）の制限、停止命令及び許可の取消し				○							
		9　法第 72 条第 3 項の規定による社会福祉事業の制限及び停止命令				○							
3	児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の施行に関する事務	1　法第6条の規定による受給資格及び手当の額の認定					○						
		2　法第 28 条の規定による届出の受理						○					
		3　法第 23 条第 1 項の規定による不正利得の徴収に関する措置（国税徴収法第 47 条に係るものを除く。）					○						
		4　地方自治法第 240 条第 2 項の規定による債権の督促、保全及び取立てに関する措置並びに同条第3項の規定による債権の徴収停止又は履行期限の延長（法第 23 条の規定による不正利得以外のものに限る。）					○						
		5　法第 29 条第 1 項の規定による受給資格者に対する物件の提出命令等					○						
		6　法第 29 条第 2 項の規定による受給資格者に対する医師等の受診命令					○						
		7　法第 30 条の規定による受給資格者等に対する認定に要する資料の提出命令等					○						
		8　児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）第 1 条の規定による児童扶養手当認定請求書の受理						○					
		9　省令第2条の規定による児童扶養手当額改定請求書の受理						○					
		10　省令第 3 条の規定による児童扶養手当額改定届の受理						○					
		11　省令第 4 条の規定による児童扶養手当現況届の受理						○					
		12　省令第16条の規定による児童扶養手当認定通知書の交付					○						

		13　省令第17条の規定による児童扶養手当認定請求却下通知書の交付					○						
		14　省令第18条第1項の規定による児童扶養手当額改定通知書の交付					○						
		15　省令第18条第2項の規定による児童扶養手当証書の送付等（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）					○						
		16　省令第18条第3項の規定による児童扶養手当証書の提出命令					○						
		17　省令第18条第6項の規定による児童扶養手当額改定請求却下通知書の交付					○						
		18　省令第19条第1項の規定による児童扶養手当証書の返付					○						
		19　省令第20条第1項及び第21条の規定による児童扶養手当証書の交付					○						
		20　省令第21条の2の規定による児童扶養手当支払通知書の交付					○						
		21　省令第22条第1項の規定による児童扶養手当資格喪失通知書の交付					○						
		22　省令第22条第2項の規定による児童扶養手当証書の提出命令					○						
4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関する事務	1　法第5条の規定による受給資格及び手当の額の認定					○						
		2　法第12条の規定による手当の一時差止め					○						
		3　法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による手当の支払の調整					○						
		4　法第36条第1項の規定による書類等の提出命令及び聴取					○						
		5　法第36条第2項の規定による医師の受診命令及び廃疾の状態の診断命令					○						
		6　法第37条の規定による資料の提供及び報告の要求					○						
		7　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第3条の規定による届出の受理（省令第12条の3において準用する場合を含む。）						○					
		8　省令第4条の規定による所得状況の届出の受理（省令第12条の3において準用する場合を含む。）						○					
		9　省令第5条から第7条までの規定による氏名変更等の届出の受理（省令第12条の3において準用する場合を含む。）						○					
		10　省令第10条の規定による特別児童扶養手当証書亡失届の受理及び返納の受理（省令第12条の3において準用する場合を含む。）						○					
		11　省令第11条及び第12条の規定による受給資格喪失等の届出の受理（省令第12条の3において準用する場合を含む。）						○					
		12　省令第13条の規定による未支払の手当の請求の受理						○					

		13　省令第17条の規定による認定の通知及び証書の交付					○						
		14　省令第18条の規定による認定請求の却下通知					○						
		15　省令第19条第1項及び第6項の規定による手当額の改訂等の通知（同条第4項及び第26条の2において準用する場合を含む。）					○						
		16　省令第19条第2項の規定による証書の返付及び交付（同条第4項及び第26条の2において準用する場合を含む。）					○						
		17　省令第19条第3項の規定による証書の提出命令（省令第26条の2において準用する場合を含む。）					○						
		18　省令第20条の規定による証書の訂正の返付（省令第26条の2において準用する場合を含む。）					○						
		19　省令第21条第1項の規定による証書の再交付（省令第26条の2において準用する場合を含む。）					○						
		20　省令第22条の規定による証書の更新					○						
		21　省令第23条の規定による未支払の手当の支払通知					○						
		22　省令第24条の規定による受給資格喪失の通知及び証書の提出命令（省令第26条の2において準用する場合を含む。）					○						
		23　省令第26条の規定による証書の交付等の停止に係る報告の受理（省令第26条の2において準用する場合を含む。）						○					
		24　省令第28条の規定による添付書類の省略					○						
5	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事務	1　法第13条、第31条の6及び第32条の規定による資金の貸付けの決定					○						
		2　法第14条の規定による母子・父子福祉団体に対する貸付けの決定（法第31条の6第4項及び第32条第4項において準用する場合を含む。）					○						
		3　法第15条の規定による貸付金の償還の免除の決定（法第31条の6第5項及び第32条第5項において準用する場合を含む。）					○						
		4　法第13条、第31条の6及び第32条の規定により決定された貸付金に係る地方自治法第240条第2項の規定による債権の督促、保全及び取立てに関する措置並びに同条第3項の規定による債権の徴収停止、履行期限の延長又は債務の免除の決定					○						
		5　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第3項ただし書、第31条の6第3項ただし書及び第37条第3項ただし書の規定による貸付金の繰上償還の決定					○						
		6　政令第11条の規定による修学資金の交付の停止及び減額の決定（政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）					○						

7　政令第 12 条の規定による貸付けの停止の決定（政令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。）					○						
8　政令第 15 条第 1 項第 3 号の規定による貸付金の用途の承認（政令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。）					○						
9　政令第 15 条第 2 項第 1 号の規定による事業の状況に係る報告の徴収等（政令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。）					○						
10　政令第 15 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による勧告（政令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。）					○						
11　政令第 16 条の規定による一時償還の請求（政令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。）					○						
12　政令第 17 条の規定による違約金の決定（政令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。）					○						
13　政令第 19 条第 1 項の規定による償還金の支払猶予の決定（政令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。）					○						
14　政令第 24 条の規定による貸付業務の状況に係る厚生労働大臣への報告（政令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する場合を含む。）					○						
15　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号）第 10 条第 1 項の規定による貸付申請書の厚生労働大臣への提出					○						
16　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和 40 年三重県規則第 5 号）第 1 条第 1 項の規定による貸付申請書の受理						○					
17　規則第 2 条の規定による借用書の受理											
(1)　市又は福祉事務所を設置している町に居住する者に係るもの						○					
(2)　町に居住する者に係るもの									○		福祉事務所
18　規則第 3 条の規定による氏名、住所等変更届の受理											
(1)　市又は福祉事務所を設置している町に居住する者に係るもの						○					
(2)　町に居住する者に係るもの									○		福祉事務所
19　規則第 4 条第 1 項の規定による休学又は復学の届の受理						○					
20　規則第 4 条第 2 項の規定による貸付金辞退申出書の受理						○					
21　規則第 5 条の規定による貸付金増額申請書の受理					○						
22　規則第 6 条の規定による貸付金償還免除申請書の受理					○						
23　規則第 7 条の規定による貸付金償還猶予申請書の受理					○						
24　規則第 8 条の規定による違約金不徴収申請書の受理					○						

		25　規則第 9 条の規定による貸付金繰上償還申請書の受理					○						
		26　規則第13条の規定による証明書交付申請書の受理					○						
6	売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）の施行に関する事務	法第38条第1項第4号の規定による費用の支出に関する事務										○	女性相談所
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の施行に関する事務	1　法第3条第3項第3号の規定による一時保護の実施										○	女性相談所
		2　法第4条の規定による相談の実施										○	福祉事務所
		3　法第5条の規定による保護の実施										○	女性相談所
8	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の施行に関する事務	1　法第8条の2の規定による出頭要求等の実施										○	児童相談所
		2　法第9条の規定による児童虐待が行われているおそれがある場合の立入調査等の実施										○	児童相談所
		3　法第9条の2の規定による再出頭要求等の実施										○	児童相談所
		4　法第9条の3の規定による臨検、捜索等の実施										○	児童相談所
		5　法第 11 条第 4 項の規定による保護者に対する勧告					○						
		6　法第 11 条第 5 項の規定による措置										○	児童相談所
		7　法第 12 条の 4 の規定による接近禁止命令等の実施					○						
		8　法第 13 条の規定による児童福祉司等の意見の聴取										○	児童相談所
		9　法第 13 条の 5 の規定による県児童福祉審議会への報告					○						
9	事務管理に関する事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	地域機関の事務の基本的な処理方針の決定							○				児童相談センター
10	職員の服務等に関する事務（児童相談センター及び児童相談所の職員に係るものに限る。）	1　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1号、第 2 号及び第 8 号から第 10 号までに係るものに限る。）											
		(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○				児童相談センター
		(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○			児童相談センター
		(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○				児童相談所
		2　職員等の旅費に関する条例第4条の規定による旅行命令											
		(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○				児童相談センター

(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
3　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「勤務時間条例」という。）第4条第2項及び第5条第1項の規定により割振られた勤務時間への勤務命令												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
4　勤務時間条例第6条の規定による週休日の振替等												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
5　勤務時間条例第8条第1項の規定による断続的な勤務の命令												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
6　勤務時間条例第8条第2項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務命令												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
7　勤務時間条例第8条の2第2項の規定による時間外勤務代休時間における勤務命令												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
8　勤務時間条例第11条の規定による休日の代休日の指定												
(1)　センター所長、室長及び児童相							○					児童相談セ

談所長に係るもの												ンター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
9　勤務時間条例第13条第3項の規定による年次有給休暇の付与												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
10　職員の給与に関する条例第14条の2第2項の規定による休日勤務の命令												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
11　職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第15条から第16条の2までの規定による休暇の承認												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
12　勤務時間規則第12条の規定による介護休暇の指定期間の指定												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
13　勤務時間規則第19条第2項の規定による休暇の請求等の受理												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター
(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○				児童相談センター
(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○					児童相談所
14　着任期間の延長承認												
(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○					児童相談センター

		(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○			児童相談センター
		(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○				児童相談所
		15　臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間の割振り等											
		(1)　センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの							○				児童相談センター
		(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの（児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。）								○			児童相談センター
		(3)　(1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの							○				児童相談所
11	三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の施行に関する事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	1　規則第61条の規定による競争入札参加資格の確認並びに競争入札に必要な参加資格の設定及び確認（物件関係に係るものに限る。）								○			児童相談センター
		2　規則第62条の規定による一般競争入札又はせり売りの公告								○			児童相談センター
		3　規則第84条の規定による監督を行わせる職員の選任								○			児童相談センター
		4　規則第85条第1項の規定による検査を行わせる職員の選任								○			児童相談センター
12	三重県情報公開条例の施行に関する事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	条例第12条の規定による決定並びに条例第13条第2項及び第14条の規定による延長								○			児童相談センター
13	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年三重県条例第47条）の施行に関する事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	1　法第82条の規定による決定並びに条例第3条第2項及び第4条の規定による延長											
		(1)　児童相談センターの所掌に属する場合								○			児童相談センター
		(2)　児童相談所の所掌に属する場合							○				児童相談所
		2　法第93条の規定による決定並びに法第94条第2項及び第95条の規定による延長											
		(1)　児童相談センターの所掌に属する場合								○			児童相談センター
		(2)　児童相談所の所掌に属する場合							○				児童相談所
		3　法第101条の規定による決定並びに法第102条第2項及び第103条の規定による延長											
		(1)　児童相談センターの所掌に属する場合								○			児童相談センター
		(2)　児童相談所の所掌に属する場合							○				児童相談所
14	収入を伴う事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	1　分担金及び負担金に係るもの								○			児童相談センター
		2　諸収入に係るもの								○			児童相談センター

15	契約の締結その他支出を伴う事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	1　報償費に係るもの								○			児童相談センター
		2　交際費に係るもの								○			児童相談センター
		3　需用費に係るもの											
		(1)　食糧費に係るもの								○			児童相談センター
		(2)　光熱水費に係るもの									○		児童相談センター
		(3)　(1)及び(2)に掲げる以外のもの											
		イ　1件当たり7,000万円以上のもの（議会の議決に付すべき財産の取得に限る。）	○										
		ロ　1件当たり30万円以上（イに掲げるものを除く。）								○			児童相談センター
		ハ　1件当たり30万円未満のもの									○		児童相談センター
		4　役務費に係るもの											
		(1)　後納郵便料、電信電話料及び保険料に係るもの									○		児童相談センター
		(2)　(1)に掲げる以外のもの											
		イ　1件当たり30万円以上のもの								○			児童相談センター
		ロ　1件当たり30万円未満のもの									○		児童相談センター
		5　委託料に係るもの								○			児童相談センター
		6　使用料及び賃借料に係るもの											
		(1)　1件当たり30万円以上のもの								○			児童相談センター
		(2)　1件当たり30万円未満のもの									○		児童相談センター
		7　1件当たり2億円未満の工事請負費に係るもの								○			児童相談センター
		8　原材料費に係るもの								○			児童相談センター
		9　1件当たり7,000万円未満の備品購入費に係るもの								○			児童相談センター
		10　負担金、補助金及び交付金に係るもの								○			児童相談センター
		11　貸付金に係るもの								○			児童相談センター
		12　補償金及び補填金に係るもの								○			児童相談センター
		13　投資及び出資金に係るもの（電信電話料に係るものに限る。）								○			児童相談センター
		14　公課費に係るもの									○		児童相談センター
16	財産に関する事務（児童相談センター及び児童相談所に係るものに限る。）	1　1件当たり7,000万円未満の公有財産の購入に係るもの								○			児童相談センター
		2　行政財産の目的外使用の許可及び許可の更新に係るもの（無償及び減額を行う場合の使用許可を除く。）								○			児童相談センター
		3　物品の寄付の受納								○			児童相談セ

													ンター
		4　物品の無償貸付け及び減額貸付けに係るもの								○			児童相談センター
17	三重県母子・父子福祉センター条例（昭和39年三重県条例第26号）の施行に関する事務	1　条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知					○						
		2　条例第6条第1項の規定による指定管理者の選定			○								
		3　条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定			○								
		4　条例第7条の規定による告示					○						
		5　条例第8条の規定による協定の締結			○								
		6　条例第9条の規定による事業報告書の受理					○						
		7　条例第10条の規定による業務状況の聴取等					○						
		8　条例第11条の規定による知事による施設管理の決定					○						
		9　条例第12条の規定による利用時間の変更の承認					○						
		10　条例第13条の規定による休業日の変更の承認					○						
		11　条例第15条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認					○						
18	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に関する事務	1　法第30条第2項の規定による公立の学校における重大事態への対処	○										
		2　法第31条第2項に規定する私立の学校における重大事態への対処	○										
19	三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則（平成29年三重県規則第36号）の施行に関する事務	規則第2条の規定による休所日の変更					○						
20	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）の施行に関する事務	1　法第6条第1項の規定による許可				○							
		2　法第7条第2項の規定による調査等					○						
		3　法第10条第1項の規定による許可証の交付					○						
		4　法第10条第3項の規定による届出の受理及び許可証の再発行					○						
		5　法第12条第3項の規定による有効期間の更新					○						
		6　法第13条第1項の規定による変更の届出の受理					○						
		7　法第13条第2項の規定による許可証の交付					○						
		8　法第14条第1項の規定による事業廃止の届出の受理					○						
		9　法第15条の規定による命令					○						
		10　法第16条第1項の規定による許可の取消し				○							
		11　法第16条第2項の規定による停止命令				○							

		12　法第19条第1項の規定による帳簿の引継ぎ					○						
		13　法第20条の規定による事業報告書の受理					○						
		14　法第32条の規定による報告書及び届出の受理					○						
		15　法第38条の規定による指導及び助言					○						
		16　法第39条第1項の規定による報告の徴収					○						
		17　法第39条第2項の規定による立入検査等					○						
		18　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第4条第3項及び第4項の規定による許可証の返納の受理					○						
		19　省令第5条の規定による申請書の受理					○						

別表第一環境生活部地球温暖化対策課の表及び別表第一環境生活部大気・水環境課の表を削る。

別表第一環境生活部人権課の表中第一号の項を次のように改める。

1	差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（令和4年三重県条例第25号）の施行に関する事務	1　条例第11条第1項の規定による人権施策基本方針の策定	○										
		2　条例第11条第3項の規定による三重県人権施策審議会の意見聴取			○								
		3　条例第13条第1項の規定による助言、説示及びあっせんの申立ての受理					○						
		4　条例第14条第1項の規定による助言、説示及びあっせん					○						
		5　条例第14条第4項の規定による三重県差別解消調整委員会の意見聴取			○								
		6　条例第14条第5項の規定による三重県差別解消調整委員会の意見聴取			○								
		7　条例第14条第6項の規定によるあっせんの打切り					○						
		8　条例第15条の規定による勧告				○							
		9　条例第16条第1項の規定による意見の聴取					○						
		10　条例第17条の規定による助言、説示及びあっせん並びに勧告の状況の公表					○						

別表第一環境生活部廃棄物・リサイクル課の表中「廃棄物・リサイクル課」を「資源循環推進課」に改め、同表第一号の項中第四号から第二十五号までを削り、第二十六号を第四号とし、第二十七号を第五号とし、同項第二十八号中「同条第8項」を「同条第9項」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第二十九号を第七号とし、第三十号から三十四号までを二十二号ずつ繰り上げ、同号の次に次の一号を加える。

13　法第9条の3の2の規定による非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議に係る同意					○						

別表第一環境生活部資源循環推進課の表第一号の項中第三十五号から三十八号までを削り、第三十九号を第十四号とし、第四十号を第十五号とし、第四十一号を第十六号とし、第四十二号を削り、第四十三号を第十七号とし、第四十四号を第十八号とし、第四十五号を第十九号とし、第四十六号から百二号までを削り、第百三号を第二十号とし、第百四号から第百八号までを八十三号ずつ繰り上げ、第百九号を次のように改め、同号を第二十六号とする。

26　法第18条第1項の規定による報告の徴収（行政組織規則第10条第9項第12号に係るものに限る。）											
(1)　本庁の実施に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等

別表第一環境生活部資源循環推進課の表第一号の項第百十号中「立入検査及び収去」の次に「(組織規則第10条第9項第12号に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第二十七号とし、同項第百十一号から同項第百二十五号までを削り、同項第百二十六号中「照会又は協力要請」の次に「(組織規則第10条第9項第12号に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第二十八号とし、同項第百二十七号から同項第百二十九号までを削り、同項第百三十号を同項第二十九号とし、同項第百三十一号から同項第百三十三号までを百一号ずつ繰り上げ、同項第百三十四号から同項第百七十四号までを削る。

別表第一環境生活部資源循環推進課の表中第二号の項から第五号の項までを削り、第六号の項を第二号の項とし、第七号の項及び第八号の項を削り、同表第九号の項第一号中「第7条第1項第1号」を「第7条第1項第1号及び第2項」に改め、同項を同表第三号の項とし、同表中第十号の項を第四号の項とし、第十一号の項から第十九号の項までを六項ずつ繰り上げ、同表の次に次の表を加える。

環境生活部　廃棄物対策課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	1　法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可											
		(1)　法第8条第1項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○							
		(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
		(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		2　法第8条第4項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の告示及び縦覧				○							
		3　法第8条第5項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に関する市町長への意見の聴取				○							
		4　法第8条第6項の規定による利害関係者からの意見書の受理				○							
		5　法第8条の2第3項の規定による一般廃棄物処理施設設置に関する専門的知識を有する者の意見聴取				○							
		6　法第8条の2第5項の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査											
		(1)　法第8条第1項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○							
		(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
		(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等

7　法第８条の２の２第１項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査					○						
8　法第８条の５第４項の規定による特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額の通知					○						
9　法第９条第１項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可											
(1)　法第８条第１項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○							
(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
10　法第９条第２項において準用する法第８条第４項の規定による一般廃棄物処理施設変更許可申請書等の告示及び縦覧				○							
11　法第９条第２項において準用する法第８条第５項の規定による一般廃棄物処理施設変更許可に関する市町長への意見聴取				○							
12　法第９条第２項において準用する法第８条第６項の規定による利害関係者からの意見書の受理				○							
13　法第９条第２項において準用する法第８条の２第３項の規定による一般廃棄物処理施設変更許可に関する専門的知識を有する者の意見聴取				○							
14　法第９条第２項において準用する法第８条の２第５項の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査											
(1)　法第８条第１項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○							
(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
15　法第９条第３項の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更及び廃止等の届出の受理											
(1)　法第８条第１項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの					○						
(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
16　法第９条第４項の規定による一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了の届出の受理					○						
17　法第９条第５項の規定による一般廃棄物最終処分場の廃止に係る確認					○						

18　法第９条の２第１項の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令											
(1)　法第８条第１項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○							
(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(3)　(1)及び(2)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
19　法第９条の２の２第１項又は第２項の規定による一般廃棄物処理施設の許可の取消し											
(1)　法第８条第１項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○							
(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(3)　(1)及び(2)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
20　法第９条の２の３第２項の規定による一般廃棄物最終処分場の廃止に係る確認					○						
21　法第９条の２の４第１項の規定による一般廃棄物熱回収施設設置者の認定					○						
22　法第９条の２の４第５項の規定による一般廃棄物熱回収施設設置者の認定の取消し				○							
23　法９条の３の３第１項の規定による非常災害時に生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理											
(1)　法第８条第１項の一般廃棄物処理施設のうち焼却施設に係るもの				○							
(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
24　法第９条の５第１項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受けの許可											
(1)　法第８条第１項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの					○						
(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
25　法第９条の６第１項の規定による一般廃棄物許可処理施設設置者である法人の合併又は分割の場合の認可											
(1)　法第８条第１項の一般廃棄物処					○						

		理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの										
		(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○						
		(3)　(1)及び(2)以外のもの							○			地域防災総合事務所等
		26　法第9条の7第1項の規定による一般廃棄物許可処理施設設置者の相続届出の受理										
		(1)　法第8条第1項の一般廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設に係るもの				○						
		(2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設であって、移動式であり、一般廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○						
		(3)　(1)及び(2)以外のもの							○			地域防災総合事務所等
		27　法第12条第3項又は第4項の規定による産業廃棄物の保管場所に係る届出の受理							○			地域防災総合事務所等
		28　法第12条の2第3項又は第4項の規定による特別管理産業廃棄物の保管場所に係る届出の受理							○			地域防災総合事務所等
		29　法第12条の3第7項の規定による産業廃棄物の管理票に関する報告書の受理							○			地域防災総合事務所等
		30　法第12条の5第9項の規定による情報処理センターからの登録及び報告に関する事項の報告書の受理				○						
		31　法第12条の6第1項の規定による産業廃棄物管理票に関する勧告										
		(1)　事務所又は事業場が県内にある事業者（産業廃棄物処理業者を含む。）							○			地域防災総合事務所等
		(2)　(1)以外のもの				○						
		32　法第12条の6第2項の規定による産業廃棄物管理票に関する公表										
		(1)　事務所又は事業場が県内にある事業者（産業廃棄物処理業者を含む。）							○			地域防災総合事務所等
		(2)　(1)以外のもの				○						
		33　法第12条の6第3項の規定による産業廃棄物管理票に関する命令										
		(1)　事務所又は事業場が県内にある事業者（産業廃棄物処理業者を含む。）							○			地域防災総合事務所等
		(2)　(1)以外のもの				○						
		34　法第12条の7第1項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定				○						
		35　法第12条の7第7項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項の変更の認定				○						
		36　法第12条の7第9項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の				○						

処理に係る特例認定事項の軽微な変更の届出の受理											
37　法第12条の7第10項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し				○							
38　法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可											
(1)　事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
39　法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可											
(1)　事業場が県内にある産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
40　法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可											
(1)　事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
41　法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可											
(1)　事業場が県内にある産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
42　法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の廃止等の届出の受理											
(1)　事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　事業場が県内にある産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(3)　(1)及び(2)以外のもの					○						
43　法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の欠格要件に係る届出の受理											
(1)　事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　事業場が県内にある産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(3)　(1)及び(2)以外のもの					○						
44　法第14条の3の規定による事業の停止命令（法第14条の6において準用する場合を含む。）											
(1)　事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者に係るもの							○				地域防災総合事務所等
(2)　事業場が県内にある産業廃棄物処分業者							○				地域防災総合事務所等

(3)　(1)及び(2)以外のもの				○							
45　法第14条の3の2第1項の規定による許可の取消し（法第14条の6において準用する場合を含む。）											
(1)　事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者に係るもの							○				地域防災総合事務所等
(2)　事業場が県内にある産業廃棄物処分業者							○				地域防災総合事務所等
(3)　(1)及び(2)以外のもの			○								
46　法第14条の3の2第2項の規定による許可の取消し（法第14条の6において準用する場合を含む。）											
(1)　事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者に係るもの							○				地域防災総合事務所等
(2)　事業場が県内にある産業廃棄物処分業者							○				地域防災総合事務所等
(3)　(1)及び(2)以外のもの			○								
47　法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可											
(1)　事務所又は事業場が県内にある特定管理産業廃棄物収集運搬業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
48　法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可											
(1)　事業場が県内にある特別管理産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
49　法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可											
(1)　事務所又は事業場が県内にある特定管理産業廃棄物収集運搬業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
50　法14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可											
(1)　事業場が県内にある特別管理産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
51　法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の事業の廃止等の届出の受理											
(1)　事務所又は事業場が県内にある特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　事業場が県内にある産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(3)　(1)及び(2)以外のもの					○						
52　法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定によ											

		る特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の欠格要件に係る届出の受理										
		(1)　事務所又は事業場が県内にある特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係るもの							○			地域防災総合事務所等
		(2)　事業場が県内にある特別管理産業廃棄物処分業者							○			地域防災総合事務所等
		(3)　(1)及び(2)以外のもの				○						
		53　法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可										
		(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第300号）第7条の2で定める産業廃棄物処理施設			○							
		(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○						
		(3)　(1)及び(2)以外のもの							○			地域防災総合事務所等
		54　法第15条第4項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の告示及び縦覧			○							
		55　法第15条第5項の規定による産業廃棄物処理施設設置に関する市町長への意見聴取			○							
		56　法第15条第6項の規定による利害関係者からの意見書の受理			○							
		57　法15条の2第3項の規定による産業廃棄物処理施設設置に関する専門的知識を有する者の意見聴取			○							
		58　法第15条の2第5項の規定による産業廃棄物処理施設の使用前検査										
		(1)　政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設			○							
		(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○						
		(3)　(1)及び(2)以外のもの							○			地域防災総合事務所等
		59　法第15条の2の2第1項の規定による産業廃棄物処理施設の定期検査				○						
		60　法第15条の2の4において準用する法第8条の5第4項の規定による特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額の通知				○						
		61　法第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書の受理										
		(1)　政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設			○							
		(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○						
		(3)　(1)及び(2)以外のもの							○			地域防災総

											合事務所等
62　法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可											
(1)　政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設				○							
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
63　法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第4項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の告示及び縦覧				○							
64　法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第5項の規定による産業廃棄物処理施設設置に関する市町長への意見聴取				○							
65　法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第6項の規定による利害関係者からの意見書の受理				○							
66　法第15条の2の6第2項において準用する法第15条の2第3項の規定による産業廃棄物処理施設設置に関する専門的知識を有する者の意見聴取				○							
67　法第15条の2の6第2項において準用する法第15条の2第5項の規定による産業廃棄物処理施設の使用前検査											
(1)　政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設				○							
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
68　法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の軽微な変更及び廃止等の届出の受理											
(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設					○						
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
69　法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第4項の規定による産業廃棄物の最終処分に係る埋立処分の終了の届出の受理					○						
70　法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止に係る確認					○						

71　法第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設に係る改善又は使用停止の命令											
(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設				○							
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(3)　(1)及び(2)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
72　法第15条の3第1項の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可の取消し											
(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設				○							
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(3)　(1)及び(2)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
73　法第15条の3第2項の規定による産業廃棄物処理施設に係る許可の取消し											
(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設				○							
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(3)　(1)及び(2)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
74　法第15条の3の2第2項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止に係る確認					○						
75　法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物熱回収施設設置者の認定					○						
76　法第15条の3の3第5項の規定による産業廃棄物熱回収施設設置者の認定の取消し				○							
77　法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受けの許可											
(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設					○						
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
78　法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物許可処理施設設置者である法人の合併又は分割の場合の認可											

(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設					○						
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
79　法第15条の4において準用する法第9条の7第1項の規定による産業廃棄物許可処理施設設置者の相続届出の受理											
(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設					○						
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
80　法第15条の17第1項の規定による指定区域の指定及び同条第2項の規定による公示					○						
81　法第15条の17第4項の規定による指定区域の解除					○						
82　法第15条の17第5項において準用する同条第2項の規定による指定区域の解除の公示					○						
83　法第15条の18第3項の規定による指定区域台帳の閲覧請求の受理											
(1)　本庁の実施に係るもの					○						
(2)　地域機関の実施に係るもの								○			地域防災総合事務所等
84　法第15条の19第1項から第3項までの規定による土地の形質の変更に係る届出書の受理					○						
85　法第15条の19第4項の規定による土地の形質の変更に係る変更命令				○							
86　法第18条第1項の規定による報告の徴収(組織規則第10条第10項第5号に係るものに限る。)											
(1)　本庁の実施に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
87　法第19条第1項の規定による立入検査及び収去(組織規則第10条第10項第5号に係るものに限る。)											
(1)　本庁の実施に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
88　法第19条の3の規定による改善命令											
(1)　本庁の実施に係るもの				○							
(2)　(1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等

89　法第19条の5第1項及び第19条の6第1項の規定による措置命令			○								
90　法第19条の8第1項の規定による生活環境の保全上の支障の除去等の措置			○								
91　法第19条の8第2項から第4項までの規定による生活環境の保全上の支障の除去等の措置に要した費用負担請求			○								
92　法第19条の8第6項の規定による特定産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る設置者等及び機構への通知			○								
93　法第19条の8第6項の規定による特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の取戻し			○								
94　法第19条の9の規定による適正処理推進センターに対する協力の要請			○								
95　法第19条の10第2項において準用する法第19条の5の規定による措置命令			○								
96　法第19条の11の規定による土地の形質の変更に関する措置命令等				○							
97　法第19条の12第3項の規定による届出台帳の閲覧請求の受理					○						
98　法第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録					○						
99　法第21条の2第1項の規定による事故時の届出の受理											
(1)　一般廃棄物の最終処分場又は焼却施設に係るもの（市町が設置した施設に係るものを除く。）					○						
(2)　政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設に係るもの					○						
(3)　移動式の特定処理施設であって、当該施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(4)　(1)から(3)まで以外の特定処理施設に係るもの							○				地域防災総合事務所等
100　法第21条の2第2項の規定による応急措置命令											
(1)　一般廃棄物の最終処分場又は焼却施設に係るもの（市町が設置した施設に係るものを除く。）				○							
(2)　政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設に係るもの				○							
(3)　移動式の特定処理施設であって、当該施設の保管場所が県外にあるもの				○							
(4)　(1)から(3)以外の特定処理施設に係るもの							○				地域防災総合事務所等
101　法第23条の3第1項又は第2項の規定による県警本部長の意見聴取					○						
102　法第23条の4の規定による県警本部長からの意見の受理					○						
103　法第23条の5の規定による関係行政機関若しくは関係地方公共団体への照会又は協力要請（組織規則第10条第10項第5号に係るもの											

に限る。)											
(1)　本庁の実施に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
104　政令第5条の5の規定による認定一般廃棄物熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理					○						
105　政令第6条の7の2の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の廃止の届出の受理					○						
106　政令第7条の4の規定による認定産業廃棄物熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理					○						
107　政令第20条の規定による登録廃棄物再生事業者の登録事項変更の届出の受理					○						
108　政令第21条の規定による登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止等の届出の受理					○						
109　政令第22条の規定による登録廃棄物再生事業者の登録の取消し				○							
110　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の4の4の規定による一般廃棄物処理施設定期検査の通知					○						
111　省令第4条の10第2項の規定による特定一般廃棄物最終処分場に関する事項の通知					○						
112　省令第4条の10第3項の規定による特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の状況の通知の受理					○						
113　省令第4条の11第2項の規定による特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を積み立てなかった場合の通知の受理					○						
114　省令第4条の16の規定による承継者に対する維持管理積立金の通知					○						
115　省令第4条の17の規定による特定一般廃棄物最終処分場に関する報告書の受理					○						
116　省令第5条の5の11の規定による認定一般廃棄物熱回収施設に係る報告書の受理					○						
117　省令第8条の2の6の規定による産業廃棄物事業場外保管の廃止の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
118　省令第8条の13の6において準用する省令第8条の2の6の規定による特別管理産業廃棄物事業場外保管の廃止の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
119　省令第8条の29の規定による管理票交付者が講ずべき措置に係る報告の受理								○			地域防災総合事務所等
120　省令第8条の38の規定による電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置に係る報告の受理								○			地域防災総合事務所等

121　省令第8条の38の6第3項の規定による変更の認定に係る事項の通知の受理					○						
122　省令第8条の38の8第3項の規定による変更の届出に係る事項の通知の受理					○						
123　省令第8条の38の10第3項の規定による廃止の届出に係る事項の通知の受理					○						
124　省令第8条の38の11の規定による認定に係る産業廃棄物の処理に関する報告書の受理					○						
125　省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による産業廃棄物再生利用業の指定					○						
126　省令第10条の2の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可証の交付											
(1)　事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
127　省令第10条の6の規定による産業廃棄物処分業の許可証の交付											
(1)　事業場が県内にある産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
128　省令第10条の10の2の規定による産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可証の書換え											
(1)　事務所又は事業場が県内にある産業廃棄物収集運搬業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　事業場が県内にある産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(3)　(1)及び(2)以外のもの					○						
129　省令第10条の14の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の交付											
(1)　事務所又は事業場が県内にある特別管理産業廃棄物収集運搬業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
130　省令第10条の18の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可証の交付											
(1)　事業場が県内にある特別管理産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
131　省令第10条の23の2の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証の書換え											
(1)　事務所又は事業場が県内にある特別管理産業廃棄物収集運搬業者								○			地域防災総合事務所等
(2)　事業場が県内にある特別管理産業廃棄物処分業者								○			地域防災総合事務所等
(3)　(1)及び(2)以外のもの					○						

132　省令第12条の5の規定による産業廃棄物処理施設の許可証の交付											
(1)　政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設				○							
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
133　省令第12条の5の4の規定による産業廃棄物処理施設定期検査の通知					○						
134　省令第12条の7の8において準用する省令第4条の10第2項の規定による特定産業廃棄物最終処分場に関する事項の通知					○						
135　省令第12条の7の8において準用する省令第4条の10第3項の規定による特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の状況の通知の受理					○						
136　省令第12条の7の8において準用する省令第4条の11第2項の規定による特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を積み立てなかった場合の通知の受理					○						
137　省令第12条の7の8において準用する省令第4条の17の規定による特定産業廃棄物最終処分場に関する報告書の受理					○						
138　省令第12条の7の17第2項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出に係る受理書の交付											
(1)　政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設				○							
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
139　省令第12条の7の17第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設変更又は廃止届出書の受理											
(1)　政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設				○							
(2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設であって、移動式であり、産業廃棄物処理施設の保管場所が県外にあるもの					○						
(3)　(1)及び(2)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
140　省令第12条の11の10の規定による産業廃棄物熱回収施設に係る認定証の交付					○						
141　省令第12条の11の11において準用する省令第5条の5の11の規定による認定産業廃棄物熱回収施					○						

		設に係る報告書の受理											
		142　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年三重県規則第48号の2)第2条第3項の規定による閲覧所の臨時の休日の決定等					○						
		143　規則第2条第4項の規定による閲覧時間の変更					○						
		144　規則第2条第6項の規定による閲覧の停止及び禁止					○						
		145　規則第4条第4項の規定による再生利用指定業の指定証の交付（同条第6項において準用する場合を含む。）					○						
		146　規則第4条第7項の規定による再生利用指定業の廃止の届出の受理					○						
2	地価税法（平成3年法律第69号）の施行に関する事務	地価税法施行規則（平成3年大蔵省令第31号）第5条第8項第11号の規定による廃棄物処理施設の用に供する土地等についての証明											
		(1)　一般廃棄物中間処理施設に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		(2)　一般廃棄物最終処分場に係るもの					○						
		(3)　産業廃棄物中間処理施設に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		(4)　産業廃棄物最終処分場に係るもの					○						
3	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の施行に関する事務	1　租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第7条第5項から第7項までの規定による最終処分災害防止費用の見積額、最終処分の期間及び最終処分の予定数量についての認定					○						
		2　省令第21条の5第5項から第7項までの規定による最終処分災害防止費用の見積額、最終処分の期間及び最終処分の予定数量についての認定					○						
4	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）の施行に関する事務	1　法第4条第3項の規定による整備計画の認定申請書の進達（法第8条第2項において準用する場合を含む。）					○						
		2　法第6条第1項の規定による関係都道府県等の意見書の提出（法第8条第2項及び法第10条第2項において準用する場合を含む。次号から第5号までの規定において同じ。）				○							
		3　法第6条第2項の規定による関係市町等の意見の聴取					○						
		4　法第7条第1項の規定による認定書の受理					○						
		5　法第7条第2項の規定による認定書の関係市町等への通知					○						
		6　法第9条第2項の規定による通知書の受理					○						
		7　法第11条第1項の規定による特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針の決定				○							
		8　法第11条第3項の規定による関係市町等の意見の聴取（法第11条第6項において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）					○						

		9　法第11条第5項の規定による特定周辺整備地区及び施設整備方針の公表及び主務大臣への通知					○						
		10　法第14条の規定による指導及び助言					○						
5	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の施行に関する事務	1　法第7条第1項及び第3項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定及び公表				○							
		2　法第8条第1項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出書の受理（法第15条及び法第19条において準用する場合を含む。）								○			地域防災総合事務所等
		3　法第9条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表（法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）					○						
		4　法第10条第2項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了に関する届出書の受理（法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）								○			地域防災総合事務所等
		5　法第10条第3項第2号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の特例処分期限日に関する届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		6　法第10条第4項の規定による特例処分期限日が適用される高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の届出事項の変更に関する届出書の受理（法第19条において準用する場合を含む。）								○			地域防災総合事務所等
		7　法第11条の規定による指導及び助言（法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）											
		(1)　本庁の実施に係るもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		8　法第12条第1項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置に関する命令（法第15条において準用する場合を含む。）											
		(1)　本庁の実施に係るもの				○							
		(2)　(1)以外のもの							○				地域防災総合事務所等
		9　法第13条第1項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあるときに都道府県知事自らが講ずる全部又は一部の処分等の措置			○								
		10　法第13条第2項の規定による都道府県知事自らが講じた全部又は一部の処分等措置に要した費用の徴収			○								
		11　法第16条第2項の規定による地位の承継に関する届出書の受理（法第19条において準用する場合を含む。）								○			地域防災総合事務所等
		12　法第18条第2項第2号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に関する届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		13　法第24条の規定による事業者に対											

		する報告の徴収（法第19条において準用する場合を含む。）											
		(1)　本庁の実施に係るもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		14　法第25条第1項の規定による事業所等への立入検査等（法第19条において準用する場合を含む。）											
		(1)　本庁の実施に係るもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		15　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第10条第2項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更に関する届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		16　省令第11条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更に関する届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		17　省令第21条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更に関する届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		18　省令第26条第2項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲受けに関する届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		19　省令第28条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所の変更に関する届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		20　省令第36条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の譲受けに関する届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
6	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）の施行に関する事務	1　条例第7条第2項の規定による報告の受理								○			地域防災総合事務所等
		2　条例第8条第1項の規定による届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		3　条例第8条第3項の規定による届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		4　条例第9条第1項及び第2項の規定による届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		5　条例第10条第1項及び第2項の規定による届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		6　条例第11条第1項の規定による勧告								○			地域防災総合事務所等
		7　条例第11条第2項の規定による公表								○			地域防災総合事務所等
		8　条例第11条第3項の規定による公表								○			地域防災総合事務所等
		9　条例第12条第1項の規定による通知								○			地域防災総合事務所等
		10　条例第12条第2項の規定による公表								○			地域防災総合事務所等
		11　条例第12条第3項の規定による報告の徴収								○			地域防災総合事務所等
		12　条例第12条第4項の規定による通知								○			地域防災総合事務所等
		13　条例第12条第5項の規定による公								○			地域防災総

表												合事務所等
14　条例第12条第6項の規定による公表									○			地域防災総合事務所等
15　条例第21条第1項の規定による書面の受理									○			地域防災総合事務所等
16　条例第21条第3項の規定による送付（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
17　条例第22条第2項の規定による公表及び閲覧（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
18　条例第26条第1項の規定による書面の受理（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
19　条例第26条第2項の規定による送付、公表及び閲覧（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
20　条例第27条第1項の規定による照会（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
21　条例第27条第2項の規定による通知（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
22　条例第27条第3項の規定による報告の受理（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
23　条例第27条第4項の規定による確認（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
24　条例第28条第1項の規定による通知及び公表（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
25　条例第28条第2項の規定による通知及び手続の実施の請求（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
26　条例第28条第3項の規定による通知（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）									○			地域防災総合事務所等
27　条例第28条第4項の規定による意見聴取（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）					○							
28　条例第29条第1項の規定による書面の受理									○			地域防災総合事務所等
29　条例第29条第3項の規定による届出の受理									○			地域防災総合事務所等
30　条例第29条第4項の規定による送付									○			地域防災総合事務所等
31　条例第30条第1項の規定による届出の受理									○			地域防災総合事務所等
32　条例第32条第1項の規定による勧告									○			地域防災総合事務所等
33　条例第32条第2項の規定による公表									○			地域防災総合事務所等
34　条例第33条第1項の規定による指導及び助言									○			地域防災総合事務所等
35　条例第34条第2項の規定による認定									○			地域防災総合事務所等

		36　条例第35条第1項の規定による報告の受理											
		(1)　事務所又は事業所が県内にある産業廃棄物収集運搬業者（特別管理産業廃棄物収集運搬業者を含む。）及び産業廃棄物処分業者（特別管理産業廃棄物処分業者を含む。）								○			地域防災総合事務所等
		(2)　(1)以外のもの					○						
		37　条例第35条第2項の規定による公表					○						
		38　条例第35条第3項の規定による公表					○						
		39　条例第36条第1項及び第2項の規定による公表											
		(1)　本庁の実施に係るもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		40　条例第39条第1項の規定による届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		41　条例第39条第2項の規定による公表								○			地域防災総合事務所等
		42　条例第39条第3項の規定による通知								○			地域防災総合事務所等
		43　条例第40条の規定による意見聴取					○						
		44　条例第41条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査											
		(1)　本庁の実施に係るもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
7	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則（平成20年三重県規則第78号）の施行に関する事務	規則第18条第5項の規定による閲覧の停止又は禁止								○			地域防災総合事務所等

別表第一環境生活部廃棄物監視・指導課の表第一号の項第六号中「報告の徴収」の次に「(組織規則第10条第11項第4号に係るものに限る。)」を加え、第七号中「立入検査及び収去」の次に「(組織規則第10条第11項第4号に係るものに限る。)」を加え、第十四号中「関係行政機関への照会等」の次に「(組織規則第10条第11項第4号に係るものに限る。)」を加え、別表第一環境生活部廃棄物適正処理プロジェクトチームの表を削り、同表の次に次の二表を加える。

環境生活部　地球温暖化対策課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	環境基本法（平成5年法律第91号）の施行に関する事務	1　法第17条の規定による公害防止計画の作成			○								

2	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の施行に関する事務	1　法第21条第1項の規定による地方公共団体実行計画の策定			○								
		2　法第21条第13項の規定による地方公共団体実行計画の公表					○						
		3　法第21条第15項の規定による地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施状況の公表					○						
		4　法第37条第1項の規定による地球温暖化防止活動推進員の委嘱					○						
		5　法第38条第1項の規定による地球温暖化防止活動推進センターの指定			○								
		6　法第38条第4項の規定による措置命令			○								
		7　法第38条第5項の規定による指定の取消し			○								
3	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）の施行に関する事務	1　省令第6条第1項の規定による申請書の受理					○						
		2　省令第7条第1項の規定による申請書の受理					○						
		3　省令第7条第2項の規定による書類の受理					○						
		4　省令第9条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理					○						
		5　省令第9条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理					○						
		6　省令第9条第3項の規定による資料の提出請求					○						
4	気候変動適応法（平成30年法律第50号）の施行に関する事務	法第12条の規定による地域気候変動適応計画の策定			○								
5	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の施行に関する事務	1　法第17条の規定による第一種特定製品の管理者に対する指導及び助言								○			地域防災総合事務所等
		2　法第18条第1項の規定による第一種特定製品の管理者に対する勧告								○			地域防災総合事務所等
		3　法第18条第2項の規定による第一種特定製品の管理者に対する勧告に従わなかった旨の公表								○			地域防災総合事務所等
		4　法第18条第3項の規定による第一種特定製品の管理者に対する措置命令								○			地域防災総合事務所等
		5　法第20条第5項の規定による環境大臣及び経済産業大臣からの通知に係る事項の集計と結果の公表					○						
		6　法第27条第2項の規定による第一種フロン類充填回収業の登録申請書の受理（法第30条第2項の規定による更新の登録及び法第31条第1項の規定による変更の届出を含む。次号から第10号までの規定において同じ。）											
		(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		(2)　(1)以外のもの					○						
		7　法第28条第1項の規定による第一種フロン類充填回収業の登録簿への登録											
		(1)　県内に事業所等を有する者に								○			地域防災総

係るもの											合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
8　法第28条第2項の規定による第一種フロン類充填回収業の登録の通知											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
9　法第29条第1項の規定による第一種フロン類充填回収業の登録の拒否											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
10　法第29条第2項の規定による第一種フロン類充填回収業の登録の拒否の通知											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
11　法第32条の規定による第一種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧											
(1)　本庁の実施に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
12　法第33条第1項の規定による第一種フロン類充填回収業の廃業等の届出の受理											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
13　法第34条の規定による第一種フロン類充填回収業の登録の抹消											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
14　法第35条第1項の規定による第一種フロン類充填回収業の登録の取消し又は業務の停止命令											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
15　法第35条第2項の規定による第一種フロン類充填回収業の登録の取消し又は業務の停止命令の通知											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
16　法第45条第4項の規定による報告書の受理								○			地域防災総合事務所等
17　法第47条第3項の規定による報告書の受理											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						

18　法第47条第4項の規定による主務大臣への通知					○						
19　法第48条の規定による第一種特定製品整備者等に対する指導及び助言											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
20　法第49条第1項の規定による第一種特定製品整備者等に対する勧告											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
21　法第49条第2項の規定による第一種フロン類充填回収業者に対する勧告											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
22　法第49条第3項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者等に対する勧告								○			地域防災総合事務所等
23　法第49条第4項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者等に対する勧告											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
24　法第49条第5項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者等に対する勧告											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
25　法第49条第6項の規定による第一種フロン類充填回収業者に対する勧告											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
26　法第49条第7項の規定による第一種特定製品整備者等に対する勧告											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
27　法第49条第8項の規定による第一種特定製品整備者等に対する措置命令											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						
28　法第91条の規定による第一種特定製品の管理者等に対する報告の徴収											
(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						

		29　法第92条第1項の規定による第一種特定製品の管理者等に対する立入検査											
		(1)　県内に事業所等を有する者に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		(2)　(1)以外のもの					○						
6	三重県地球温暖化対策推進条例（平成25年三重県条例第77号）の施行に関する事務	1　条例第6条の規定による事業者地球温暖化対策指針の策定及び公表					○						
		2　条例第8条第1項の規定による地球温暖化対策計画書の受理					○						
		3　条例第8条第2項の規定による変更後の地球温暖化対策計画書の受理					○						
		4　条例第8条第3項の規定による地球温暖化対策計画書の公表					○						
		5　条例第9条の規定による地球温暖化対策実施状況報告書の受理					○						
		6　条例第10条第1項の規定による建築物地球温暖化対策指針の策定及び公表					○						
		7　条例第18条の規定による指導及び助言					○						
		8　条例第19条の規定による報告等の徴収					○						
		9　条例第20条の規定による勧告					○						
		10　条例第21条の規定による公表					○						
7	三重県環境学習情報センター条例（平成11年三重県条例第36号）の施行に関する事務	1　条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の受理					○						
		2　条例第6条第1項の規定による指定管理候補者の審査			○								
		3　条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定			○								
		4　条例第8条の規定による告示					○						
		5　条例第9条の規定による協定の締結			○								
		6　条例第10条の規定による事業報告書の受理					○						
		7　条例第11条の規定による業務状況の聴取等					○						
		8　条例第12条第1項の規定による知事による施設管理の決定					○						
		9　条例第12条第2項の規定による使用料の徴収					○						
		10　条例第13条第3項の規定による開館時間及び利用時間の変更の承認					○						
		11　条例第14条の規定による休館日の変更の承認					○						
		12　条例第19条第2項の規定による利用料金の承認					○						
		13　条例第23条の規定による原状回復義務の免除					○						
8	環境影響評価法（平成9年法律第81号）の施行に関する事務	1　法第4条第2項の規定による届出に係る書面の写しの受理（法第4条第4項（法第39条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）及び法第29条第2項（法第40条第2項において読み替えて適用する場合及び法第55条第2項において準用する場合を					○						

		含む。）において準用する場合並びに法第 39 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。次号及び第 3 号の規定において同じ。）										
		2　法第 4 条第 2 項の規定による意見書の提出				○						
		3　法第 4 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定による通知の受理				○						
		4　法第 4 条第 7 項の規定による通知又は作成に係る書面の写しの受理（法第 39 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）				○						
		5　法第 6 条第 1 項の規定による方法書及び要約書の受理（法第 40 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。次号及び第 7 号の規定において同じ。）				○						
		6　法第 7 条の 2 第 3 項の規定による意見書の提出（法第 17 条第 2 項（法第 40 条第 2 項において読み替えて適用する場合及び法第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合及び法第 40 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）				○						
		7　法第 9 条の規定による意見の概要を記載した書類の受理				○						
		8　法第 10 条第 1 項の規定による意見書の提出			○							
		9　法第 10 条第 2 項の規定による市町長への意見の聴取及び受理（法第 40 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）				○						
		10　法第 15 条の規定による準備書及び要約書の受理（法第 40 条第 2 項において読み替えて適用する場合及び法第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。次号から第 12 号までの規定において同じ。）				○						
		11　法第 19 条の規定による意見の概要及び事業者の見解書の受理				○						
		12　法第 20 条第 1 項の規定による意見書の提出			○							
		13　法第 20 条第 2 項の規定による市町長への意見の聴取及び受理（法第 40 条第 2 項において読み替えて適用する場合及び法第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。）				○						
		14　法第 26 条第 2 項の規定による評価書等の受理（法第 40 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）				○						
		15　法第 29 条第 3 項の規定による通知の受理（法第 32 条第 3 項（法第 40 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）、法第 48 条第 2 項、法第 55 条第 2 項及び法附則第 4 条第 2 項において準用する場合並びに法第 40 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）				○						
		16　法第 30 条第 1 項の規定による通知の受理（法第 32 条第 3 項（法第 40 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）、法第 55 条第 2 項				○						

		及び法附則第4条第2項において準用する場合並びに法第40条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）											
		17　法第44条第1項の規定による通知の受理					○						
		18　法第44条第3項の規定による通知の受理					○						
		19　法第49条の規定による協力の決定					○						
		20　法第53条第2項の規定による意見書の提出（同条第4項において準用する場合を含む。）					○						
		21　法附則第2条第2項の規定による意見書の提出					○						
9	環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）の施行に関する事務	政令第10条第2項の規定による通知（政令第12条第2項（政令第23条において読み替えて適用する場合を含む。）及び政令第26条第2項において準用する場合並びに政令第23条において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
10	環境影響評価法施行規則（平成10年総理府令第37号）の施行に関する事務	1　省令第1条の2の規定による協力（省令第19条の3において準用する場合及び省令第19条の5において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
		2　省令第1条の4第1項の規定による協力（省令第19条の5において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
		3　省令第1条の6の規定による協力（省令第5条（省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）、省令第9条第1項及び第3項（省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）、省令第11条第2項（省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）、省令第13条（省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）、省令第16条第1項、第3項及び第4項（省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）、省令第17条第1項及び第3項から第5項まで（省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）、省令第18条第1項、第3項及び第4項（省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）、省令第19条第1及び第3項（省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）並びに省令附則第2条において準用する場合並びに省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
		4　省令第2条の規定による協力（省令第6条（省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）及び省令第14条（省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに省令第20条において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
		5　省令第3条の2の規定による協力（省令第7条の2及び省令第15条の2において準用する場合を含む。）					○						
11	三重県環境影響評価条	1　条例第4条第1項の規定による技術指針の策定				○							

例（平成10年三重県条例第49号）の施行に関する事務	2　条例第4条第2項の規定による技術指針の改定				○							
	3　条例第4条第3項の規定による委員会意見の聴取				○							
	4　条例第4条第4項の規定による公告					○						
	5　条例第5条第2項の規定による方法書の受理（三重県環境影響評価条例施行規則(平成11年三重県規則第65号)第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。次号から第10号まで、第30号及び第31号の規定において同じ。）					○						
	6　条例第6条第2項の規定による閲覧					○						
	7　条例第6条の2第3項の規定による意見書の提出（条例第16条第2項及び条例第38条の3第2項により準用する場合を含む。）					○						
	8　条例第8条の規定による書類の受理					○						
	9　条例第9条第2項の規定による意見書の受理					○						
	10　条例第10条第1項の規定による意見書の提出				○							
	11　条例第10条第2項の規定による委員会意見の聴取（条例第20条第3項（条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。ただし、条例第40条第3項において準用する場合を除く。）及び条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。次号及び第13号の規定において同じ。）				○							
	12　条例第10条第3項の規定による意見書の送付					○						
	13　条例第10条第4項の規定による閲覧					○						
	14　条例第14条第1項の規定による準備書等の受理（条例第40条第3項において準用する場合及び条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。次号から第20号まで、第22号、第25号及び第26号の規定において同じ。）					○						
	15　条例第14条第2項の規定による協議					○						
	16　条例第15条第2項の規定による閲覧					○						
	17　条例第18条第1項の規定による書類の受理					○						
	18　条例第18条第2項の規定による閲覧					○						
	19　条例第19条第2項の規定による意見書の受理					○						
	20　条例第20条第1項の規定による意見書の提出				○							
	21　条例第20条第3項の規定による委員会意見の聴取（条例第40条第3項において準用する場合に限る。第23号及び第24号の規定において同じ。）				○							
	22　条例第20条第2項の規定による聴取会の開催					○						

23　条例第20条第3項の規定による意見書の送付					○						
24　条例第20条第3項の規定による閲覧					○						
25　条例第21条第3項の規定による評価書等の受理					○						
26　条例第22条第2項の規定による閲覧					○						
27　条例第24条の規定による届出の受理（条例第27条（条例第29条第3項（条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）及び条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）、条例第29条第3項（条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）、第40条第3項において準用する場合並びに条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
28　条例第25条第1項の規定による届出の受理（条例第28条第1項（条例第29条第3項（条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）及び条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）、条例第29条第3項（条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）、第40条第3項において準用する場合及び条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
29　条例第28条第2項の規定による届出の受理（条例第29条第3項（条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）及び条例施行規則第64条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
30　条例第30条の規定による手続の再実施の要請				○							
31　条例第31条第2項の規定による配慮の要請（条例第38条の15において準用する場合を含む。次号において同じ。）					○						
32　条例第33条の規定による届出の受理					○						
33　条例第34条第2項の規定による事後調査報告書の受理（条例第40条第3項において準用する場合を含む。次号及び第35号の規定において同じ。）					○						
34　条例第34条第3項の規定による閲覧					○						
35　条例第35条第1項の規定による指示				○							
36　条例第35条第2項の規定による委員会意見の聴取（条例第51条第4項及び条例第40条第3項において準用する場合を含む。）				○							
37　条例第36条第4項の規定による届出の受理					○						
38　条例第37条第1項及び第2項の規				○							

定による要請												
39　条例第37条第3項の規定による届出の受理					○							
40　条例第38条第2項の規定による簡易評価書の受理					○							
41　条例第38条の2第2項の規定による閲覧					○							
42　条例第38条の5の規定による書類の受理					○							
43　条例第38条の6第2項の規定による意見書の受理					○							
44　条例第38条の7の規定による意見書の提出				○								
45　条例第38条の8第1項の規定による措置報告書の受理					○							
46　条例第38条の8第2項の規定による閲覧					○							
47　条例第38条の10の規定による届出の受理					○							
48　条例第38条の11第1項の規定による届出の受理					○							
49　条例第38条の14の規定による手続きの再実施の要請				○								
50　条例第38条の16第2項の規定による手続の実施の要請				○								
51　条例第38条の16第3項の規定による通知の受理					○							
52　条例第41条の規定による送付及び要請					○							
53　条例第42条第1項の規定による委員会意見の聴取				○								
54　条例第42条第2項の規定による聴取会の開催					○							
55　条例第43条第1項の規定による送付（条例第43条第2項において準用する場合を含む。）					○							
56　条例第44条の規定による閲覧					○							
57　条例第45条の規定による届出の受理					○							
58　条例第46条第1項の規定による法対象事後調査報告書の受理					○							
59　条例第46条第2項の規定による閲覧					○							
60　条例第47条第1項の規定による指示				○								
61　条例第47条第2項の規定による委員会意見の聴取				○								
62　条例第48条第1項の規定による届出の受理					○							
63　条例第50条第3項の規定による委員の任命			○									
64　条例第51条第1項の規定による要請					○							
65　条例第51条第2項の規定による立入調査の実施					○							

		66　条例第51条第3項の規定による指示				○							
		67　条例第52条第1項の規定による勧告				○							
		68　条例第52条第2項の規定による公表及び意見聴取				○							
		69　条例第52条第3項の規定による通知					○						
		70　条例第53条の規定による協力要請					○						
		71　条例第54条の規定による協力					○						
		72　条例第55条の規定による協議				○							
		73　条例第56条の規定による協力要請					○						
		74　条例第57条の規定による情報及び資料の提供					○						
		75　条例附則第8項の規定による届出の受理					○						
		76　条例附則第11項の規定による決定					○						
		77　条例附則第13項の規定による委員会意見の聴取				○							
12	三重県環境影響評価条例施行規則の施行に関する事務	1　規則第4条第2項の規定による指示（規則第13条第2項（規則第64条第2項において適用する場合及び規則第69条第2項において準用する場合を含む。）、規則第37条第2項（規則第64条第2項において適用する場合及び規則第69条第2項において準用する場合を含む。）及び規則第61条第2項（規則第64条第2項において適用する場合を含む。）において準用する場合並びに規則第64条第2項において適用する場合を含む。）					○						
		2　規則第5条第1項の規定による承認（規則第9条の3第1項（規則第64条第2項において適用する場合を含む。）、規則第15条（規則第64条第2項において適用する場合及び規則第69条第2項において準用する場合を含む。）、規則第20条（規則第64条第2項において適用する場合及び規則第69条第2項において準用する場合を含む。）、規則第39条（規則第64条第2項において適用する場合及び規則第69条第2項において準用する場合を含む。）、規則第45条第1項（規則第48条第2項及び規則第69条第2項において準用する場合並びに規則第64条第2項において適用する場合を含む。）、規則第50条第1項（規則第51条第2項において準用する場合及び規則第64条第2項において適用する場合を含む。）、規則第62条（規則第64条第2項において適用する場合を含む。）及び規則第62条の21第1項（規則第62条の22第2項において準用する場合及び規則第64条第2項において適用する場合を含む。）において準用する場合並びに規則第64条第2項において適用する場合を含む。）					○						
		3　規則第5条第2項の規定による届出の受理（規則第15条（規則第64条第2項において適用する場合及び規則第69条第2項において準用する場合を含む。）、規則第39条（規則第64条					○						

		第2項において適用する場合及び規則第69条第2項において準用する場合を含む。）、規則第45条第1項（規則第48条第2項及び規則第69条第2項において準用する場合並びに規則第64条第2項において適用する場合を含む。）、規則第50条第1項（規則第51条第2項において準用する場合及び規則第64条第2項において適用する場合を含む。）、規則第62条（規則第64条第2項において適用する場合を含む。）及び規則第62条の21第1項(規則第62条の22第2項において準用する場合及び規則第64条第2項において適用する場合を含む。)において準用する場合並びに規則第64条第2項において適用する場合を含む。）											
		4　規則第9条の3第2項の規定による届出の受理（規則第20条（規則第64条第2項において適用する場合及び規則第69条第2項において準用する場合を含む。）及び第62条の6（規則第64条第2項において適用する場合を含む。）において準用する場合並びに規則第64条第2項において適用する場合を含む。）					○						
		5　規則第12条第1項の規定による期間の設定（規則第62条の11（規則第64条第2項において適用する場合を含む。）において準用する場合及び規則第64条第2項において適用する場合を含む。）					○						
		6　規則第12条第2項の規定による通知（規則第25条第2項（規則第64条第2項において適用する場合を含む。）、規則第62条の11（規則第64条第2項において適用する場合を含む。）及び規則第71条第2項において準用する場合並びに規則第64条第2項において適用する場合を含む。）					○						
		7　規則第25条第1項の規定による期間の設定（規則第64条第2項において適用する場合及び規則第71条第1項において準用する場合を含む。）					○						
		8　規則第26条第2項の規定による聴取会の開催の場所等の設定(規則第64条第2項において適用する場合及び規則第69条第2項において準用する場合を含む。次号から第19号までの規定において同じ。）					○						
		9　規則第27条第3項の規定による通知					○						
		10　規則第28条の規定による申出の受理					○						
		11　規則第29条第1項の規定による聴取会の中止					○						
		12　規則第29条第2項の規定による聴取会の日時等の変更					○						
		13　規則第29条第3項の規定による通知					○						
		14　規則第30条第2項の規定による抽選の実施					○						
		15　規則第30条第3項の規定による意見陳述時間の設定					○						

		16　規則第30条第4項の規定による通知					○						
		17　規則第31条第1項の規定による指名					○						
		18　規則第35条第1項の規定による聴取会記録書の受理					○						
		19　規則第35条第2項の規定による送付					○						
		20　規則第54条第3項の規定による指示（規則第62条の12第2項（規則第64条第2項において適用する場合を含む。）、規則第69条第2項及び規則第77条において準用する場合を含む。）					○						
		21　規則第63条第2項の規定による委員会意見の聴取				○							
		22　規則第67条第3項の規定による通知の受理					○						
		23　規則第72条第1項の規定による閲覧					○						
		24　規則第73条第1項の規定による閲覧					○						
		25　規則第86条第2項の規定による幹事の指定				○							
		26　規則第91条第1項の規定による方法の認定					○						
13	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の施行に関する事務	1　法第16条の規定による委員の任命及び罷免	○										
		2　法第26条第1項の規定による紛争に関し、審査会に対するあつせん、調停及び仲裁の申請の進達					○						
		3　法第27条第1項の規定による紛争に関するあつせん及び調停の申請の受理					○						
		4　法第27条第3項の規定による連合審査会を置くことについての関係都道府県知事との協議				○							
		5　法第27条第5項の規定による協議不調の調停申請に係る事件の関係書類の中央委員会への送付				○							
		6　法第27条の2第2項の規定による審査会へのあつせんの要請				○							
		7　法第42条の31第1項の規定による原因裁定の内容通知の受理					○						
		8　法第49条の2の規定による公害苦情処理状況についての報告の徴収					○						
14	三重県公害審査会条例（昭和45年三重県条例第38号）の施行に関する事務	1　条例第4条第2項の規定による専門調査員の任命			○								
		2　条例第6条の規定による鑑定料の額及びその支給方法の決定					○						
		3　条例第9条の規定による手数料の減免及び納付の猶予					○						
15	三重県公害事前審査会条例（昭和47年三重県条例第30号）の施行に関する事務	1　条例第3条第1項の規定による委員の任命			○								
		2　条例第7条第2項の規定による幹事の指定					○						

16	三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）の施行に関する事務	1　条例第97条第1項の規定による調整会議の設置			○								
		2　条例第97条第2項の規定による委員の任命			○								
		3　条例第99条の規定による調整会議の経過等の公表				○							
		4　条例第102条第1項の規定による公害状況調査請求書の受理								○			地域防災総合事務所等
		5　条例第102条第2項の規定による調査結果の通知								○			地域防災総合事務所等
		6　三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成13年三重県規則第39号）第109条第1項の規定による調整会議の招集				○							
17	三重県環境基本条例の施行に関する事務	条例第5条第5項の規定による報告の受理					○						
18	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年7月25日法律第130号）の施行に関する事務	1　法第8条第1項の規定による行動計画の作成（法第8条第6項において準用する場合を含む。）			○								
		2　法第8条第4項の規定による行動計画の公表（法第8条第6項において準用する場合を含む。）					○						
		3　法第8条第5項の規定による行動計画に基づく施策の実施の状況の公表（法第8条第6項において準用する場合を含む。）					○						
		4　法第8条の2第1項の規定による環境教育等推進協議会の設置			○								
		5　法第8条の3第1項の規定による行動計画の作成等の提案の受理					○						
		6　法第8条の3第2項の規定による行動計画の作成等の提案に基づき行動計画を作成又は変更するか否かの公表					○						
		7　法第20条第1項の規定による体験の機会の場の認定			○								
		8　法第20条第8項の規定による認定体験の機会の場に係る変更等の届出の受理					○						
		9　法第20条の3第1項の規定による認定体験の機会の場に係る周知					○						
		10　法第20条の4第1項の規定による認定体験の機会の場に係る運営の状況の報告の受理					○						
		11　法第20条の4第2項の規定による認定民間団体等に対する報告若しくは資料の要求又は助言					○						
		12　法第20条の6第1項の規定による認定の取消			○								
		13　法第21条の4第1項の規定による環境保全に係る協定の締結等			○								
		14　法第21条の4第4項の規定による同条第2項及び第3項が規定する国の措置に準じて行う協定の内容の公表並びに当該協定に定める事項の実施の状況についての評価及び結果の公表					○						

		15　法第21条の5第1項の規定による国民、民間団体等による協定の届出の受理					○						
		16　法第21条の5第2項の規定による国民、民間団体等による協定の届出に係る協定の内容その他主務省令で定める事項の公表					○						

環境生活部　大気・水環境課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	環境基本法の施行に関する事務	法第16条第2項の規定による類型を当てはめる地域又は水域の指定			○								
2	湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）の施行に関する事務	1　法第3条第1項の規定による指定湖沼の指定に係る申出（法第3条第7項において準用する場合を含む。以下この項の規定において同じ。）			○								
		2　法第3条第3項の規定による指定湖沼又は指定地域の指定に係る環境大臣への意見の具申			○								
		3　法第3条第4項の規定による関係市町長の意見の聴取					○						
3	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	1　法第3条第5項の規定による排水基準を定める場合の環境大臣及び関係都道府県知事への通知				○							
		2　法第4条の規定による排水基準に関する環境大臣からの勧告の受理				○							
		3　法第4条の2第3項の規定による水域又は地域を定める政令の制定又は改廃に係る知事の意見の具申			○								
		4　法第4条の2第4項の規定による総量削減基本方針の設定又は変更に係る知事の意見の具申				○							
		5　法第4条の2第5項の規定による環境大臣からの総量削減基本方針に関する通知の受理				○							
		6　法第4条の3第1項の規定による総量削減計画の設定			○								
		7　法第4条の3第3項の規定による総量削減計画の設定に関する市町長の意見の聴取及び環境大臣に対する協議（法第4条の3第6項において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）				○							
		8　法第4条の3第5項の規定による総量削減計画の公表				○							
		9　法第4条の5第1項及び第2項の規定による総量規制基準の設定				○							
		10　法第4条の5第4項の規定による総量規制基準の設定、変更及び廃止に係る公示					○						
		11　法第5条の規定による特定施設設置等届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		12　法第6条の規定による特定施設使用届出書の受理								○			地域防災総合事務所等

13　法第７条の規定による特定施設等の構造等変更の届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
14　法第８条の規定による計画の変更命令及び計画の廃止命令								○			地域防災総合事務所等
15　法第８条の２の規定による汚水又は廃液の処理方法の改善等の措置命令								○			地域防災総合事務所等
16　法第９条第２項の規定による実施の制限期間の短縮の承認								○			地域防災総合事務所等
17　法第10条の規定による氏名変更等届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
18　法第11条第３項の規定による承継届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
19　法第13条第１項及び第２項の規定による特定施設等の改善命令並びに特定施設の使用及び排出水の排出の一時停止命令								○			地域防災総合事務所等
20　法第13条第３項の規定による汚水又は廃液の処理方法の改善等の措置命令								○			地域防災総合事務所等
21　法第13条の２第１項の規定による特定施設等の改善命令並びに特定施設の使用及び特定地下浸透水の浸透の一時停止命令								○			地域防災総合事務所等
22　法第13条の３第１項の規定による有害物質使用特定施設等の改善命令及び使用の一時停止命令								○			地域防災総合事務所等
23　法第13条の４の規定による総量削減計画達成のための指導、助言及び勧告								○			地域防災総合事務所等
24　法第14条第３項の規定による汚濁負荷量測定手法届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
25　法第14条の２第１項、第２項及び第３項の規定による事故時の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
26　法第14条の２第４項の規定による事故時の応急措置命令								○			地域防災総合事務所等
27　法第14条の３第１項及び第２項の規定による地下水の水質の浄化に係る措置命令								○			地域防災総合事務所等
28　法第14条の８第１項の規定による生活排水対策重点地域の指定			○								
29　法第14条の８第２項の規定による生活排水対策重点地域の指定に係る関係市町長の意見聴取					○						
30　法第14条の８第３項の規定による生活排水対策重点地域の指定に係る関係都道府県知事に対する通知					○						
31　法第14条の８第４項の規定による生活排水対策重点地域の公表及び地域内市町長に対する通知					○						
32　法第14条の８第５項の規定による生活排水対策重点地域の指定の変更に係る関係市町長の意見聴取等					○						
33　法第14条の９第６項の規定による市町に対する助言及び勧告				○							
34　法第16条第１項の規定による測定計画の作成				○							
35　法第16条第３項の規定による環境				○							

		大臣の指示書の受理											
		36　法第16条第4項の規定による水質測定結果報告書の受理					○						
		37　法第16条の2の規定による井戸の設置者に対する協力要請					○						
		38　法第17条第1項の規定による水質の汚濁状況の公表					○						
		39　法第18条の規定による緊急時の措置命令								○			地域防災総合事務所等
		40　法第22条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査								○			地域防災総合事務所等
		41　法第23条第2項の規定による国の行政機関の長からの通知の受理								○			地域防災総合事務所等
		42　法第23条第3項の規定による行政機関の長に対する措置要請							○				地域防災総合事務所等
		43　法第23条第4項の規定による行政機関の長の措置に係る通知の受理							○				地域防災総合事務所等
		44　法第23条第5項の規定による行政機関の長に対する協議							○				地域防災総合事務所等
		45　法第24条第1項の規定による環境大臣に対する資料の提出及び説明					○						
		46　法第24条第2項の規定による関係行政機関等の長に対する協力要請及び意見の具申				○							
		47　法第24条第3項の規定による河川管理者等からの意見の受理					○						
4	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）の施行に関する事務	1　法第4条第1項及び第8項の規定による指定水域及び指定地域の指定、変更及び解除に係る環境大臣への申出			○								
		2　法第4条第2項の規定による水道事業者からの要請の受理（法第4条第7項において準用する場合を含む。次号から第5号までの規定において同じ。）				○							
		3　法第4条第3項の規定による取水地点をその区域に含む都道府県知事に対する通知					○						
		4　法第4条第4項の規定による指定水域及び指定地域の指定に係る知事の意見の具申			○								
		5　法第4条第5項の規定による関係市町長及び水道事業者に対する意見の聴取					○						
		6　法第5条第1項の規定による水質保全計画の策定			○								
		7　法第5条第6項の規定による水質保全計画の策定に係る関係都道府県知事との協議（法第5条第12項において準用する場合を含む。次号から第11号までの規定において同じ。）				○							
		8　法第5条第7項の規定による水質保全計画の策定に係る三重県環境保全審議会、事業実施者（国を除く。）、関係市町長及び水道事業者に対する意見の聴取並びに河川管理者との協議					○						
		9　法第5条第8項の規定による水質保全計画の策定に係る環境大臣との協議				○							
		10　法第5条第9項の規定による普及					○						

		啓発及び水質測定に関する事項等の環境大臣への報告											
		11　法第5条第10項の規定による水質保全計画の公表					○						
		12　法第9条第1項の規定による特定排水基準の設定				○							
		13　法第9条第3項の規定による構造等基準の設定				○							
		14　法第9条第4項の規定による特定排水基準及び構造等基準の公示					○						
		15　法第11条第1項の規定による水道水源特定施設設置届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		16　法第11条第2項の規定による特定施設等設置届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		17　法第12条第1項の規定による水道水源特定施設使用届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		18　法第12条第2項の規定による特定施設等使用届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		19　法第13条第1項の規定による特定施設等の構造等変更届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		20　法第13条第2項の規定による氏名変更等届出書及び水道水源特定施設使用廃止届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
		21　法第14条第2項の規定による承継届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
		22　法第15条第1項の規定による計画の変更勧告								○			地域防災総合事務所等
		23　法第15条第2項の規定による汚水処理方法等の改善及び排出水の排出一時停止の措置勧告								○			地域防災総合事務所等
		24　法第15条第3項の規定による施設等改善勧告								○			地域防災総合事務所等
		25　法第15条第4項の規定による措置命令								○			地域防災総合事務所等
		26　法第16条第2項の規定による行政機関の長からの通知の受理								○			地域防災総合事務所等
		27　法第16条第3項の規定による行政機関の長に対する要請							○				地域防災総合事務所等
		28　法第17条の規定による規制対象施設の設置者以外の者に対する指導、助言及び勧告								○			地域防災総合事務所等
		29　法第18条第1項の規定による立入検査及び報告の徴収								○			地域防災総合事務所等
		30　法第22条第1項の規定による環境大臣に対する資料の提出及び説明					○						
		31　法第22条第2項の規定による関係行政機関等の長に対する協力要請及び意見の具申				○							
		32　法第22条第3項の規定による河川管理者等からの意見の受理					○						
		33　法第23条の規定による水道事業者に対する水質記録の提出要求					○						
5	工業用水法（昭和31年法律第146号）の施行に	1　法第3条第1項の規定による許可								○			地域防災総合事務所等
		2　法第6条第3項の規定による経過措置による届出書の受理								○			地域防災総合事務所等

	関する事務	3　法第7条第1項の規定による変更の許可								○			地域防災総合事務所等
		4　法第9条の規定による氏名等の変更の届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
		5　法第10条第3項の規定による地位承継届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
		6　法第11条の規定による廃止の届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
		7　法第13条の規定による許可の取消し及び停止命令								○			地域防災総合事務所等
		8　法第14条の規定による使用者に対する緊急時の措置命令								○			地域防災総合事務所等
		9　法第22条の規定による土地の立入調査等								○			地域防災総合事務所等
		10　法第24条の規定による報告の徴収					○						
		11　法第25条第1項の規定による立入検査								○			地域防災総合事務所等
		12　法第27条の規定による異議申立てに係る公開による意見の聴取								○			地域防災総合事務所等
6	浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務	1　法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出の受理及び特定行政庁への経由								○			地域防災総合事務所等
		2　法第5条第2項の規定による勧告								○			地域防災総合事務所等
		3　法第5条第4項ただし書の規定による通知（特定行政庁に係るものを除く。）								○			地域防災総合事務所等
		4　法第7条の2第1項の規定による指導及び助言								○			地域防災総合事務所等
		5　法第7条の2第2項の規定による勧告								○			地域防災総合事務所等
		6　法第7条の2第3項の規定による措置命令								○			地域防災総合事務所等
		7　法第10条の2第1項の規定による使用開始の報告書の受理									○		地域防災総合事務所等
		8　法第10条の2第2項の規定による技術管理者変更の報告書の受理									○		地域防災総合事務所等
		9　法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者変更の報告書の受理									○		地域防災総合事務所等
		10　法第11条の2第1項の規定による浄化槽の休止届の受理									○		地域防災総合事務所等
		11　法第11条の2第2項の規定による浄化槽の再開届の受理									○		地域防災総合事務所等
		12　法第11条の3の規定による浄化槽の廃止届の受理									○		地域防災総合事務所等
		13　法第12条第1項の規定による助言、指導又は勧告								○			地域防災総合事務所等
		14　法第12条第2項の規定による改善措置又は使用の停止の命令								○			地域防災総合事務所等
		15　法第12条の2第1項の規定による指導及び助言								○			地域防災総合事務所等
		16　法第12条の2第2項の規定による勧告								○			地域防災総合事務所等
		17　法第12条の2第3項の規定による措置命令								○			地域防災総合事務所等

		18　法第12条の4第2項の規定による浄化槽処理促進区域の指定に係る協議					○						
		19　法第12条の4第4項において準用する同条第2項の規定による浄化槽処理促進区域の変更又は廃止に係る協議					○						
		20　法第12条の5第4項の規定による設置計画に係る協議								○			地域防災総合事務所等
		21　法第12条の5第5項で準用する同条第4項の規定による設置計画の変更に係る協議								○			地域防災総合事務所等
		22　法第48条第4項の規定による措置の申出の受理					○						
		23　法第49条第2項の規定による情報提供の要求											
		(1)　県全体において浄化槽台帳の作成に必要があると認められるもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		24　法第53条第1項の規定による報告の徴収（環境省の所管に係るものに限る。次号の規定において同じ。）								○			地域防災総合事務所等
		25　法第53条第2項の規定による立入検査								○			地域防災総合事務所等
		26　法第54条第1項の規定による協議会を組織すること					○						
		27　法第57条第1項の規定による指定検査機関の指定				○							
		28　法附則第11条第1項の規定による指導又は助言								○			地域防災総合事務所等
		29　法附則第11条第2項の規定による勧告								○			地域防災総合事務所等
		30　法附則第11条第3項の規定による命令								○			地域防災総合事務所等
7	三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年三重県条例第26号）の施行に関する事務	1　条例第2条第1項の規定による浄化槽保守点検業の登録								○			地域防災総合事務所等
		2　条例第2条第3項の規定による浄化槽保守点検業の更新の登録								○			地域防災総合事務所等
		3　条例第4条第1項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿への登録（条例第6条第2項及び第7条第2項において準用する場合を含む。次号及び第7号の規定において同じ。）								○			地域防災総合事務所等
		4　条例第4条第2項の規定による登録の通知								○			地域防災総合事務所等
		5　条例第4条第3項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求の受理					○						
		6　条例第5条の規定による登録の拒否								○			地域防災総合事務所等
		7　条例第6条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の変更の登録								○			地域防災総合事務所等
		8　条例第7条第1項の規定による変更の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		9　条例第8条の規定による廃業等の届出の受理								○			地域防災総合事務所等

		10　条例第9条第1項の規定による登録の抹消								○			地域防災総合事務所等
		11　条例第9条第2項の規定による登録の抹消の通知								○			地域防災総合事務所等
		12　条例第14条第1項の規定による登録の取消し及び事業の停止命令								○			地域防災総合事務所等
		13　条例第14条第3項の規定による処分の通知								○			地域防災総合事務所等
		14　条例第15条第1項の規定による報告の徴収								○			地域防災総合事務所等
		15　条例第15条第2項の規定による立入検査								○			地域防災総合事務所等
		16　三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年三重県規則第48号）第4条第2項ただし書の規定による閲覧所の休日の変更等					○						
		17　規則第4条第3項ただし書の規定による閲覧時間の変更					○						
		18　規則第4条第5項の規定による閲覧の停止及び禁止					○						
		19　規則第10条の規定による報告書の受理								○			地域防災総合事務所等
8	水道法（昭和32年法律第177号）の施行に関する事務	1　法第5条の3第1項又は第6項の規定による水道基盤強化計画の策定	○										
		2　法第5条の3第4項の規定による水道事業者及び水道用水供給事業者の同意				○							
		3　法第5条の3第7項の規定による広域的連携等推進協議会の意見聴取				○							
		4　法第5条の3第8項の規定による厚生労働大臣への報告並びに計画区域内の市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者への通知				○							
		5　法第6条第1項の規定による水道事業の認可					○						
		6　法第7条第3項の規定による記載事項の変更の届出の受理					○						
		7　法第10条第1項の規定による水道事業の変更の認可					○						
		8　法第10条第3項の規定による水道事業の変更の届出の受理					○						
		9　法第11条第1項の規定による水道事業の休止及び廃止の許可					○						
		10　法第11条第3項の規定による水道事業の廃止の届出の受理					○						
		11　法第13条第1項の規定による給水開始前の届出の受理					○						
		12　法第14条第5項の規定による料金の変更の届出の受理					○						
		13　法第14条第6項の規定による供給条件の変更の認可					○						
		14　法第24条の3第2項の規定による業務の委託等の届出の受理					○						
		15　法第24条の4第1項の規定による水道施設運営権の設定の許可					○						
		16　法第24条の9の規定による水道施					○						

		設運営等事業の開始の通知の受理											
		17　法第 24 条の 10 の規定による水道施設運営権者の変更の届出の受理					○						
		18　法第 24 条の 11 の規定による水道事業者の協議					○						
		19　法第 24 条の 12 の規定による水道施設運営権者に対する処分の要求					○						
		20　法第 24 条の 13 の規定による水道施設運営権の取消し等の通知の受理					○						
		21　法第26条の規定による水道用水供給事業の認可				○							
		22　法第27条第3項の規定による記載事項の変更の届出の受理					○						
		23　法第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可				○							
		24　法第30条第3項の規定による水道用水供給事業の変更の届出の受理					○						
		25　法第 31 条において準用する法第 11 条第 1 項の規定による水道用水供給事業の休止及び廃止の許可				○							
		26　法第 31 条において準用する法第 11 条第 3 項の規定による水道用水供給事業の廃止の届出の受理				○							
		27　法第 31 条において準用する法第 13 条第 1 項の規定による給水開始前の届出の受理					○						
		28　法第 31 条において準用する法第 24 条の 3 第 2 項の規定による業務の委託等の届出の受理					○						
		29　法第 31 条において準用する法第 24 条の 4 第 1 項の規定による水道施設運営権の設定の許可					○						
		30　法第 31 条において準用する法第 24 条の 9 の規定による水道施設運営等事業の開始の通知の受理					○						
		31　法第 31 条において準用する法第 24 条の 10 の規定による水道施設運営権者の変更の届出の受理					○						
		32　法第 31 条において準用する法第 24 条の 11 の規定による水道用水供給事業者の協議					○						
		33　法第 31 条において準用する法第 24 条の 12 の規定による水道施設運営権者に対する処分の要求					○						
		34　法第 31 条において準用する法第 24 条の 13 の規定による水道施設運営権の取消し等の通知の受理					○						
		35　法第32条の規定による専用水道の確認								○			地域防災総合事務所等
		36　法第33条第5項の規定による申請者への通知								○			地域防災総合事務所等
		37　法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水開始前の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		38　法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託等の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		39　法第35条第1項の規定による水道					○						

		事業者に係る認可の取消し及び処分理由等の通知											
		40　法第35条第1項の規定による水道用水供給事業者の認可の取消し及び処分理由等の通知				○							
		41　法第35条第3項の規定による処分をなすべき理由の通知					○						
		42　法第35条第3項の規定による水道用水供給事業者の処分をなすべき理由の通知				○							
		43　法第36条の規定による水道事業者に係る改善命令等					○						
		44　法第36条の規定による専用水道及び簡易専用水道の設置者に係る改善命令等								○			地域防災総合事務所等
		45　法第36条の規定による水道用水供給事業者に係る改善命令等					○						
		46　法第37条の規定による水道事業者に係る給水停止の命令					○						
		47　法第37条の規定による専用水道及び簡易専用水道の設置者に係る給水停止の命令								○			地域防災総合事務所等
		48　法第37条の規定による水道用水供給事業者に係る給水停止の命令				○							
		49　法第38条の規定による供給条件の変更認可申請の命令等					○						
		50　法第39条の規定による水道事業者に係る報告の徴収及び立入検査等					○						
		51　法第39条の規定による専用水道及び簡易専用水道の設置者に係る報告の徴収及び立入検査等								○			地域防災総合事務所等
		52　法第39条の規定による水道用水供給事業者に係る報告の徴収及び立入検査等					○						
		53　法第40条第1項の規定による水道事業者に係る水道用水の緊急の供給命令					○						
		54　法第40条第1項の規定による水道用水供給事業者に係る水道用水の緊急の供給命令					○						
		55　法第40条第4項の規定による額の裁定					○						
		56　法第41条の規定による合理化の勧告				○							
		57　法第42条第1項の規定による買収の認可					○						
		58　法第42条第3項の規定による買収価格の裁定					○						
9	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）の施行に関する事務	1　法第4条第1項の規定による水道事業者からの要請の受理				○							
		2　法第4条第3項の規定による他の都道府県に対する要請				○							
		3　法第4条第4項の規定による河川管理者への通知及び意見				○							
		4　法第5条第1項の規定による都道府県計画の策定			○								
		5　法第5条第3項の規定による水道事					○						

		業者の意見聴取											
		6　法第5条第7項の規定による都道府県計画の策定に係る関係都道府県の意見聴取並びに関係河川管理者、関係市町及び地域水道原水水質保全事業の実施者との協議（法第5条第10項において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）					○						
		7　法第5条第8項の規定による都道府県計画の主務大臣への報告及び公表					○						
		8　法第6条第1項の規定による関係下水道管理者に対する都道府県計画案の提出の要請					○						
		9　法第10条第2項の規定による水道原水水質記録及び水道水水質記録の受理					○						
		10　法第10条第3項の規定による水道原水水質記録及び水道水水質記録の通知					○						
		11　法第16条第1項の規定による負担金の督促					○						
10	三重県小規模水道条例（昭和41年三重県条例第40号）の施行に関する事務	1　条例第5条の規定による小規模水道工事の施設基準の適合の確認								○			地域防災総合事務所等
		2　条例第6条第2項の規定による適合の確認等の通知								○			地域防災総合事務所等
		3　条例第7条の規定による水道の休止及び廃止の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		4　条例第8条第1項の規定による給水開始の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		5　条例第9条第2項の規定による水道管理者の設置等の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		6　条例第14条の規定による水道施設の改善命令								○			地域防災総合事務所等
		7　条例第15条の規定による給水の停止命令								○			地域防災総合事務所等
		8　条例第16条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等								○			地域防災総合事務所等
		9　三重県小規模水道条例施行規則（昭和41年三重県規則第47号）第4条の規定による記載事項変更の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
11	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の施行に関する事務	1　法第5条第1項及び第2項の規定による特定建築物の使用等の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		2　法第5条第3項の規定による特定建築物の変更等の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		3　法第7条第4項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状返納に関する厚生労働大臣への申出					○						
		4　法第11条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等								○			地域防災総合事務所等
		5　法第12条の規定による改善命令等								○			地域防災総合事務所等
		6　法第12条の2第1項の規定による事業の登録								○			地域防災総合事務所等
		7　法第12条の4の規定による登録の取消し								○			地域防災総合事務所等
		8　法第12条の5第1項の規定による								○			地域防災総

		報告の徴収及び立入検査等											合事務所等
		9　法第13条第2項の規定による説明等の要請及び同条第3項の規定による改善等の勧告								○			地域防災総合事務所等
		10　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第33条の規定による変更等の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
12	下水道法（昭和33年法律第79号）の施行に関する事務	法第37条第3項の規定による維持管理に関しての指示					○						
13	三重県生活環境の保全に関する条例の施行に関する事務	1　条例第20条の規定による改善勧告								○			地域防災総合事務所等
		2　条例第23条の規定による指定施設の設置の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		3　条例第24条第1項の規定による経過指置による届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		4　条例第25条第1項及び第2項の規定による指定施設の変更等の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		5　条例第26条の規定による汚水に係る指定施設の計画変更等の命令								○			地域防災総合事務所等
		6　条例第27条の規定による騒音、振動及び悪臭に係る指定施設の計画変更等の勧告								○			地域防災総合事務所等
		7　条例第28条第2項の規定による指定施設の設置等の実施の制限期間の短縮の承認								○			地域防災総合事務所等
		8　条例第29条の規定による氏名等の変更及び指定施設の使用廃止の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
		9　条例第30条第3項の規定による地位の承継の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
		10　条例第32条第1項の規定による指定施設の改善等の命令								○			地域防災総合事務所等
		11　条例第33条第1項及び第2項の規定による有害物質に係る改善勧告及び改善命令								○			地域防災総合事務所等
		12　条例第34条第1項及び第2項の規定による騒音、振動又は悪臭物質に係る改善等の勧告及び命令								○			地域防災総合事務所等
		13　条例第38条第1項の規定による基準適合命令及び使用の一時停止命令								○			地域防災総合事務所等
		14　条例第39条第2項の規定による報告の受理					○						
		15　条例第40条第2項の規定による事故状況等の報告の受理								○			地域防災総合事務所等
		16　条例第40条第3項の規定による事故時の措置命令								○			地域防災総合事務所等
		17　条例第42条第2項の規定による市町長の意見の聴取（条例第42条第4項において準用する場合を含む。）					○						
		18　条例第42条第3項の規定による三重県環境審議会の意見の聴取（条例第42条第4項において準用する場合を含む。）					○						
		19　条例第44条の規定による排出計画								○			地域防災総

		の届出の受理等										合事務所等
		20　条例第45条の規定による処理方法の改善命令							○			地域防災総合事務所等
		21　条例第48条第1項及び第2項の規定による建設作業の実施の届出の受理							○			地域防災総合事務所等
		22　条例第49条第1項及び第2項の規定による建設作業に係る改善勧告及び改善命令							○			地域防災総合事務所等
		23　条例第51条第2項の規定による市町長の意見の聴取（条例第54条第4項において準用する場合を含む。）				○						
		24　条例第55条第1項及び第2項の規定による違反行為者に対する改善勧告及び改善命令							○			地域防災総合事務所等
		25　条例第56条第1項の規定による揚水設備の設置の許可							○			地域防災総合事務所等
		26　条例第56条第4項の規定による市町長の意見の聴取				○						
		27　条例第58条第3項の規定による経過措置に係る届出の受理							○			地域防災総合事務所等
		28　条例第59条の規定による揚水設備の変更の許可等							○			地域防災総合事務所等
		29　条例第62条の規定による工事の完成届の受理							○			地域防災総合事務所等
		30　条例第63条の規定による氏名の変更等の届出の受理（条例第70条において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）								○		地域防災総合事務所等
		31　条例第64条第3項の規定による地位の承継の届出の受理								○		地域防災総合事務所等
		32　条例第66条の規定による許可の取消し等							○			地域防災総合事務所等
		33　条例第67条第1項の規定による揚水設備の設置の届出の受理							○			地域防災総合事務所等
		34　条例第68条第1項の規定による経過措置に係る届出の受理							○			地域防災総合事務所等
		35　条例第69条第1項の規定による届出揚水設備の変更の届出の受理							○			地域防災総合事務所等
		36　条例第71条第1項の規定による揚水量の削減勧告				○						
		37　条例第72条の規定による揚水量の報告の徴収				○						
		38　条例第72条の4第1項の規定による汚染発見時の届出の受理							○			地域防災総合事務所等
		39　条例第72条の4第2項の規定による公表							○			地域防災総合事務所等
		40　条例第72条の4第3項の規定による勧告							○			地域防災総合事務所等
		41　条例第72条の6第1項の規定による土壌汚染対策専門委員の意見聴取				○						
		42　条例第72条の6第2項の規定による土壌汚染対策専門委員の選任			○							
		43　条例第72条の8の規定による届出書の受理							○			地域防災総合事務所等
		44　条例第72条の9の規定による変更届出書の受理							○			地域防災総合事務所等

		45　条例第 72 条の 10 第 1 項の規定による勧告								○			地域防災総合事務所等
		46　条例第 72 条の 10 第 2 項の規定による公表					○						
		47　条例第 101 条第 1 項の規定による調査					○						
		48　条例第 101 条第 2 項の規定による公表					○						
		49　条例第 104 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査								○			地域防災総合事務所等
14	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45 年法律第139 号）の施行に関する事務	1　法第3条の規定による農用地汚染対策地域の指定等			○								
		2　法第4条の規定による農用地汚染対策地域の変更等			○								
		3　法第5条の規定による農用地土壌汚染対策計画の策定等			○								
		4　法第6条の規定による農用地土壌汚染対策計画の変更等			○								
		5　法第7条の規定による排出基準設定等の措置				○							
		6　法第8条の規定による特別地域の指定等			○								
		7　法第9条の規定による特別地域の区域の変更等			○								
		8　法第 10 条の規定による農作物等の作付等に関する勧告					○						
		9　法第 11 条の規定による汚染防止に関する環境大臣からの勧告の受理				○							
		10　法第11条の2第1項の規定による農用地の土壌の常時監視					○						
		11　法第11条の2第2項の規定による常時監視結果の環境大臣への報告					○						
		12　法第12条の規定による農用地の土壌の汚染状況の公表					○						
		13　法第13条第1項の規定による立入調査等					○						
		14　法第14条第2項の規定による関係行政機関等の長に対する協力の要請及び意見の具申				○							
		15　法第14条の2第1項の規定による環境大臣の指示の受理				○							
		16　法第14条の2第2項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の指示の受理				○							
15	土壌汚染対策法（平成14 年法律第 53 号）の施行に関する事務	1　法第3条第1項の規定による調査報告の受理及び同項ただし書による確認								○			地域防災総合事務所等
		2　法第 3 条第 3 項の規定による通知								○			地域防災総合事務所等
		3　法第 3 条第 4 項の規定による命令							○				地域防災総合事務所等
		4　法第3条第5項の規定による届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		5　法第3条第6項の規定による確認の取消し								○			地域防災総合事務所等
		6　法第3条第7項の規定による届出の								○			地域防災総

受理											合事務所等
7　法第3条第8項の規定による命令							○				地域防災総合事務所等
8　法第4条第1項の規定による届出の受理								○			地域防災総合事務所等
9　法第4条第3項の規定による命令							○				地域防災総合事務所等
10　法第5条第1項の規定による命令							○				地域防災総合事務所等
11　法第5条第2項の規定による公告					○						
12　法第6条第1項の規定による要措置区域の指定				○							
13　法第6条第2項の規定による区域の指定の公示（法第11条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
14　法第6条第4項の規定による区域の指定の解除				○							
15　法第6条第5項の規定による区域の指定の解除の公示（法第11条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
16　法第7条第1項の規定による要措置区域における計画の提出の指示					○						
17　法第7条第1項ただし書による指示					○						
18　法第7条第2項の規定による命令				○							
19　法第7条第3項の規定による計画の受理					○						
20　法第7条第4項の規定による命令				○							
21　法第7条第5項の規定による通知					○						
22　法第7条第8項の規定による命令				○							
23　法第7条第9項の規定による報告の受理					○						
24　法第7条第10項の規定による公告					○						
25　法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定				○							
26　法第11条第2項の規定による指定の解除				○							
27　法第12条第1項の規定による届出の受理					○						
28　法第12条第1項第1号の規定による確認					○						
29　法第12条第2項の規定による届出の受理					○						
30　法第12条第3項の規定による届出の受理					○						
31　法第12条第4項の規定による届出の受理					○						
32　法第12条第5項の規定による計画変更命令					○						
33　法第14条第3項の規定による区域の指定				○							
34　法第14条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査					○						

35　法第15条第1項の規定による台帳の調製					○						
36　法第15条第3項の規定による台帳の閲覧請求の受理					○						
37　法第16条第1項の規定による届出の受理					○						
38　法第16条第2項の規定による届出の受理					○						
39　法第16条第3項の規定による届出の受理					○						
40　法第16条第4項の規定による措置命令				○							
41　法第19条第1項の規定による措置命令				○							
42　法第20条第6項の規定による届出の受理					○						
43　法第22条第1項の規定による許可				○							
44　法第22条第9項の規定による届出の受理					○						
45　法第23条第1項の規定による変更の許可				○							
46　法第23条第3項の規定による届出の受理					○						
47　法第23条第4項の規定による届出の受理					○						
48　法第24条第1項の規定による改善命令				○							
49　法第25条第1項の規定による許可の取消し等				○							
50　法第27条第2項の規定による措置命令				○							
51　法第27条の2第1項の規定による承認				○							
52　法第27条の3第1項の規定による承認				○							
53　法第27条の4第1項の規定による承認				○							
54　法第27条の5の規定に基づく協議				○							
55　法第29条の規定による指定				○							
56　法第32条第1項の規定による指定の更新				○							
57　法第35条第1項の規定による届出の受理					○						
58　法第36条第3項の規定による命令				○							
59　法第37条第1項の規定による届出の受理					○						
60　法第39条第1項の規定による措置命令				○							
61　法第40条第1項の規定による届出の受理					○						
62　法第42条第1項の規定による指定の取消し				○							
63　法第43条第1項の規定による公示					○						
64　法第54条第1項の規定による報告											

の徴収及び立入検査											
(1)　本庁の事務に係るもの					○						
(2)　(1)以外に係るもの								○			地域防災総合事務所等
65　法第54条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査					○						
66　法第54条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査					○						
67　法第54条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査					○						
68　法第55条第1項の規定による協議											
(1)　本庁の事務に係るもの					○						
(2)　(1)以外に係るもの								○			地域防災総合事務所等
69　法第56条第1項の規定による環境大臣に対する資料の提出及び説明					○						
70　法第56条第2項の規定による関係行政機関等の長に対する協力要請及び意見具申											
(1)　本庁の事務に係るもの					○						
(2)　(1)以外に係るもの								○			地域防災総合事務所等
71　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第1条第1項の規定による延長								○			地域防災総合事務所等
72　規則第3条第3項の規定による通知								○			地域防災総合事務所等
73　規則第16条第5項の規定による届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
74　規則第21条の規定による通知								○			地域防災総合事務所等
75　規則第25条第1項第5号の規定による指定				○							
76　規則第36条の3第1項の規定による計画の受理					○						
77　規則第44条第3項の規定による確認（規則第50条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
78　規則第44条第4項の規定による条件の付加（規則第50条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
79　規則第44条第5項の規定による確認の取消し（規則第50条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
80　規則第45条第3項の規定による確認					○						
81　規則第46条第3項の規定による確認（規則第50条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）					○						
82　規則第50条第1項第1号ロの規定の確認					○						
83　規則第52条の5第1項の規定による届出の受理					○						
84　規則第52条の6第1項の規定による届出の受理					○						

		85　規則第52条の6第2項の規定による届出の受理					○						
		86　規則第52条の7第1項の規定による届出の受理					○						
		87　規則第52条の8第1項の規定による確認の取消し					○						
		88　規則第60条第3項の規定による認定					○						
		89　汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第20号の規定による確認					○						
		90　省令第5条第21号ロの規定による確認					○						
		91　省令第13条第3項の規定による報告の受理					○						
		92　省令第17条第2項の規定による許可書の書換え又は再交付					○						
16	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）の施行に関する事務	1　法第14条第1項の規定による地域計画の作成（同条第7項において準用する場合を含む。）			○								
		2　法第14条第4項の規定による意見の聴取					○						
		3　法第14条第5項の規定による協議会への付議					○						
		4　法第14条第6項の規定による地域計画の公表					○						
		5　法第15条第1項の規定による協議会の設置			○								
		6　法第16条第1項の規定による海岸漂着物対策活動推進員の委嘱					○						
		7　法第16条第2項の規定による海岸漂着物対策活動推進団体の指定			○								
		8　法第19条第1項の規定による他の都道府県知事に対する協力要請				○							
		9　法第20条の規定による環境大臣等への協力要請				○							
17	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	1　法第3条第5項の規定によるばい煙の排出基準の設定についての環境省令の制定又は改廃に係る知事の意見の具申				○							
		2　法第4条第3項の規定による排出基準を定める場合の環境大臣への通知				○							
		3　法第5条の規定による排出基準に関する環境大臣からの勧告の受理				○							
		4　法第5条の2第1項の規定による指定ばい煙総量削減計画の作成			○								
		5　法第5条の2第1項及び第3項の規定による総量規制基準の設定				○							
		6　法第5条の2第5項の規定による地域指定についての具申			○								
		7　法第5条の2第6項の規定による地域指定についての政令の制定又は改廃に係る知事の意見の具申			○								
		8　法第5条の2第7項の規定による総量規制基準の設定又は改廃の公示					○						
		9　法第5条の3第2項の規定による環境審議会その他の合議制の機関及び					○						

		関係市町長の意見の聴取（法第5条の3第6項において準用する場合を含む。次号及び第11号の規定において同じ。）										
		10　法第5条の3第3項の規定による指定ばい煙総量削減計画に係る事項の環境大臣との協議			○							
		11　法第5条の3第4項の規定による指定ばい煙総量削減計画策定の公告				○						
		12　法第5条の3第5項の規定による指定ばい煙総量削減計画の変更		○								
		13　法第6条第1項の規定によるばい煙発生施設設置届出書の受理							○			地域防災総合事務所等
		14　法第7条第1項の規定によるばい煙発生施設使用届出書の受理							○			地域防災総合事務所等
		15　法第8条第1項の規定によるばい煙発生施設変更届出書の受理							○			地域防災総合事務所等
		16　法第9条の規定による計画の変更命令及び計画の廃止命令							○			地域防災総合事務所等
		17　法第9条の2の規定による指定ばい煙処理方法の改善及び使用燃料の変更命令							○			地域防災総合事務所等
		18　法第10条第2項の規定による実施の制限期間の短縮承認（法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。）							○			地域防災総合事務所等
		19　法第11条の規定による氏名等の変更及び使用廃止の届出の受理（法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）								○		地域防災総合事務所等
		20　法第12条第3項の規定による承継の届出書の受理								○		地域防災総合事務所等
		21　法第14条第1項の規定によるばい煙発生施設に係る改善命令及びばい煙発生施設の使用の一時停止命令							○			地域防災総合事務所等
		22　法第14条第3項の規定による指定ばい煙処理方法の改善及び使用燃料の変更命令							○			地域防災総合事務所等
		23　法第15条第4項の規定による燃料使用基準についての政令の制定又は改廃に係る知事の意見の具申			○							
		24　法第15条の2第1項の規定による燃料使用基準の適合勧告							○			地域防災総合事務所等
		25　法第15条の2第2項の規定による燃料使用基準の適合命令							○			地域防災総合事務所等
		26　法第15条の2第3項の規定による燃料使用基準の設定			○							
		27　法第15条の2第4項の規定による指定地域の区分及び燃料使用基準の決定			○							
		28　法第15条の2第5項の規定による燃料使用基準の設定又は改廃の公示				○						
		29　法第17条第3項の規定による事故の拡大及び再発防止の措置命令							○			地域防災総合事務所等
		30　法第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設設置届出							○			地域防災総合事務所等

書の受理												
31　法第17条の6第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設使用届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
32　法第17条の7第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設変更届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
33　法第17条の8の規定による計画の変更命令及び計画の廃止命令								○			地域防災総合事務所等
34　法第17条の11の規定による揮発性有機化合物排出施設に係る改善命令及び使用の一時停止命令								○			地域防災総合事務所等
35　法第18条第1項の規定による一般粉じん発生施設設置届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
36　法第18条第3項の規定による一般粉じん発生施設変更届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
37　法第18条の2第1項の規定による一般粉じん発生施設使用届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
38　法第18条の4の規定による基準適合命令及び一般粉じん発生施設の使用の一時停止命令								○			地域防災総合事務所等
39　法第18条の6第1項の規定による特定粉じん発生施設設置届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
40　法第18条の6第3項の規定による特定粉じん発生施設変更届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
41　法第18条の7第1項の規定による特定粉じん発生施設使用届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
42　法第18条の8の規定による計画の変更命令及び計画の廃止命令								○			地域防災総合事務所等
43　法第18条の11の規定による特定粉じん発生施設に係る改善命令及び特定粉じん発生施設の使用の一時停止命令								○			地域防災総合事務所等
44　法第18条の15第6項の規定による事前調査結果報告の受理								○			地域防災総合事務所等
45　法第18条の17第1項及び第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
46　法第18条の18の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画変更命令								○			地域防災総合事務所等
47　法第18条の21の規定による特定粉じん排出等作業に係る作業基準適合命令等								○			地域防災総合事務所等
48　法第18条の28第1項の規定による水銀排出施設設置届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
49　法第18条の29第1項の規定による水銀排出施設使用届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
50　法第18条の30第1項の規定による水銀排出施設変更届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
51　法第18条の31の規定による計画の変更命令及び計画の廃止命令								○			地域防災総合事務所等
52　法第18条の34第1項の規定による水銀排出施設の改善及び使用の一時停止等の勧告								○			地域防災総合事務所等

		53　法第18条の34第2項の規定による水銀排出施設の改善及び使用の一時停止等の命令								○			地域防災総合事務所等
		54　法第20条の規定による自動車排出ガス濃度の測定					○						
		55　法第21条第1項の規定による県公安委員会に対する措置要請				○							
		56　法第21条第3項の規定による道路管理者又は関係行政機関の長に対する意見の具申				○							
		57　法第22条第1項の規定による常時監視					○						
		58　法第22条第2項の規定による常時監視結果の環境大臣への報告					○						
		59　法第23条第1項の規定による緊急時における一般への周知及びばい煙排出者等に対するばい煙削減等の要請					○						
		60　法第23条第2項の規定によるばい煙排出者等に対する措置命令								○			地域防災総合事務所等
		61　法第23条第2項の規定による県公安委員会に対する措置要請				○							
		62　法第24条の規定による大気の汚染状況の公表					○						
		63　法第26条第1項の規定による報告徴収及び立入検査								○			地域防災総合事務所等
		64　法第27条第2項の規定による関係行政機関の長からの通知の受理								○			地域防災総合事務所等
		65　法第27条第3項の規定による関係行政機関の長に対する措置要請							○				地域防災総合事務所等
		66　法第27条第4項の規定による関係行政機関の長からの通知の受理								○			地域防災総合事務所等
		67　法第27条第5項の規定による関係行政機関の長に対する協議							○				地域防災総合事務所等
		68　法第28条第1項の規定による環境大臣に対する資料の提出及び説明					○						
		69　法第28条第2項の規定による関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の具申				○							
		70　法第28条の2の規定による環境大臣の指示の受理					○						
		71　法第31条第2項の規定による市長からの通知の受理						○					
		72　法附則第10項の規定による指定物質の排出又は飛散の抑制に係る勧告								○			地域防災総合事務所等
		73　法附則第11項の規定による指定物質排出施設に係る報告の徴収								○			地域防災総合事務所等
		74　法附則第12項の規定による環境大臣の指示の受理					○						
18	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）の施行に	1　法第5条第2項の規定による指定地域の指定についての具申（法第5条第7項において準用する場合を含む。以下この項の規定において同じ。）			○								
		2　法第5条第3項の規定による指定地域の指定についての知事の意見の具申			○								

	関する事務	3　法第5条第4項の規定による関係市町長の意見の聴取					○						
		4　法第5条第5項の規定による環境大臣からの通知の受理					○						
		5　法第5条第6項の規定による関係市町長への通知					○						
19	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の施行に関する事務	1　法第6条第3項の規定による環境大臣への申出（法第8条第3項において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）			○								
		2　法第6条第4項の規定による環境大臣への意見の具申			○								
		3　法第6条第6項の規定による環境大臣への意見の具申（法第6条第8項及び第8条第3項において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）				○							
		4　法第6条第7項の規定による窒素酸化物総量削減基本方針の受理					○						
		5　法第7条第1項の規定による窒素酸化物総量削減計画の策定			○								
		6　法第7条第3項の規定による協議会の意見聴取及び環境大臣との協議（法第7条第6項及び第9条第3項において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）				○							
		7　法第7条第5項の規定による窒素酸化物総量削減計画の公告					○						
		8　法第9条第1項の規定による粒子状物質総量削減計画の策定			○								
		9　法第10条第1項の規定による協議会の設置			○								
		10　法第12条第3項の規定による環境大臣への意見の具申				○							
		11　法第13条第2項の規定による環境大臣への意見の具申（法第13条第4項において準用する場合を含む。）				○							
		12　法第15条第1項の規定による窒素酸化物重点対策地区の指定			○								
		13　法第15条第2項の規定による関係市町長の意見聴取及び県公安委員会等との協議（法第15条第4項及び第17条第2項において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）				○							
		14　法第15条第3項の規定による公表及び関係市町長への通知					○						
		15　法第16条第1項の規定による窒素酸化物重点対策計画の策定			○								
		16　法第17条第1項の規定による粒子状物質重点対策地区の指定			○								
		17　法第18条第1項の規定による粒子状物質重点対策計画の策定			○								
		18　法第20条第1項の規定による特定建物届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		19　法第21条第1項の規定による特定建物を設置している者の変更事項届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		20　法第23条第1項の規定による届出事項変更届出書の受理								○			地域防災総合事務所等

21　法第23条第2項の規定による届出事項変更届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
22　法第23条第5項の規定による特定建物廃止届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
23　法第24条第1項の規定による意見陳述又は通知					○						
24　法第24条第2項の規定による県公安委員会との協議					○						
25　法第24条第4項の規定による届出事項変更届出書又は通知の受理								○			地域防災総合事務所等
26　法第25条第1項の規定による勧告					○						
27　法第25条第3項の規定による県公安委員会との協議					○						
28　法第25条第4項の規定による届出事項変更届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
29　法第25条第7項の規定による公表					○						
30　法第27条第3項の規定による承継届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
31　法第28条第1項の規定による特定建物の設置者への報告の徴収					○						
32　法第28条第2項の規定による特定建物において事業を行う者への報告の徴収					○						
33　法第32条の規定による事業者に対する指導及び助言					○						
34　法第33条の規定による特定事業者からの計画書の受理								○			地域防災総合事務所等
35　法第34条の規定による特定事業者からの報告書の受理								○			地域防災総合事務所等
36　法第35条第1項の規定による特定事業者に対する勧告					○						
37　法第35条第2項の規定による特定事業者の公表					○						
38　法第35条第3項の規定による特定事業者に対する命令					○						
39　法第36条第1項の規定による周辺地域内事業者からの計画書の受理											
(1)　県外に事業場がある周辺地区内事業者に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
40　法第36条第4項の規定による周辺地域指定の環境大臣への申出			○								
41　法第37条の規定による周辺地域内事業者からの報告書の受理											
(1)　県外に事業場がある周辺地区内事業者に係るもの					○						
(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
42　法第38条の規定による周辺地域内事業者に対する指導及び助言					○						
43　法第39条第1項の規定による周辺地域内事業者に対する勧告					○						
44　法第39条第2項の規定による周辺地域内事業者の公表					○						

		45　法第41条第1項の規定による対象自動車使用事業者に対する報告の徴収及び立入検査					○						
		46　法第41条第2項の規定による特定事業者に対する報告の徴収及び立入検査					○						
		47　法第41条第3項の規定による周辺地域内自動車使用事業者に対する報告の徴収及び立入検査					○						
		48　法第41条第4項の規定による周辺地域内事業者に対する報告の徴収及び立入検査					○						
		49　法第42条第1項の規定による環境大臣への通知					○						
		50　法第43条第3項の規定による国土交通大臣への要請				○							
		51　法第43条第2項及び第4項の規定による国土交通大臣からの通知の受理					○						
		52　法第45条第1項の規定による環境大臣への資料等の提出					○						
		53　法第45条第2項の規定による関係行政機関の長等に対する協力依頼及び意見の陳述					○						
20	騒音規制法（昭和43年法律第98号）の施行に関する事務	1　法第3条第1項の規定による騒音を規制する地域の指定			○								
		2　法第3条第2項の規定による地域の指定、変更及び廃止に関する関係市町長の意見聴取					○						
		3　法第3条第3項の規定による地域の指定、変更及び廃止に係る公示					○						
		4　法第4条第1項の規定による規制基準の設定				○							
		5　法第4条第3項の規定による規制基準の設定、変更及び廃止に係る公示					○						
		6　法第18条第1項の規定による自動車騒音の常時監視					○						
		7　法第18条第2項の規定による常時監視結果の環境大臣への報告					○						
		8　法第19条第1項の規定による常時監視結果の公表					○						
		9　法第19条の2第1項の規定による環境大臣の指示の受理					○						
		10　法第22条の規定による関係行政機関等の長に対する協力の要請及び意見の具申				○							
21	悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の施行に関する事務	1　法第3条の規定による規制地域の指定			○								
		2　法第4条の規定による規制基準の設定				○							
		3　法第5条第1項及び第2項の規定による規制地域等に関する市町長の意見の聴取					○						
		4　法第6条の規定による規制地域等の指定等の公示					○						
		5　法第9条の規定による市町長からの措置要請書の受理					○						

		6　法第21条第1項の規定による関係行政機関等の長に対する協力の要請				○							
22	振動規制法（昭和51年法律第64号）の施行に関する事務	1　法第3条第1項の規定による振動規制地域の指定			○								
		2　法第3条第2項の規定による地域の指定、変更及び廃止に関する関係市町長の意見聴取					○						
		3　法第3条第3項の規定による地域の指定、変更及び廃止に係る公示					○						
		4　法第4条第1項の規定による規制基準の設定				○							
		5　法第4条第3項の規定による規制基準の設定、変更及び廃止に係る公示					○						
		6　法第20条の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要請及び意見の具申				○							
23	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関する事務	1　法第3条第3項の規定による公害防止統括者の選任等の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
		2　法第4条第3項の規定による公害防止管理者の選任等の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
		3　法第5条第3項の規定による公害防止主任管理者の選任等の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
		4　法第6条第2項の規定による公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者の代理者の選任等の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
		5　法第6条の2第2項の規定による承継の届出の受理									○		地域防災総合事務所等
		6　法第10条の規定による公害統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者（次号において「公害防止統括者等」という。）の解任命令								○			地域防災総合事務所等
		7　法第11条第1項の規定による公害防止統括者等の職務の実施状況の報告の徴収及び立入検査								○			地域防災総合事務所等
24	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第26号）の施行に関する事務	1　条例第8条第2項の規定による埋立て等の停止等の命令			○								
		2　条例第8条第3項の規定による土砂等の撤去等の命令			○								
		3　条例第9条の規定による許可					○						
		4　条例第13条の規定による市町長への意見聴取					○						
		5　条例第15条第1項の規定による変更許可					○						
		6　条例第15条第5項の規定による軽微な変更の届出の受理					○						
		7　条例第17条の規定による土砂等の埋立て等の着手の届出の受理					○						
		8　条例第18条第2項の規定による土砂等の搬入の報告の受理					○						
		9　条例第20条の規定による埋立て等に使用した土砂等の量の報告の受理					○						
		10　条例第21条第1項及び第2項の規定による水質調査結果等の報告の受理					○						
		11　条例第21条第3項の規定による水					○						

		質基準及び土砂基準に適合していないことを確認したときの報告の受理											
		12　条例第23条第3項の規定による関係書類の閲覧					○						
		13　条例第24条第1項の規定による土砂等の埋立て等の完了等の届出の受理					○						
		14　条例第24条第2項の規定による確認の通知					○						
		15　条例第25条第1項の規定による地位の承継の承認					○						
		16　条例第26条の規定による埋立て等の停止の命令等			○								
		17　条例第27条の規定による許可の取消し又は停止の命令			○								
		18　条例第28条第2項の規定による土地の所有者からの報告の受理					○						
		19　条例第29条第1項の規定による勧告					○						
		20　条例第29条第2項の規定による措置の命令			○								
		21　条例第30条第1項及び第4項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定			○								
		22　条例第30条第2項の規定による公示					○						
		23　条例第30条第5項及び第6項の規定による立入検査及び調査等											
		(1)　本庁の実施に係るもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		24　条例第32条第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の解除			○								
		25　条例第32条第2項の規定により準用する第30条第2項に規定する公示					○						
		26　条例第33条第1項の規定による報告の徴収											
		(1)　本庁の実施に係るもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		27　条例第33条第2項の規定による立入等											
		(1)　本庁の実施に係るもの					○						
		(2)　(1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
		28　条例第34条第1項の規定による公表					○						
		29　条例第34条第2項の規定による公表に係る者への意見の聴取等					○						
		30　第35条第1項及び第2項に規定する警察本部長への意見聴取					○						
		31　第35条第3項に規定する関係行政機関又は関係市町への照会等					○						
25	ダイオキシン類対策特別措置法（平	1　法第8条第5項の規定による排出基準を定める場合の環境大臣及び関係都道府県知事への通知				○							

成 11 年法律第 105 号）の施行に関する事務	2　法第9条の規定による排出基準に関する環境大臣からの勧告の受理				○							
	3　法第 10 条第 1 項の規定による総量削減計画の作成			○								
	4　法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による総量規制基準の設定				○							
	5　法第 10 条第 5 項の規定による地域指定についての環境大臣への具申			○								
	6　法第 10 条第 6 項の規定による地域指定についての住民からの具申の受理					○						
	7　法第 10 条第 7 項の規定による地域指定についての政令の制定又は改廃に係る知事の意見の具申			○								
	8　法第 10 条第 8 項の規定による総量規制基準の設定又は改廃の公示					○						
	9　法第 11 条第 2 項の規定による審議会その他の合議制機関、関係市町長及び指定地域住民の意見の聴取（法第 11 条第 6 項において準用する場合を含む。次号及び第 11 号の規定において同じ。）					○						
	10　法第11条第3項の規定による総量削減計画作成に当たっての環境大臣との協議				○							
	11　法第11条第4項の規定による総量削減計画作成の公告					○						
	12　法第11条第5項の規定による総量削減計画の変更			○								
	13　法第12条第1項の規定による特定施設設置届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
	14　法第13条第1項及び第2項の規定による特定施設使用届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
	15　法第14条第1項の規定による特定施設変更届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
	16　法第15条の規定による計画の変更及び廃止の命令								○			地域防災総合事務所等
	17　法第16条の規定による総量規制基準適用事業場に係る処理方法等の改善命令								○			地域防災総合事務所等
	18　法第17条第2項の規定による実施の制限期間の短縮承認								○			地域防災総合事務所等
	19　法第18条の規定による氏名等の変更届出書及び使用廃止届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
	20　法第19条第3項の規定による承継届出書の受理									○		地域防災総合事務所等
	21　法第22条第1項の規定による特定施設に係る改善命令及び一時停止命令								○			地域防災総合事務所等
	22　法第22条第3項の規定による総量規制基準適用事業場に係る処理方法等の改善命令								○			地域防災総合事務所等
	23　法第23条第2項の規定による事故の状況の通報の受理								○			地域防災総合事務所等
	24　法第23条第3項の規定による事故の拡大又は再発防止の措置命令								○			地域防災総合事務所等
	25　法第23条第4項の規定による環境大臣への報告					○						

26　法第 26 条第 1 項の規定による大気、水質及び土壌の常時監視					○						
27　法第26条第2項の規定による常時監視結果の環境大臣への報告					○						
28　法第27条第1項の規定による国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長との協議				○							
29　法第27条第2項の規定による調査測定結果の受理					○						
30　法第27条第3項の規定による調査測定結果の公表					○						
31　法第27条第4項の規定による土壌の汚染状況に係る立入検査								○			地域防災総合事務所等
32　法第28条第3項の規定による測定結果報告の受理								○			地域防災総合事務所等
33　法第28条第4項の規定による測定結果の公表					○						
34　法第29条第1項の規定による土壌汚染対策地域の指定			○								
35　法第29条第3項の規定による土壌汚染対策地域の指定に係る審議会その他の合議制機関及び関係市町長の意見の聴取（法第30条第2項において準用する場合を含む。次号の規定において同じ。）					○						
36　法第29条第4項の規定による土壌汚染対策地域の指定に係る公告、環境大臣への報告及び関係市町長への通知					○						
37　法第29条第5項の規定による土壌汚染対策地域の指定に係る市町長の要請の受理					○						
38　法第30条第1項の規定による土壌汚染対策地域の区域の変更及び指定の解除			○								
39　法第31条第1項の規定による土壌汚染対策計画の策定			○								
40　法第31条第3項の規定による関係市町長及び対策地域住民の意見聴取（法第32条第2項において準用する場合を含む。次号及び第42号の規定において同じ。）					○						
41　法第31条第4項の規定による土壌汚染対策計画の策定に係る環境大臣との協議				○							
42　法第31条第6項の規定による土壌汚染対策計画の公告及び関係市町長への通知					○						
43　法第32条第1項の規定による土壌汚染対策計画の変更			○								
44　法第34条第1項の規定による報告徴収及び立入検査								○			地域防災総合事務所等
45　法第35条第2項の規定による国の行政機関の長からの通知の受理								○			地域防災総合事務所等
46　法第35条第3項の規定による国の行政機関の長に対する措置の要請							○				地域防災総合事務所等
47　法第35条第4項の規定による国の行政機関の長が講じた措置の通知の受理								○			地域防災総合事務所等

		48　法第36条第1項の規定による環境大臣への資料の提出及び説明					○						
		49　法第36条第2項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力要請及び意見の具申				○							
		50　法第37条の規定による健康被害防止のための環境大臣の指示の受理					○						
		51　法第41条第2項の規定による政令で定める市の長からの通知の受理						○					
26	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の施行に関する事務	1　法第5条第3項の規定による届出に係る事項に関する意見の添付					○						
		2　法第6条第3項の規定による通知の受理					○						
		3　法第7条第2項の規定による通知の受理					○						
		4　法第7条第3項の規定による通知の受理					○						
		5　法第7条第5項の規定による主務大臣に対する説明要求				○							
		6　法第8条第2項の規定による通知の受理					○						
		7　法第8条第4項の規定による通知の受理					○						
		8　法第8条第5項の規定による集計及び結果公表					○						
		9　法第13条の規定による行政機関の長に対する資料の提供要求及び意見の具申				○							
27	温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関する事務	1　法第3条の規定による土地掘削の許可等					○						
		2　法第5条第2項の規定による土地掘削許可の有効期間の更新（法第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。次号から第10号までの規定において同じ。）					○						
		3　法第6条第1項又は第7条第1項の規定による土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認							○				地域防災総合事務所等
		4　法第7条の2第1項の規定による掘削施設又は法第11条第1項による増掘施設の変更の許可							○				地域防災総合事務所等
		5　法第8条の規定による工事の完了又は廃止の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
		6　法第8条第3項の規定による措置命令					○						
		7　法第9条の規定による許可の取消し等					○						
		8　法第9条第2項の規定による措置命令					○						
		9　法第9条の2の規定による緊急措置命令等					○						
		10　法第10条の規定による原状回復命令					○						
		11　法第11条第1項の規定による増掘又は動力の装置の許可					○						
		12　法第12条の規定による温泉採取の				○							

制限命令等											
13　法第13条第1項の規定による環境大臣への協議					○						
14　法第14条の規定による温泉保護に必要な措置命令等				○							
15　法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可								○			地域防災総合事務所等
16　法第14条の3又は第14条の4の規定による温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認								○			地域防災総合事務所等
17　法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認								○			地域防災総合事務所等
18　法第14条の6の規定による確認を受けた地位の承継の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
19　法第14条の7の規定による温泉採取施設等の変更の許可								○			地域防災総合事務所等
20　法第14条の8の規定による温泉採取事業廃止の届出等の受理								○			地域防災総合事務所等
21　法第14条の9の規定による許可の取消し等								○			地域防災総合事務所等
22　法第14条の10の規定による緊急措置命令等				○							
23　法第15条の規定による温泉利用の許可								○			地域防災総合事務所等
24　法第16条第1項又は第17条第1項の規定による温泉利用の許可の地位の承継の承認								○			地域防災総合事務所等
25　法第18条第4項の規定による温泉の成分等の掲示内容の届出の受理								○			地域防災総合事務所等
26　法第18条第5項の規定による温泉成分等の掲示内容の変更命令							○				地域防災総合事務所等
27　法第19条の規定による温泉成分分析を行う者の登録等					○						
28　法第20条の規定による登録分析機関の登録事項の変更の届出の受理					○						
29　法第21条第1項の規定による登録分析機関の廃止の届出の受理					○						
30　法第22条の規定による登録分析機関の登録の抹消					○						
31　法第25条の規定による登録分析機関の登録の取消し					○						
32　法第28条第1項の規定による温泉成分分析を行う者に対する報告徴収及び立入検査					○						
33　法第30条の規定による改善の指示							○				地域防災総合事務所等
34　法第31条の規定による温泉利用許可の取消し等								○			地域防災総合事務所等
35　法第33条の規定による公開聴聞											
(1)　本庁の所掌に係るもの					○						
(2)　(1)以外に係るもの								○			地域防災総合事務所等
36　法第34条の規定による報告の徴収											
(1)　本庁の所掌に係るもの					○						
(2)　(1)以外に係るもの								○			地域防災総

													合事務所等
		37　法第35条第1項の規定による立入検査											
		(1)　本庁の所掌に係るもの					○						
		(2)　(1)以外に係るもの								○			地域防災総合事務所等
		38　温泉法施行細則（平成5年三重県規則第24号）第9条の規定による温泉利用廃止届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		39　規則第10条の規定による住所・氏名変更届出書等の受理								○			地域防災総合事務所等
		40　規則第11条の規定による温泉ゆう出量変化届出書の受理								○			地域防災総合事務所等
		41　規則第12条の規定による温泉利用状況報告書の受理								○			地域防災総合事務所等
28	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）の施行に関する事務	1　法第18条第1項の規定による技術基準適合命令								○			地域防災総合事務所等
		2　法第18条第2項の規定による主務大臣への報告					○						
		3　法第28条第2項の規定による指導及び助言								○			地域防災総合事務所等
		4　法第28条第3項の規定による主務大臣への報告					○						
		5　法第29条第2項の規定による報告の徴収								○			地域防災総合事務所等
		6　法第29条第4項の規定による主務大臣への報告					○						
		7　法第30条第2項の規定による立入検査								○			地域防災総合事務所等
		8　法第30条第4項の規定による主務大臣への報告					○						

別表第一地域連携部地域連携総務課の表から別表第一地域連携部東紀州振興課の表までを削る。

別表第一農林水産部担い手支援課の表第一号の項第十一号の項中「第13条の2第4項」を「第13条の2第7項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

11　法第12条第6項の規定による同意					○						
12　法第12条第11項の規定による協議					○						

別表第一農林水産部担い手支援課の表第二号の項中第二十四号を削り、同項第二十三号中「賃貸借又は使用貸借」を「賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号を次のように改め、同号を同項第二十三号とする。

23　法第20条の規定により設定、移転若しくは締結されたとものとみなされた農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、経営受託権に係る農業経営の委託、農作業の受託に係る契約又は解除の承認					○						

別表第一農林水産部担い手支援課の表第二号の項中第二十一号を削り、同項第二十号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同号を同項第二十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

21　法第18条第6項の規定による協議					○						

別表第一農林水産部担い手支援課の表第二号の項第十九号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

10　法第7条第2項の規定による農地中間管理機構の役員の解任命令				○							

別表第一農林水産部担い手支援課の表第十七号の項を次のように改める。

17	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年30生産第2218号）に関する事務	1　要綱第7の3に係る事業実施状況報告					○						
		2　要綱第8の3に係る評価報告					○						
		3　要綱別記2のⅡの第3の1及び別記2のⅢの第3の1に係る状況報告					○						

別表第一農林水産部担い手支援課の表第十八号の項第三号中「第2の2」を「第2の3」に改め、同項第五号中「第5の1」を「第5の2」に改める。

別表第一農林水産部農産園芸課の表第二号の項第六号中「第6条第4項」を「第5条第4項」に改め、同表第九号の項第一号中「第3条1項」を「第3条第1項」に改め、同項第二号中「第3条3項」を「第3条第3項」に改め、同表第十号の項第一号中「第4条1項」を「第4条第1項」に改め、同項第二号中「第4条3項」を「第4条第3項」に改め、同表第十一号の項を次のように改める。

11	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年4農産第3506号）に関する事務	1　交付等要綱別記2第10の1の規定による都道府県実施方針の提出					○						
		2　交付等要綱別記2第10の5の(1)の規定による都道府県事業計画の提出					○						
		3　交付等要綱別記2第10の5の(3)の規定による産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の承認					○						
		4　交付等要綱別記2第10の5の(4)の規定による都道府県事業計画の変更					○						
		5　交付等要綱別記2第15の3の規定による事業実施状況の報告					○						
		6　交付等要綱別記2第16の3の規定による評価結果の報告					○						

別表第一農林水産部農産園芸課の表第十三号の項を次のように改める。

13	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第2条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の認定を受けている導入計画に関する事務	1　旧持続農業法第5条第2項の規定による認定の取消し					○						
		2　旧持続農業法第9条の規定による報告の徴収					○						

別表第一農林水産部農産園芸課の表第十四号の項を次のように改める。

14	有機農業の推進に関す	1　法第7条第1項の規定による推進計画の策定及び変更					○						

	る法律（平成18年法律第112号）の施行に関する事務	2　法第7条第2項の規定による推進計画の公表					○						

別表第1農林水産部農産園芸課の表第十六号の項を次のように改める。

16	廃止前の強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年30生産第2218号）に関する事務	1　要綱第8の2及び第8の3の規定による評価結果の報告					○						
		2　要綱第8の7の規定による交付対象事業の評価結果の公表					○						

別表第1農林水産部農産園芸課の表に次のように加える。

17	強い農業づくり総合支援交付金の交付等要綱（令和4年3農産第2890号）に関する事務	1　交付等要綱別記1第3の2の（1）及び（2）の規定による事業実施計画の提出及び協議（交付等要綱別記1第3の2の（4）ただし書の規定により準用する場合を含む。）					○						
		2　交付等要綱別記1第3の2の（4）の規定による事業内容の変更					○						
		3　交付等要綱別記1第3の3の（2）の規定による改善措置					○						
		4　交付等要綱別記1第3の3の（3）の規定による事業実施状況の報告					○						
		5　交付等要綱別記1第3の4の（2）の規定による改善措置					○						
		6　交付等要綱別記1第3の4の（3）の規定による評価結果の報告					○						
		7　交付等要綱別記1第3の4の（7）の規定による交付対象事業の評価結果の公表					○						
18	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行に関する事務	1　法第16条第1項の規定による基本計画の作成（変更を含む。）及び協議					○						
		2　法第16条第3項の規定による特定区域に係る公告及び縦覧（法第17条第3項の規定により基本計画の変更について準用する場合を含む。）					○						
		3　法第16条第9項の規定による基本計画の公表（法第17条第3項の規定により基本計画の変更について準用する場合を含む。）					○						
		4　法第17条第1項の規定による基本計画の変更に係る協議					○						
		5　法第17条第2項の規定による基本計画の軽微な変更に係る届出					○						
		6　法第18条の規定による報告					○						
		7　法第19条第1項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定					○						
		8　法第19条第6項の規定による協議（法第20条第4項の規定により環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定について準用する場合を含む。）					○						
		9　法第20条第1項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定					○						
		10　法第20条第3項の規定による認定の取消し					○						

11　法第21条第1項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定					○						
12　法第21条第6項の規定による協議（法第22条第4項の規定により特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定について準用する場合を含む。）					○						
13　法第21条第12項の規定による協議（法第22条第4項の規定により特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定について準用する場合を含む。）					○						
14　法第21条第13項の規定による意見聴取（法第22条第4項の規定により特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定について準用する場合を含む。）					○						
15　法第21条第17項の規定による意見聴取（法第22条第4項の規定により特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定について準用する場合を含む。）					○						
16　法第21条第18項の規定による通知（法第22条第4項の規定により特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定について準用する場合を含む。）					○						
17　法第21条第19項の規定による通知（法第22条第4項の規定により特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定について準用する場合を含む。）					○						
18　法第22条第1項の規定による特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定					○						
19　法第22条第3項の規定による認定の取消し					○						
20　法第31条第1項の規定による協定の認可					○						
21　法第32条第1項の規定による公告及び縦覧（法第34条第2項の規定により協定の変更の認可について準用する場合を含む。）					○						
22　法第33条第2項の規定による公告、縦覧及び明示（法第34条第2項の規定により協定の変更の認可について準用する場合を含む。）					○						
23　法第34条第1項の規定による協定の変更の認可					○						
24　法第36条第1項の規定による協定の廃止の認可					○						
25　法第36条第2項の規定による公告					○						
26　法第37条第1項の規定による協定の認可の取消し					○						
27　法第37条第2項の規定による通知及び公告					○						
28　法第39条第5項の規定による同意（法第40条第4項の規定により基盤確立事業実施計画の変更の認定について準用する場合を含む。）					○						

		29　法第39条第6項の規定による意見聴取（法第40条第4項の規定により基盤確立事業実施計画の変更の認定について準用する場合を含む。）					○						
		30　法第46条第1項の規定による報告の徴収					○						

別表第1農林水産部畜産課の表第三号の項中第十三号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

14　省令第38条及び第39条の規定による家畜人工授精所開設許可証の書換交付及び再交付									○		農林水産事務所等

別表第1農林水産部畜産課の表第三号の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

11　家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第9条及び第10条の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付及び再交付						○					

別表第1農林水産部畜産課の表第十四号の項中第十四号の次に次の二号を加える。

15　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和4年三重県規則第31号）第6条の規定による認定申請等の取下げの届出の受理					○						
16　規則第7条の規定による認定畜舎等の利用の取りやめの届出の受理					○						

別表第1農林水産部家畜防疫対策課の表第1号の項第十九号中「第12条の3第4項」を「第12条の3第5項」に改める。

別表第1農林水産部獣害対策課の表第二号の項を次のように改める。

2	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の施行に関する事務	1　法第4条の規定による鳥獣保護管理事業計画の決定及び変更					○						
		2　法第7条の規定による第一種特定鳥獣保護計画及び第7条の2の規定による第二種特定鳥獣管理計画の決定及び変更					○						
		3　法第7条第5項の規定による意見聴取（法第7条の2第3項、第12条第6項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）					○						
		4　法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可											
		(1)　有害鳥獣の捕獲及び飼養のための捕獲等の許可								○			農林水産事務所等
		(2)　(1)以外の事由に係る捕獲等の許可					○						
		5　法第9条第13項及び第66条の規定による捕獲した鳥獣等の報告の受理											
		(1)　県外に住所を有する者に係るもの					○						
		(2)　県内に住所を有する者に係るもの								○			農林水産事務所等
		6　法第12条第2項の規定による狩猟鳥獣の捕獲の禁止及び猟法の制限等					○						
		7　法第12条第4項の規定による環境大臣への届出					○						
		8　法第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定及び変更					○						
		9　法第15条の規定による指定猟法禁止区域の指定					○						

10　法第18条の2の規定による鳥獣捕獲等事業の認定及び法第18条の7の規定による鳥獣捕獲等事業の変更の認定					○						
11　法第18条の10第2項の規定による鳥獣捕獲等事業の認定の取り消し					○						
12　法第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定及び法第29条第1項の規定による特別保護地区の指定					○						
13　法第28条第6項の規定による公聴会の開催（法第29条第4項において準用する場合を含む。）					○						
14　法第29条第7項の規定による特別保護地区内における行為の許可								○			農林水産事務所等
15　法第32条第3項の規定による損失補償額の決定					○						
16　法第34条第1項の規定による休猟区の指定					○						
17　法第35条第1項の規定による特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の指定					○						
18 法第38条の2の規定による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（法第38条の2第6項の規定による許可証の交付及び法第38条の2第7項の規定による許可証の再交付を含む）					○						
19 法第38条の2第11項の規定による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の取り消し					○						
20　法第41条の規定による狩猟免許試験の実施					○						
21　法第43条の規定による狩猟免状、法第60条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付並びに法第61条の規定による狩猟者登録の変更											
(1)　県外に住所を有する者に係るもの					○						
(2)　県内に住所を有する者に係るもの								○			農林水産事務所等
22　法第46条第1項の規定による狩猟免許に係る住所及び氏名の変更の届出の受理								○			農林水産事務所等
23　法第46条第2項の規定による狩猟免状及び法第61条第5項の規定による狩猟者登録証等の再交付並びに法第9条第9項の規定による捕獲許可証の再交付											
(1)　県外に住所を有する者に係るもの					○						
(2)　県内に住所を有する者に係るもの								○			農林水産事務所等
24　法第51条の規定による適性試験、講習会審査等の計画の決定及び変更					○						
25　法第51条の規定による適性試験、講習会審査等の実施								○			農林水産事務所等
26　法第52条第1項及び第2項の規定による狩猟免許の取消し及び効力の停止					○						

		27　法第63条の規定による登録の抹消及び法第64条の規定による登録の取消し											
		(1)　県外に住所を有する者に係るもの					○						
		(2)　県内に住所を有する者に係るもの								○			農林水産事務所等
		28　法第68条の規定による猟区の認可及び法第71条の規定による猟区管理規程の変更認可					○						
		29　法第75条第1項の規定による報告の徴収並びに同条第2項及び第3項の規定による立入検査								○			農林水産事務所等
		30　法第75条第4項の規定による立入検査に係る証明書の交付					○						
		31　法第76条の規定による司法警察員の職務を行う者の指名に係る協議					○						
		32　法第79条第2項の規定による市町に対する指示								○			農林水産事務所等
		33　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第7条第11項の規定による捕獲許可証及び第12項の規定による従事者証に係る住所又は氏名の変更の届出並びに第13項の規定による捕獲許可証、第14項の規定による従事者証及び第65条第10項の規定による狩猟者登録証等の忘失の届出の受理											
		(1)　県外に住所を有する者に係るもの						○					
		(2)　県内に住所を有する者に係るもの								○			農林水産事務所等
		34　省令第62条第1項及び第2項の規定による違反行為等の通知					○						
		35　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年三重県規則第53号）第21条第4項の規定による公聴会の議長の指名					○						

別表第一農林水産部治山林道課の表中第十六号の項を削り、第十七号の項を第十六号の項とし、第十七号の項から第二十五号の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一農林水産部みどり共生推進課の表中第三号の項及び第四号の項を次のように改める。

3	自然公園法（昭和32年法律第161号）の施行に関する事務	1　法第5条第1項の規定による国立公園の区域指定に係る環境大臣への意見の具申				○							
		2　法第5条第2項の規定による国定公園の区域指定に係る環境大臣への申出				○							
		3　法第6条第1項の規定による国立公園の指定の解除に係る環境大臣への意見の具申				○							
		4　法第6条第1項の規定による国立公園の区域の変更に係る環境大臣への意見の具申				○							
		5　法第6条第2項の規定による国定公園の指定の解除に係る環境大臣への意見の具申等				○							
		6　法第6条第2項の規定による国定公園の区域の変更に係る環境大臣への				○							

		意見の具申等										
		7　法第7条第1項の規定による国立公園に関する公園計画の環境大臣への意見の具申				○						
		8　法第7条第2項の規定による国定公園に関する公園計画の環境大臣への申出				○						
		9　法第8条第1項の規定による国立公園に関する公園計画の廃止及び変更に係る環境大臣への意見の具申				○						
		10　法第8条第2項の規定による国定公園に関する公園計画の廃止及び変更に係る環境大臣への意見の具申等				○						
		11　法第8条の2第3項の規定による国定公園に関する公園計画の変更に係る環境大臣への申出の提案の受理					○					
		12　法第8条の2第4項の規定による国定公園に関する公園計画の変更に係る申出をする必要がないと判断した旨等の協議会への通知					○					
		13　法第9条第2項の規定による国定公園に関する公園事業の決定				○						
		14　法第9条第4項の規定による公園事業の決定の公示					○					
		15　法第9条第5項の規定による公園事業の廃止又は変更の公示					○					
		16　法第9条の2第3項において準用する同条第1項の規定による国定公園事業の決定又は変更の提案の受理					○					
		17　法第9条の2第3項において準用する同条第2項の規定による国定公園事業の決定又は変更をしない旨等の協議会への通知					○					
		18　法第10条第2項の規定による国立公園に関する公園事業の一部執行の環境大臣への協議										
		(1)　本庁の執行に係るもの					○					
		(2)　地域機関の執行に係るもの							○			農林水産事務所等
		19　法第10条第6項に規定する変更の協議										
		(1)　本庁の執行に係るもの					○					
		(2)　地域機関の執行に係るもの							○			農林水産事務所等
		20　法第10条第9項に規定する軽微な変更の届出										
		(1)　本庁の執行に係るもの					○					
		(2)　地域機関の執行に係るもの							○			農林水産事務所等
		21　法第13条の規定による届出										
		(1)　本庁の執行に係るもの					○					
		(2)　地域機関の執行に係るもの							○			農林水産事務所等
		22　法第14条第2項の規定による届出										
		(1)　本庁の執行に係るもの					○					
		(2)　地域機関の執行に係るもの							○			農林水産事

												務所等
		23　法第16条の規定による国定公園に関する公園事業の一部執行の審査、処理及び認可								○		農林水産事務所等
		24　法第16条の2第1項の規定による必要な協議を行うため組織する協議会の設立				○						
		25　法第16条の2第3項の規定による協議会の組織要請の受理					○					
		26　法第16条の2第4項の規定による協議会を組織した旨の公表					○					
		27　法第16条の2第5項の規定による協議会への加入の申出の受理					○					
		28　法第16条の2第7項の規定による必要な協力要請の受理					○					
		29　法第16条の3第1項の規定による利用拠点整備改善計画の認定申請					○					
		30　法第16条の7第3項において準用する法第16条の3第4項の規定による利用拠点整備改善計画の認定					○					
		31　法第16条の7第3項において準用する法第16条の3第6項の規定による利用拠点整備改善計画（概要）の公表					○					
		32　法第16条の7第3項において準用する法第16条の4第2項の規定による利用拠点整備改善計画の軽微な変更に係る届出の受理								○		農林水産事務所等
		33　法第16条の7第3項において準用する法第16条の4第3項の規定による利用拠点整備改善計画の変更認定								○		農林水産事務所等
		34　法第16条の7第3項において準用する法第16条の4第3項の規定による利用拠点整備改善計画の変更の公表					○					
		35　法第16条の7第3項において準用する法第16条の5第1項の規定による利用拠点整備改善計画の認定の取消								○		農林水産事務所等
		36　法第16条の7第3項において準用する法第16条の5第2項の規定による利用拠点整備改善計画の認定の取消の公表					○					
		37　法第16条の7第4項の規定による環境大臣への協議										
		(1)　本庁の執行に係るもの					○					
		(2)　地域機関の執行に係るもの								○		農林水産事務所等
		38　法第17条の規定による報告徴収及び立入検査								○		農林水産事務所等
		39　法第20条第1項の規定による国定公園の特別地域の指定				○						
		40　法第20条第3項の規定による国定公園の特別地域内の行為の許可								○		農林水産事務所等
		41　法第20条第5項の規定による国定公園の特別地域内の行為の許可に係る環境大臣への協議					○					
		42　法第20条第6項から第8項までの規定による国定公園の特別地域内の								○		農林水産事務所等

		行為の届出の受理										
		43　法第21条第1項の規定による国定公園の特別保護地区の指定				○							
		44　法第21条第3項の規定による国定公園の特別保護地区内の行為の許可								○			農林水産事務所等
		45　法第21条第5項の規定による国定公園の特別保護地区内の行為の許可に係る環境大臣への協議					○						
		46　法第21条第6項及び第7項の規定による国定公園の特別保護地区内の行為の届出の受理								○			農林水産事務所等
		47　法第22条第1項の規定による国定公園の海域公園地区の指定				○							
		48　法第22条第3項の規定による国定公園の海域公園地区内の行為の許可								○			農林水産事務所等
		49　法第22条第5項の規定による国定公園の海域公園地区内の行為の許可に係る環境大臣への協議					○						
		50　法第22条第6項及び第7項の規定による国定公園の海域公園地区内の行為の届出の受理								○			農林水産事務所等
		51　法第23条第1項の規定による国定公園の利用調整地区の指定				○							
		52　法第23条第2項において準用する法第5条第3項の規定による利用調整地区の指定及び指定の解除並びに区域変更の公示					○						
		53　法第24条第2項の規定による利用調整地区への立入認定申請の受理（同条第8項において準用する場合を含む。）								○			農林水産事務所等
		54　法第24条第3項の規定による利用調整地区への立入りの認定(同条第8項において準用する場合を含む。)								○			農林水産事務所等
		55　法第24条第4項の規定による利用調整地区への立入認定証の交付（同条第8項において準用する場合を含む。）								○			農林水産事務所等
		56　法第24条第5項の規定による立入認定証再交付の申請の受理及び立入認定証の再交付（同条第8項において準用する場合を含む。）								○			農林水産事務所等
		57　法第25条第2項の規定による指定認定機関の指定								○			農林水産事務所等
		58　法第25条第5項の規定による指定認定機関指定の公示					○						
		59　法第27条第1項の規定による指定認定機関の規程の認可								○			農林水産事務所等
		60　法第27条第2項の規定による指定認定機関の事業計画及び収支予算の認可								○			農林水産事務所等
		61　法第27条第4項の規定による指定認定機関における認定関係事務の全部又は一部の休止又は廃止								○			農林水産事務所等
		62　法第27条第5項の規定による認定関係事務の全部又は一部の執行								○			農林水産事務所等
		63　法第29条第1項の規定による指定認定機関に対する監督命令								○			農林水産事務所等
		64　法第29条第2項及び第3項の規定								○			農林水産事

		による指定認定機関の指定の取消し										務所等
		65　法第30条第1項の規定による指定認定機関の報告徴収及び立入検査等							○			農林水産事務所等
		66　法第29条第4項において準用する法第25条第5項の規定による指定認定機関の指定取消しの公示				○						
		67　法第33条第1項の規定による国定公園の普通地域内の行為の届出の受理							○			農林水産事務所等
		68　法第33条第2項の規定による国定公園の普通地域内の行為の禁止、制限及び措置の命令							○			農林水産事務所等
		69　法第33条第4項の規定による期間の延長及び通知							○			農林水産事務所等
		70　法第33条第6項の規定による期間の短縮及び通知							○			農林水産事務所等
		71　法第34条の規定による国定公園内における違法行為の中止命令、原状回復命令及び必要な措置の命令							○			農林水産事務所等
		72　法第34条第2項の規定により原状回復等を行う旨の公示				○						
		73　法第35条の規定による国定公園の報告の徴収及び立入検査等							○			農林水産事務所等
		74　法第36条の規定による国定公園の集団施設地区の指定			○							
		75　法第38条第2項の規定による国定公園における生態系維持回復事業計画の決定			○							
		76　法第38条第4項の規定による生態系維持回復事業計画の公示(同条第6項において準用する場合を含む。)				○						
		77　法第39条第2項の規定による国立公園における生態系維持回復事業の確認申請				○						
		78　法第39条第6項の規定による変更の確認申請(法第41条第4項において準用する場合を含む。)				○						
		79　法第39条第9項の規定による軽微な変更の届出(法第41条第4項において準用する場合を含む。)				○						
		80　法第41条第2項の規定による国定公園における生態系維持回復事業の確認				○						
		81　法第41条第3項の規定による国定公園における生態系維持回復事業の認定				○						
		82　法第42条の規定による国定公園における生態系維持回復事業の実施状況等の報告徴収				○						
		83　法第42条の2第1項の規定による必要な協議を行うため組織する協議会の設立			○							
		84　法第42条の2第3項において準用する法第16条の2第3項の規定による協議会の組織要請の受理				○						
		85　法第42条の2第3項において準用する法第16条の2第4項の規定による協議会を組織した旨の公表				○						
		86　法第42条の2第3項において準用				○						

		する法第16条の2第5項の規定による協議会への加入の申出の受理										
		87　法第42条の2第3項において準用する法第16条の2第7項の規定による必要な協力要請の受理				○						
		88　法第42条の4第1項の規定による自然体験活動促進計画の認定申請				○						
		89　法第42条の4第3項の規定による自然体験活動促進計画の認定				○						
		90　法第42条の4第4項の規定による環境大臣への協議				○						
		91　法第42条の4第6項の規定による自然体験活動促進計画（概要）の公表				○						
		92　法第42条の5第2項の規定による自然体験活動促進計画の軽微な変更に係る届出の受理							○			農林水産事務所等
		93　法第42条の5第3項において準用する法第42条の4第3項の規定による自然体験活動促進計画の変更認定							○			農林水産事務所等
		94　法第42条の5第3項において準用する法第42条の4第4項の規定による自然体験活動促進計画の変更に係る環境大臣への協議							○			農林水産事務所等
		95　法第42条の5第3項において準用する法第42条の4第6項の規定による自然体験活動促進計画の変更の公表				○						
		96　法第42条の6第1項の規定による自然体験活動促進計画の認定の取消							○			農林水産事務所等
		97　法第42条の6第2項の規定による自然体験活動促進計画の認定の取消の公表				○						
		98　法第42条の7の規定による報告徴収及び立入検査							○			農林水産事務所等
		99　法第43条第1項の規定による風景地保護協定の締結							○			農林水産事務所等
		100　法第43条第4項の規定による地方公共団体との協議（法第47条の規定において準用する場合を含む。次号から第67号までの規定において同じ。）							○			農林水産事務所等
		101　法第43条第5項の規定による公園管理団体による風景地保護協定締結の認可							○			農林水産事務所等
		102　法第44条第1項の規定による風景地保護協定締結の公告				○						
		103　法第44条第2項の規定による風景地保護協定締結の公告の際の意見書の受理							○			農林水産事務所等
		104　法第46条の規定による風景地保護協定締結の公告				○						
		105　法第46条の規定による風景地保護協定締結の協定区域の明示							○			農林水産事務所等
		106　法第49条第1項の規定による公園管理団体の指定							○			農林水産事務所等
		107　法第49条第2項の規定による公園管理団体の指定の公示				○						
		108　法第49条第3項の規定による公							○			農林水産事

		園管理団体の変更事項の届出の受理											務所等
		109　法第 49 条第 4 項の規定による公園管理団体の変更事項の公示					○						
		110　法第 52 条の規定による公園管理団体に対する改善命令								○			農林水産事務所等
		111　法第 53 条第 1 項の規定による公園管理団体の指定の取消し								○			農林水産事務所等
		112　法第 53 条第 2 項の規定による公園管理団体の指定の取消しの公示					○						
		113　法第 62 条第 1 項の規定による実地調査の実施及び同条第2項の規定による土地所有者等への通知								○			農林水産事務所等
		114　法第 64 条の規定による国定公園に関する損失補償に係る請求の受理、補償額の決定及び請求者への通知								○			農林水産事務所等
		115　法第 67 条第 2 項の規定による国定公園の特別地域等の指定等に係る関係行政機関の長への協議					○						
		116　法第 67 条第 4 項の規定による国の機関が行う国定公園に関する公園事業の執行の協議								○			農林水産事務所等
		117　法第 68 条第 1 項の規定による国の機関が行う国定公園の行為の協議								○			農林水産事務所等
		118　法第 68 条第 2 項の規定による国定公園における行為の協議に係る環境大臣への協議					○						
		119　法第 68 条第 3 項の規定による国の機関からの通知の受理								○			農林水産事務所等
		120　法第 68 条第 4 項の規定による国の機関からの通知に係る当該国の機関に対する協議								○			農林水産事務所等
		121　法第 79 条第 1 項の規定による国の関係地方行政機関の長との協議					○						
		122　法第 79 条第 2 項の規定による県立自然公園区域内で国の機関が行う行為の協議								○			農林水産事務所等
		123　自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 30 号及び第 15 条第 16 号の規定による自然を活用した催しの計画書の受理								○			農林水産事務所等
4	三重県立自然公園条例（昭和 33 年三重県条例第 2 号）の施行に関する事務	1　条例第5条の規定による県立公園の指定				○							
		2　条例第5条第2項の規定による公示											
		3　条例第6条第1項の規定による県立公園の指定の解除				○							
		4　条例第6条第1項の規定による県立公園の区域の変更				○							
		5　条例第6条第2項において準用する条例第5条第2項の規定による県立公園の指定の解除及び区域の変更の公示					○						
		6　条例第7条の規定による公園計画の決定及び公示				○							
		7　条例第8条の規定による公園計画の廃止及び変更並びに公示				○							

8　条例第8条の2第1項の規定による公園計画の変更に係る提案の受理				○							
9　法第8条の2第2項の規定による公園計画の変更に係る申出をする必要がないと判断した旨等の協議会への通知				○							
10　条例第8条の3第1項及び第2項の規定による公園事業の決定及び公示				○							
11　条例第8条の3第3項の規定による公園事業の廃止及び変更並びに公示				○							
12　条例第8条の4第1項の規定による国定公園事業の決定又は変更の提案の受理				○							
13　条例第8条の4第2項の規定による公園事業の決定又は変更をしない旨等の協議会への通知				○							
14　条例第9条第2項の規定による公園事業の執行の審査及び処理								○			農林水産事務所等
15　条例第9条第3項の規定による公園事業の執行の認可								○			農林水産事務所等
16　条例第9条第4項の規定による協議書又は申請書の受理								○			農林水産事務所等
17　条例第9条第6項の規定による変更の審査、処理及び認可								○			農林水産事務所等
18　条例第9条第7項の規定による変更協議書又は申請書の受理								○			農林水産事務所等
19　条例第9条第9項の規定による軽微な変更の届出の受理								○			農林水産事務所等
20　条例第9条の2の規定による公園事業の認可を受けた者に対する改善命令								○			農林水産事務所等
21　条例第9条の3第1項及び同条第2項の規定による公園事業者の地位承継の審査、処理及び承認								○			農林水産事務所等
22　条例第9条の3第3項の規定による公園事業者が死亡した場合の承認								○			農林水産事務所等
23　条例第9条の4の規定による公園事業の休廃止の届出の受理								○			農林水産事務所等
24　条例第9条の5第2項の規定による協議及び認可失効の届出の受理								○			農林水産事務所等
25　条例第9条の5第3項の規定による認可の取消し								○			農林水産事務所等
26　条例第9条の6第1項の規定による公園事業を廃止した者等に対する原状回復命令等								○			農林水産事務所等
27　条例第9条の6第2項の規定による公示								○			農林水産事務所等
28　条例第9条の8第4項の規定による利用拠点整備改善計画の認定					○						
29　条例第9条の8第6項の規定による利用拠点整備改善計画（概要）の公表					○						
30　条例第9条の9第2項の規定による利用拠点整備改善計画の軽微な変更に係る届出の受理								○			農林水産事務所等
31　条例第9条の9第3項において準								○			農林水産事

		用する条例第9条の8第4項の規定による利用拠点整備改善計画の変更認定										務所等
		32　条例第9条の9第3項において準用する条例第9条の8第6項の規定による利用拠点整備改善計画の変更の公表				○						
		33　条例第9条の10第1項の規定による利用拠点整備改善計画の認定の取消							○			農林水産事務所等
		34　条例第9条の10第2項の規定による利用拠点整備改善計画の認定の取消の公表				○						
		35　条例第9条の12の規定による公園事業の認可を受けた者に対する報告徴収及び立入検査							○			農林水産事務所等
		36　条例第16条第1項の規定による特別地域の指定、同条第3項に規定する指定の解除及び区域の変更			○							
		37　条例第16条第2項の規定による国の関係地方行政機関の長との協議				○						
		38　条例第16条第3項において準用する条例第5条第2項の規定による特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更の公示				○						
		39　条例第16条第4項の規定による特別地域内の行為の許可							○			農林水産事務所等
		40　条例第16条第6項から第8項までの規定による特別地域内の行為の届出の受理							○			農林水産事務所等
		41　条例第17条第1項の規定による県立公園の利用調整地区の指定			○							
		42　条例第17条第2項の規定による利用調整地区の指定、指定の解除及び区域の変更の公示				○						
		43　条例第18条第2項の規定による利用調整地区への立入認定申請の受理（同条第8項において準用する場合を含む。）							○			農林水産事務所等
		44　条例第18条第3項の規定による利用調整地区への立入りの認定（同条第8項において準用する場合を含む。）							○			農林水産事務所等
		45　条例第18条第4項の規定による利用調整地区への立入認定証の交付（同条第8項において準用する場合を含む。）							○			農林水産事務所等
		46　条例第18条第5項の規定による立入認定証の再交付申請の受理及び再交付（同条第8項において準用する場合を含む。）							○			農林水産事務所等
		47　条例第19条第1項の規定による指定認定機関の指定							○			農林水産事務所等
		48　条例第19条第5項の規定による指定認定機関の指定の公示				○						
		49　条例第21条第1項の規定による指定認定機関の規程の認可及び規程の変更の認可							○			農林水産事務所等
		50　条例第21条第2項の規定による指定認定機関の事業計画及び収支予算の認可							○			農林水産事務所等

51　条例第21条第3項の規定による指定認定機関の事業報告書及び収支決算書の受理								○			農林水産事務所等
52　条例第21条第4項の規定による指定認定機関における認定関係事務の全部又は一部の休止又は廃止の許可								○			農林水産事務所等
53　条例第21条第5項の規定による認定関係事務の全部又は一部の執行								○			農林水産事務所等
54　条例第23条第1項の規定による指定認定機関に対する監督命令								○			農林水産事務所等
55　条例第23条第2項及び第3項の規定による指定認定機関の指定の取消し								○			農林水産事務所等
56　条例第23条第4項において準用する条例第19条第5項の規定による指定認定機関の指定の取消しの公示					○						
57　条例第24条第1項の規定による指定認定機関の報告の徴収及び立入検査等								○			農林水産事務所等
58　条例第26条第1項の規定による普通地域内の行為の届出の受理								○			農林水産事務所等
59　条例第26条第2項の規定による普通地域内の行為の禁止、制限及び措置の命令								○			農林水産事務所等
60　条例第26条第4項の規定による期間の延長及び通知								○			農林水産事務所等
61　条例第26条第6項の規定による期間の短縮及び通知								○			農林水産事務所等
62　条例第27条第1項の規定による中止命令・原状回復命令及び必要な措置の命令等								○			農林水産事務所等
63　条例第27条第2項の規定により原状回復等を行う旨の公示					○						
64　条例第28条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査								○			農林水産事務所等
65　条例第29条第1項の規定による集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更				○							
66　条例第29条第2項において準用する条例第5条第2項の規定による集団施設地区の指定及び指定の解除並びに区域の変更の公示				○							
67　条例第30条の2第1項の規定による生態系維持回復事業計画の決定				○							
68　条例第30条の2第3項の規定による公示（同条第5項において準用する場合を含む。）					○						
69　条例第30条の2第4項の規定による意見の聴取				○							
70　条例第30条の3第2項の規定による確認								○			農林水産事務所等
71　条例第30条の3第3項の規定による認定								○			農林水産事務所等
72　条例第30条の3第6項の規定による変更の確認及び認定								○			農林水産事務所等
73　条例第30条の3第9項の規定による軽微な変更の届出の受理								○			農林水産事務所等
74　条例第30条の4の規定による認定								○			農林水産事

		の取消し										務所等
		75　条例第30条の5の規定による報告徴収								○		農林水産事務所等
		76　条例第30条の7第3項の規定による自然体験活動促進計画の認定					○					
		77　条例第30条の7第5項の規定による自然体験活動促進計画（概要）の公表					○					
		78　条例第30条の8第2項の規定による自然体験活動促進計画の軽微な変更に係る届出の受理								○		農林水産事務所等
		79　条例第30条の8第3項において準用する第30条の7第3項の規定による自然体験活動促進計画の変更認定								○		農林水産事務所等
		80　条例第30条の8第3項において準用する第30条の7第5項の規定による自然体験活動促進計画の変更の公表					○					
		81　条例30条の9第1項の規定による自然体験活動促進計画の認定の取消								○		農林水産事務所等
		82　条例第30条の9第2項の規定による自然体験活動促進計画の認定の取消の公表					○					
		83　第30条の10の規定による報告徴収及び立入検査								○		農林水産事務所等
		84　条例第31条第1項の規定による風景地保護協定の締結								○		農林水産事務所等
		85　条例第31条第4項の規定による市町との協議（条例第35条において準用する場合を含む。								○		農林水産事務所等
		86　条例第31条第5項の規定による公園管理団体による風景地保護協定の締結の認可（条例第35条において準用する場合を含む。）								○		農林水産事務所等
		87　条例第32条第1項の規定による風景地保護協定締結に係る公示（条例第35条において準用する場合を含む。）					○					
		88　条例第32条第3項の規定による風景地保護協定締結に係る意見書の受理（条例第35条において準用する場合を含む。）								○		農林水産事務所等
		89　条例第34条第1項の規定による風景地保護協定締結の公示（条例第35条において準用する場合を含む。）					○					
		90　条例第34条第1項の規定による風景地保護協定の写しの縦覧及び協定区域の明示（条例第35条において準用する場合を含む。）								○		農林水産事務所等
		91　条例第37条第1項の規定による公園管理団体の指定								○		農林水産事務所等
		92　条例第37条第2項の規定による公園管理団体の指定の公示					○					
		93　条例第37条第3項の規定による公園管理団体の変更事項の届出の受理								○		農林水産事務所等
		94　条例第37条第4項の規定による公園管理団体の変更事項の公示					○					
		95　条例第40条の規定による公園管理団体に対する改善命令								○		農林水産事務所等

		96　条例第41条第1項の規定による公園管理団体の指定の取消し								○			農林水産事務所等
		97　条例第41条第2項の規定による公園管理団体の指定の取消しの公示					○						
		98　条例第43条第1項の規定による実地調査の実施及び同条第2項の規定による土地所有者等への通知								○			農林水産事務所等
		99　条例第44条の規定による損失補償に係る請求の受理、補償額の決定及び請求者への通知								○			農林水産事務所等
		100　三重県立自然公園条例施行規則（昭和33年三重県規則第37号）第19条の規定による特別地域内における知事が指定するものの指定の公示等					○						
		101　規則第20条第30号及び第33条第16号の規定による自然を活用した催しの計画書の受理								○			農林水産事務所等

別表第一農林水産部水産資源管理課の表第四号の項中第四十八号を次のように改める。

48　法第132条に基づく省令による特定水産動植物の採捕の許可											
(1)　農林水産事務所の所管区域内に係るもの（所管を超える場合を除く。）								○			農林水産事務所等
(2)　(1)以外のもの					○						

別表第一雇用経済部雇用対策課の表中第一号の項から第四号の項までを削り、第五号の項を第一号の項とし、第六号の項を次のように改め、同項を同表第二号の項とする。

2	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）の施行に関する事務	1　法第8条第4項の規定による青少年雇用対策基本方針の策定に係る意見の具申（同条第6項において準用する場合を含む。）					○						
		2　法第19条第3項の規定による厚生労働大臣への調査報告					○						

別表第一雇用経済部雇用対策課の表中第七号の項から第九号の項までを削り、同表第十号の項中第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、第十三号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、第十七号から第二十六号までを削り、第二十七号を第十四号とし、第二十八号から第三十号までを十三号ずつ繰り上げ、第三十一号から第三十八号までを削り、同項を同表第三号の項とし、同表中第十一号の項から第十三号の項までを削り、第十四号の項を第四号の項とし、同表の次に次の表を加える。

雇用経済部　障がい者雇用・就労促進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	労働組合法（昭和24年法律第174号）の施行に関する事務	1　法第18条第1項の規定による労働協約の拡張適用の決定				○							
		2　法第19条の12第3項の規定による労働委員会の委員の任命	○										
		3　法第19条の12第6項において準用する法第19条の7第2項の規定による労働委員会の委員の罷免	○										
		4　労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定による使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦を求める手続					○						

		5　政令第21条第2項の規定による公益委員の候補者の名簿の提示				○							
		6　政令第22条の規定による公益委員からの通知の受理					○						
2	労働関係調整法（昭和21年法律第25号）の施行に関する事務	1　法第8条の2第1項の規定による特別調整委員の設置	○										
		2　法第8条の2第2項の規定による特別調整委員の任命	○										
		3　法第9条の規定による争議行為に係る届出の受理					○						
		4　法第18条第5号の規定による調停の請求	○										
		5　法第37条第1項の規定による公益事業の争議行為予告通知の受理					○						
		6　労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第1条の6において準用する勅令第1条の3第2項の規定による特別調整委員の罷免	○										
		7　勅令第1条の7第1項の規定による使用者を代表する特別調整委員又は労働者を代表する特別調整委員の候補者の推薦を求める手続					○						
		8　勅令第1条の7第2項の規定による公益を代表する特別調整委員の候補者の名簿の提示				○							
		9　勅令第2条第2項の規定による労働委員会からの通知の受理又は労働委員会への通知					○						
		10　勅令第2条第3項の規定による厚生労働大臣及び中央労働委員会への通知					○						
		11　勅令第8条第2項の規定による調停の請求	○										
		12　勅令第10条の4第2項の規定による公益事業の争議行為予告の厚生労働大臣への進達					○						
		13　勅令第10条の4第4項の規定による公益事業の争議行為予告の公表					○						
3	地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の施行に関する事務	1　法第14条第5号の規定による調停の請求	○										
		2　法第15条第5号の規定による仲裁の請求	○										
4	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）の施行に関する事務	法第4条第2項の規定による労働時間等設定改善指針の策定に係る意見の具申（同条第4項において準用する場合を含む。）					○						
5	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の施行に関する事務	1　法第44条の規定によるシルバー人材センター連合の指定					○						
		2　法第45条において準用する法第39条の規定による業務拡大に係る業種及び職種の指定					○						
		3　法第45条において準用する法第40条の規定による指定の区域の取消し					○						

		4　法第45条において準用する法第43条の規定によるシルバー人材センター連合の指定の取消し					○						
6	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）の施行に関する事務	1　法第4条第3項の規定による改善計画の認定（法第5条第3項において準用する場合を含む。）					○						
		2　法第5条第2項の規定による認定の取消し					○						
7	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）の施行に関する事務	1　法第8条第3項の規定による改善計画の認定（法第9条第3項において準用する場合を含む。）					○						
		2　法第9条第2項の規定による認定の取消し					○						
8	職業能力開発促進法の施行に関する事務	1　法第28条第3項の規定による職業訓練指導員免許証の交付					○						
		2　法第29条第1項の規定による職業訓練指導員免許の取消し					○						
		3　法第30条第1項の規定による職業訓練指導員試験の実施の決定					○						
		4　法第46条第2項及び第4項の規定による技能検定の実施					○						
		5　法第49条の規定による合格証書の交付					○						
		6　法第90条において準用する法第61条の規定による職業能力開発協会設立の認可			○								
		7　法第90条において準用する法第62条第2項の規定による定款の変更の認可					○						
		8　法第90条において準用する法第64条第2項の規定による役員の選任の認可					○						
		9　法第90条において準用する法第70条第2項の規定による解散の認可			○								
		10　法第90条において準用する法第71条の規定による清算人の選任					○						
		11　法第90条において準用する法第72条第1項の規定による財産処分の認可					○						
		12　法第90条において準用する法第74条第1項の規定による検査					○						
		13　法第90条において準用する法第75条の規定による勧告等					○						
		14　省令第42条第1項の規定による免許証の再交付					○						
		15　省令第45条第2項の規定による職業訓練指導員試験に係る公示					○						
		16　省令第46条の規定による試験の免除の決定					○						
		17　省令第48条の規定による合格証書					○						

		の交付											
		18　省令第69条第1項の規定による合格証書の再交付					○						
		19　省令第70条の規定による試験合格の通知					○						
		20　省令第71条第1項の規定による試験の停止等					○						
		21　省令第77条の規定による設立等の報告					○						
9	三重県技能評価認定要綱の施行に関する事務	1　要綱第6第1項の規定による認定					○						
		2　要綱第6第2項の規定による認定の通知					○						
		3　要綱第8第1項の規定による変更の承認					○						
		4　要綱第13第1項の規定による認定の取消し					○						
		5　要綱第14の規定による認定証明					○						
10	職業訓練手当支給規則（昭和41年三重県規則第48号）の施行に関する事務	規則第11条の規定による受給資格の認定等					○						
11	技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号）による技能者表彰に関する事務	規程第4条の規定による被表彰候補者の推薦					○						
12	労働者協同組合法（令和2年法律第78号）の施行に関する事務	1　法27条の規定による労働者協同組合の設立にかかる届出の受理					○						
		2　法33条の規定による定款の変更にかかる届出の受理					○						
		3　法60条の規定による総会の招集にかかる承認					○						
		4　法81条の規定による休眠組合に対する通知・公告					○						
		5　法82条の規定による組合継続にかかる届出の受理					○						
		6　法91条の規定による合併にかかる届出の受理					○						
		7　法94条の2の規定による特定労働者協同組合の設立にかかる認定					○						
		8　法94条の8の規定による特定労働者協同組合の設立にかかる公示					○						
		9　法94条の9の規定による特定労働者協同組合の設立にかかる変更認定					○						
		10　法94条の10の規定による特定労働者協同組合にかかる変更届の受理・公示					○						
		11　法94条の13の規定による特定労働者協同組合にかかる報酬規程等の受理					○						
		12　法94条の14の規定による特定労働者協同組合にかかる報酬規程等の公開					○						

		13　法94条の16の規定による特定労働者協同組合の合併にかかる届出の受理・公示					○						
		14　法94条の18の規定による特定労働者協同組合の清算結了にかかる届出の受理・公示					○						
		15　法94条の19の規定による特定労働者協同組合にかかる認定の取消し			○								
		16　法125条の規定による報告の徴収					○						
		17　法126条の規定による立入検査					○						
		18　法127条の規定による勧告、命令、その他の事業の停止命令			○								

別表第1雇用経済部中小企業・サービス産業振興課の表の次に次の表を加える。

雇用経済部　産業イノベーション推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	みえ新産業創出促進調達実施要綱（平成17年農商第09―158号）の施行に関する事務	1　要綱第5条の規定による事前審査会等の設置			○								
		2　要綱第9条第1項の規定による調書の作成					○						
		3　要綱第9条第2項の規定による新商品等の選定			○								
		4　要綱第9条第3項の規定による認定			○								
		5　要綱第9条第4項の規定による通知及び公表					○						
		6　要綱第10条第1項及び第2項の規定による試験施工等の実施			○								
		7　要綱第15条の規定による選定新商品等の取消し等			○								
		8　要綱第16条の規定による通知及び公表					○						
		9　要綱第17条第2項の規定による通知及び公表					○						
2	外国人起業活動の促進に関する事務	外国人起業活動促進事業に関する告示(平成30年経済産業省告示第256号)に基づく外国人起業活動管理支援計画の認定申請及び起業準備活動計画の確認等					○						

別表第1雇用経済部観光政策課の表を削り、同表の次に次の三表を加える。

観光部　観光総務課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	旅行業法（昭和27年法律第239号）の施行に関す	1　法第3条の規定による旅行業の登録					○						
		2　法第5条第2項の規定による登録の通知（法第6条の3第2項において準用する場合を含む。）					○						

	る事務	3　法第6条第2項の規定による登録拒否の通知（法第19条第3項において準用する場合を含む。）					○						
		4　法第6条の3第1項の規定による更新の登録					○						
		5　法第6条の4第1項の規定による変更登録					○						
		6　法第6条の4第3項の規定による登録事項の変更の届出の受理					○						
		7　法第12条の2第1項の規定による旅行業約款の認可					○						
		8　法第18条の3の規定による業務改善命令				○							
		9　法第19条第1項及び第2項の規定による旅行業の登録の取消し等				○							
		10　法第20条第1項及び第2項の規定による登録の抹消					○						
		11　法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録					○						
		12　法第25条第2項の規定による登録の通知					○						
		13　法第26条第2項の規定による登録拒否の通知（法第37条第3項において準用する場合を含む。）					○						
		14　法第27条第2項の規定による変更登録					○						
		15　法第36条の規定による業務改善命令				○							
		16　法第37条第1項及び第2項の規定による旅行サービス手配業の登録の取消し等				○							
		17　法第38条第1項及び第2項の規定による登録の抹消					○						
		18　法第64条の規定による意見の聴取					○						
		19　法第65条の規定による聴聞					○						
		20　法第70条第1項の規定による報告の徴収					○						
		21　法第70条第3項の規定による立入検査等					○						
2	総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）の施行に関する事務	1　法第5条の規定による基本構想の策定	○										
		2　法第6条の規定による基本構想の変更				○							
3	三重県営サンアリーナ条例（平成6年三重県条例第4号）の施行に関する事務	1　条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知					○						
		2　条例第6条第1項の規定による指定管理者の選定			○								
		3　条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定			○								
		4　条例第7条の規定による告示					○						
		5　条例第8条の規定による協定の締結			○								
		6　条例第9条の規定による事業報告書の受理					○						
		7　条例第10条の規定による業務状況					○						

		の聴取等											
		8　条例第11条第1項の規定による知事による施設管理の決定					○						
		9　条例第11条第2項の規定による使用料の徴収					○						
		10　条例第17条第2項の規定による利用料金の承認					○						
		11　条例第21条ただし書の規定による原状回復義務の免除の承認					○						

観光部　観光戦略課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	みえの観光振興に関する条例（平成23年三重県条例第34号）の施行に関する事務	1　条例第21条第1項の規定による基本計画の策定	○										
		2　条例第21条第3項の規定による意見の聴取（条例第21条第6項において準用する場合を含む。）					○						
		3　条例第21条第4項の規定による基本計画の公表（条例第21条第6項において準用する場合を含む。）					○						
		4　条例第21条第5項の規定による基本計画に基づく施策の実施状況の公表					○						
		5　条例第27条第1項の規定による三重県観光審議会委員の任命			○								

観光部　海外誘客課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称
			知事	専決者								受任者	
				副知事	本庁				地域機関				
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）の施行に関する事務	1　法第18条の規定による全国通訳案内士の登録					○						
		2　法第22条の規定による全国通訳案内士登録証の交付					○						
		3　法第24条の規定による全国通訳案内士登録証の再交付等						○					
		4　法第25条第1項及び第2項の規定による登録の取消し					○						
		5　法第25条第3項の規定による登録の取消し又は名称の使用の停止					○						
		6　法第34条の規定による報告の徴収					○						

別表第一県土整備部河川課の表に次のように加える。

11	特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）の施行に関する事務	1　法第3条第1項の規定による特定都市河川（一級河川）の指定			○								
		2　法第3条第3項の規定による特定都市河川流域の指定			○								
		3　法第3条第5項の規定による特定都市河川（二級河川）の指定			○								
		4　法第3条第7項の規定による特定都			○								

		市河川及び特定都市河川流域の指定に係る国土交通大臣との協議										
		5　法第3条第8項の規定による特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（一級河川）に係る関係市町等への聴取				○						
		6　法第3条第9項の規定による特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（二級河川）に係る関係市町等への聴取				○						
		7　法第3条第10項の規定による特定都市河川及び特定都市河川流域の指定の公示					○					
		8　法第4条第1項の規定による流域水害対策計画の策定				○						
		9　法第4条第4項の規定による流域水害対策計画に係る国土交通大臣との協議				○						
		10　法第4条第10項の規定による流域水害対策計画公表					○					
		11　法第8条第3項の規定による雨水貯留浸透施設の区域の公示					○					
		12　法第9条第2項の規定による費用負担の協議					○					
		13　法第10条第1項の規定により排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準の制定				○						
		14　法第12条第1項の規定による雨水貯留浸透施設設備計画の認定					○					
		15　法第12条第2項の規定による雨水貯留浸透施設設備計画の認定に係る公共下水道管理者との協議					○					
		16　法第13条第1項の規定による認定の通知					○					
		17　法第13条第2項の規定による認定の通知					○					
		18　法第13条第3項の規定による認定の通知					○					
		19　法第16条第1項の規定による費用の一部の補助					○					
		20　法第19条第1項の規定による管理協定の締結					○					
		21　法第21条第1項の規定による管理協定の縦覧					○					
		22　法第22条第1項の規定による管理協定の公示					○					
		23　法第25条第1項の規定による報告の徴収					○					
		24　法第26条第1項の規定による地位の継承					○					
		25　法第27条第1項の規定による改善命令					○					
		26　法第28条第1項の規定による計画の認定の取消し					○					
		27　法第31条第1項の規定による雨水浸透阻害行為の許可申請					○					
		28　法第36条第1項の規定による許可					○					

又は不許可の通知												
29　法第37条第1項の規定による雨水浸透阻害行為の変更					○							
30　法第38条第2項の規定による雨水浸透阻害行為の工事完了の検査					○							
31　法第39条第1項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可					○							
32　法第41条第1項の規定による監督処分					○							
33　法第41条第2項の規定による監督処分ならびに公告					○							
34　法第41条第3項の規定による公示					○							
35　法第43条第2項の規定による報告の徴収					○							
36　法第44条第1項の規定による保全調整池の指定				○								
37　法第44条第2項の規定による意見聴取					○							
38　法第44条第3項の規定による保全調整池の公示ならびに通知					○							
39　法第46条第1項の規定による行為の届出					○							
40　法第46条第2項の規定による通知					○							
41　法第46条第3項の規定による通知					○							
42　法第46条第4項の規定による助言又は勧告					○							
43　法第48条第1項の規定による管領協定の締結等					○							
44　法第49条第1項の規定による管理協定の縦覧等					○							
45　法第50条第1項の規定による管理協定の公告等					○							
46　法第53条第1項の規定による貯留機能保全区域の指定				○								
47　法第53条第2項の規定による意見聴取					○							
48　法第53条第3項の規定による土地所有者の同意					○							
49　法第53条第4項の規定による貯留機能保全区域の公示ならびに通知					○							
50　法第55条第1項の規定による行為の届出					○							
51　法第55条第2項の規定による通知					○							
52　法第55条第3項の規定による助言又は勧告					○							
53　法第56条第1項の規定による浸水被害防止区域の指定				○								
54　法第56条第3項の規定による公告と縦覧					○							
55　法第56条第5項の規定による意見聴取					○							
56　法第56条第6項の規定による区域の公示					○							

57　法第56条第7項の規定による図書の送付					○						
58　法第56条第10項の規定による指定の解除				○							
59　法第57条第1項の規定による特定開発行為の許可					○						
60　法第57条第3項の規定による都道府県知事の同意					○						
61　法第58条第1項の規定による申請の手続き					○						
62　法第61条第2項の規定による許可又は不許可の通知					○						
63　法第63条第1項の規定による都道府県知事への届け出					○						
64　法第63条第2項の規定による工事完了の検査					○						
65　法第63条第3項の規定による区域の公告					○						
66　法第65条第1項の規定による都道府県知事への届け出					○						
67　法第66条第1項の規定による特定建築行為の許可					○						
68　法第67条第1項の規定による申請の手続き					○						
69　法第70条第2項の規定による許可又は不許可の通知					○						
70　法第73条第1項の規定による監督処分					○						
71　法第73条第2項の規定による監督処分ならびに公告					○						
72　法第73条第3項の規定による公示					○						
73　法第75条第1項の規定による報告の徴収					○						
74　法第75条第2項の規定による報告の徴収					○						
75　法第76条第1項の規定による移転等の勧告					○						
76　法第77条第2項の規定による測量又は調査のための土地の立ち入りの通知					○						
77　法第77条第6項の規定による測量又は調査のための土地の立ち入りの通知					○						
78　法第77条第8項の規定による立ち入り又は一時使用による損失の補償				○							
79　法第77条第8項の規定による立ち入り又は一時使用による損失の補償金の支払い					○						
80　法第79条第1項の規定による費用の補助					○						
81　法第84条第1項の規定による罰則					○						
82　法第85条第1項の規定による罰則					○						
83　法第86条第1項の規定による罰則					○						
84　法第88条第1項の規定による罰則					○						
85　法第89条第1項の規定による罰則					○						

		86　政令第9条第2項の規定による基準降雨の公示					○						
		87　政令第11条第1項の規定による収用委員会の裁決の申請手続き					○						
		88　省令第19条第3項の規定による河川管理者・下水道管理者への意見聴取					○						

別表第一県土整備部都市政策課の表に次のように加える。

11	花とみどりの三重づくり条例（令和5年三重県条例第26号）の施行に関する事務	1　条例第19条第1項の規定による基本計画の策定			○								
		2　条例第19条第4項の規定による推進会議及び市町長に対する意見の聴取			○								
		3　条例第19条第6項の規定による公表					○						
		4　条例第19条第8項の規定による公表等					○						
		5　条例第21条第3項の規定による推進会議委員の任命			○								
		6　花とみどりの三重づくり推進会議規則（令和5年三重県規則第11号）第4条第2項の規定による幹事の任命					○						

別表第一県土整備部建築開発課の表第一号の項第六十二号中「第55条第4項」を「第55条第5項」に、「第59条第5項」を「第58条第3項」に改め、同項中第二百二号を第二百八号とし、第百九十三号から第二百一号までを六号ずつ繰り下げ、第百九十二号を第百九十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

197　法第87条の3第8項の規定による建築審査会の同意を求めること					○							

別表第一県土整備部建築開発課の表第一号の項第百九十一号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同号を同項第百九十六号とし、同項第百九十号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同号を同項第百九十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

194　法第87条の3第5項の規定による許可の期間延長								○			建設事務所	

別表第一県土整備部建築開発課の表第一号の項中第百八十九号を第百九十三号とし、第百七十四号から第百八十八号までを四号ずつ繰り下げ、同項第百七十三号中「第85条第7項」を「第85条第8項」に改め、同号を同項第百七十七号とし、同項第百七十二号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同号を同項第百七十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

175　法第85条第5項の規定による許可の期間延長								○			建設事務所	

別表第一県土整備部建築開発課の表第一号の項第百七十一号中「第85条第3項及び第5項」を「第85条第3項及び第6項」に改め、同号を同項第百七十四号とし、同項第八十九号から同項第百七十号までを三号ずつ繰り下げ、同項第八十八号を同項第九十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

90　法第58条第2項の規定による許可					○							

別表第一県土整備部建築開発課の表第一号の項中第八十七号を第八十九号とし、同項中第八十一号から第八十六号までを二号ずつ繰り下げ、第八十号を第八十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

81　法第55条第4項の規定による建築物の許可					○							

別表第一県土整備部建築開発課の表第一号の項中第七十九号を第八十号とし、第七十三号から第七十八号までを一号ずつ繰り下げ、第七十二号を第七十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

72　法第52条第6項第3号の規定による認定								○			建設事務所	

別表第一県土整備部下水道経営課の表第四号の項第十号中「第29条」を「第26条」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の前に次の四号を加える。

10　条例第22条第1項の規定による使					○							

用の許可												
11　条例第24条の規定による使用者等に対する指示					○							
12　条例第25条第1項の規定による使用の制限等					○							
13　条例第25条第2項ただし書きの規定による使用の制限等の免除の承認					○							

別表第一県土整備部住宅政策課の表に次のように加える。

16	争訟に関する事務	地方自治法第180条第1項の規定により知事が専決処分にすることができるものであって、県営住宅に係る訴え（支払督促を含む。）等の提起及び応訴に係る方針の決定			○								

別表第一デジタル社会推進局デジタル戦略企画課の表からデジタル社会推進局デジタル事業推進課の表までを削る。

別表第二共通決裁事項(1)一般事務の表第十一号の項の次に次の一項を加える。

11-2	職員の高齢者部分休業に関する事務	1　地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業の承認又は承認の取消し（2に掲げるものを除く）											
		(1)　部長職に係るもの		○									
		(2)　(1)に掲げる職以外の職に係るもの			○								
		2　職員の高齢者部分休業に関する規則（令和4年三重県人事委員会規則12-16）第2条第3項の規定に基づく高齢者部分休業の取消し											
		(1)　本庁の部長職に係るもの		○									
		(2)　次長及び本庁の次長職に係るもの			○								
		(3)　本庁の課長及び本庁の課長職（課に置かれるものを除く。）に係るもの				○							
		(4)　地域機関の所長及び室長並びに地域機関の次長職及び課長職（室に置かれるものを除く。）に係るもの							○				
		(5)　(1)から(4)までに掲げる職以外の職に係るもの											
		イ　本庁に係るもの					○						
		ロ　地域機関に係るもの								○			

別表第二共通決裁事項(1)一般事務の表第二十四号の項第十五号中「届出の受理」を「届出」に改め、同表第三十二号の項を次のように改める。

32	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年三重県条例第47号）の施行に関する事務	1　法第75条第1項の規定による作成											
		(1)　本庁の所掌に属する場合					○						
		(2)　地域機関の所掌に属する場合								○			
		2　法第82条の規定による決定並びに条例第3条第2項及び第4条の規定による延長											
		(1)　本庁の所掌に属する場合					○						
		(2)　地域機関の所掌に属する場合								○			
		3　法第85条第1項の規定による移送											
		(1)　本庁の所掌に属する場合					○						
		(2)　地域機関の所掌に属する場合								○			
		4　法第86条第2項の規定による第三											

		者に対する意見書提出の機会の付与											
		(1)　本庁の所掌に属する場合					○						
		(2)　地域機関の所掌に属する場合								○			
		5　法第 93 条の規定による決定並びに法第 94 条第 2 項及び第 95 条の規定による延長											
		(1)　本庁の所掌に属する場合					○						
		(2)　地域機関の所掌に属する場合								○			
		6　法第 96 条第 1 項の規定による移送											
		(1)　本庁の所掌に属する場合					○						
		(2)　地域機関の所掌に属する場合								○			
		7　法第 101 条の規定による決定並びに法第 102 条第 2 項及び第 103 条の規定による延長											
		(1)　本庁の所掌に属する場合					○						
		(2)　地域機関の所掌に属する場合								○			
		8　法第 105 条第 3 項において準用する法同条第 1 項の規定による諮問			○								

別表第二共通決裁事項(一)一般事務の表第三十九号の項第十一号中「第38条」を「第42条」に改め、同項第十二号及び第十三号中「第39条第2項」を「第43条第2項」に改め、同項第十四号中「第39条第3項」を「第43条第3項」に改め、同項第十五号中「第39条第5項」を「第43条第5項」に改め、同項第十七号中「第1条第5号、第6条第5号、第7条第5号及び第8条第5号」を「第1条第5号、第8条第5号、第9条第5号及び第11条第5号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十六号中「第41条」を「第53条」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

16　法第 45 条第 4 項の規定による所有者不明土地対策計画の受理					○						
17　法第 50 条の規定による情報の提供又は指導若しくは助言											
(1)　本庁の所掌に属するもの					○						
(2)　地域機関の所掌に属するもの							○				

別表第二共通決裁事項(一)一般事務の表中第四十一号の項を第四十三号の項とし、第四十号の項を第四十二号の項とし、同項の前に次の二項を加える。

40	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和 3 年法律第 25 号）の施行に関する事務	1　法第 7 条の規定による資料の提供、説明、事実の調査の援助その他必要な協力											
		(1)　本庁の所掌に属するもの					○						
		(2)　地域機関の所掌に属するもの							○				
		2　法第 13 条第 3 項の規定による同意			○								
41	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）の施行に関する事務	1　法第 5 条第 5 項の規定による通知の受理（同条第 6 項において準用する場合を含む。）					○						
		2　法第 7 条第 2 項の規定による情報の提供											
		(1)　本庁の所掌に属するもの					○						
		(2)　地域機関の所掌に属するもの							○				
		3　法第 8 条の規定による報告又は資料の提出											
		(1)　本庁の所掌に属するもの					○						
		(2)　地域機関の所掌に属するもの							○				
		4　法第 12 条第 5 項の規定による通知					○						

		の受理（同条第７項において準用する場合を含む。）											
		5　法第22条の規定による資料の提供、意見の開陳その他の協力											
		(1)　本庁の所掌に属するもの					○						
		(2)　地域機関の所掌に属するもの							○				

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一県土整備部都市政策課の表の改正規定（同表第十一号の項を加える改正規定中同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

訓　　令

三重県訓令第６号

庁中一般
地域機関

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和５年３月31日

三重県知事　一　見　勝　之

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員任免事務取扱規程（昭和40年三重県訓令第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この規程は、知事が任免する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第３条第２項に規定する一般職に属する職員（非常勤職員（法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第18条第１項の規定により採用された職員を除く。）及び法第22条の３第１項に規定する臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の任免に関する事務の取扱いを明確にし、その合理化を図ることを目的とする。	（趣旨） 第１条　この規程は、知事が任免する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第３条第２項に規定する一般職に属する職員（非常勤職員（法第28条の４第１項若しくは第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第18条第１項の規定により採用された職員を除く。）及び法第22条の３第１項に規定する臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の任免に関する事務の取扱いを明確にし、その合理化を図ることを目的とする。
２　（略）	２　（略）
（降任） 第５条　部局長等は、職員を当該職員の非違によることなく降任（法第28条の２第１項の規定による降任を除く。）しようとする場合、当該職員の同意書を総務部長に提出しなければならない。	（降任） 第５条　部局長等は、職員を当該職員の非違によることなく降任しようとする場合、当該職員の同意書を総務部長に提出しなければならない。
別表（第13条関係） 人事異動通知書記載要領 発令事項　発令形式　摘要 （略）　（略）　（略）　（略）	別表（第13条関係） 人事異動通知書記載要領 発令事項　発令形式　摘要 （略）　（略）　（略）　（略）

定年前再任用	一般	氏　名 三重県職員に定年前再任用する (ア)（○週○○日勤務）を命ずる ○○職○級を給する 任期は　年　月　日までとする	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）
分限処分	（略）	（略）	（略）
	復職	休職（職名）氏　名 復職させる	
	管理監督職勤務上限年齢による降任等	（職名）氏　名 地方公務員法第28条の2第1項の規定により（ア）に降任（又は転任）させる	
	異動期間の延長	（職名）氏　名 地方公務員法第28条の5の規定により 年　月　日まで異動期間を延長する	
	延長した異動期間の繰り上げ	（職名）氏　名 異動期間の期限を 年　月　日に繰り上げる	
（略）	（略）	（略）	（略）

注　（略）

再任用	一般	氏　名 三重県職員に再任用する (ア)を命ずる ○○職○級を給する 任期は　年　月　日までとする	再任用短時間勤務職員の場合は、(ア)の末尾に、当該職員の通常の勤務時間の内容を「（○週○○日勤務）」又は「（○週○○時間勤務）」と記入する。
	任期の更新	（職名）氏　名 再任用の任期を　年　月　日まで更新する	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）
分限処分	（略）	（略）	（略）
	復職	休職（職名）氏　名 復職させる	
（略）	（略）	（略）	（略）

注　（略）

附　則

1　この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

2　職員の定年等に関する条例附則第五項の規定により採用する職員（以下「暫定再任用職員」という。）に係る人事異動通知書の記載要領は、次の表に定めるところによる。

別表（附則第2項関係）

発令事項		発令形式	摘要
暫定再任用	一般	氏　名 三重県職員に暫定再任用する (ア)を命ずる ○○職○級を給する 任期は　年　月　日までとする	暫定再任用職員のうち短時間勤務の職を占めるものの場合は、(ア)の末尾に、当該職員の通常の勤務時間の内容を「（○週○○日勤務）」と記入する。

	任期の更新	（職名）氏　名 暫定再任用の任期を　年　月　日まで更新する	
	任期の定めのない職員	（職名）氏　名 任期の定めのない職員となつた	
	任期の満了	（職名）氏　名 暫定再任用の任期の満了により　年　月　日限り退職	

三重県訓令第７号

庁　中　一　般
地　域　機　関

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和５年３月 31 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の服務に関する訓令（昭和 55 年三重県訓令第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（用語の定義）
第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　職員　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第３条第２項に規定する一般職に属する職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法<u>第 22 条の４第１項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をいう。
(2)　（略）
（勤務時間等）
第 11 条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年三重県条例第１号。以下「勤務時間条例」という。）第４条第２項の規定に基づき勤務時間が割り振られている職員の勤務時間及び休憩時間は、次の表のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110 号）第 10 条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員の勤務時間及び休憩時間は知事が別に定めるものとし、法<u>第 22 条の４第１項又は第 22 条の５第１項若しくは第２項</u>の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第１項の規定により採用された職員の勤務時間及び休憩時間は午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間で知事が別に定める。
<table><tr><th>勤務時間</th><th>休憩時間</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>２～５　（略）</td><td>（用語の定義）
第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　職員　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第３条第２項に規定する一般職に属する職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法<u>第 28 条の５第１項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をいう。
(2)　（略）
（勤務時間等）
第 11 条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年三重県条例第１号。以下「勤務時間条例」という。）第４条第２項の規定に基づき勤務時間が割り振られている職員の勤務時間及び休憩時間は、次の表のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110 号）第 10 条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員の勤務時間及び休憩時間は知事が別に定めるものとし、法<u>第 28 条の４第１項若しくは第 28 条の５第１項又は第 28 条の６第１項若しくは第２項</u>の規定により採用された職員<u>で法第 28 条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第１項の規定により採用された職員の勤務時間及び休憩時間は午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間で知事が別に定める。
<table><tr><th>勤務時間</th><th>休憩時間</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>２～５　（略）</td></tr>
</table>

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

発行　三　重　県

三重県津市栄町１丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/